# 門真市環境基本計画

# 素案

令和６年 12 月

門真市

# 目 次


## 第1章 計画の基本的な考え方

1−1 環境基本計画改定の背景 …… 1
1−2 門真市環境基本計画の位置づけ …… 5
1−3 計画の期間 …… 6
1−4 計画の対象 …… 6
1−5 市・市民・事業者の役割と責務 …… 7

## 第2章 環境の現状と課題

2−1 環境分野の社会潮流 …… 10
2−2 市の概況 …… 14

## 第3章 目指すべき環境像と目標

3−1 環境像 …… 22
3−2 環境像実現のための目標と環境指標 …… 24

## 第4章 目標達成のための施策

4−1 施策の体系図 …… 26
4−2 施策の推進 …… 27

## 第5章 計画の着実な推進に向けて

5−1 推進体制 …… 43
5−2 計画の進捗管理 …… 44

## 資料編

1 門真市環境基本条例 …… 45
2 門真市環境審議会 …… 48
3 諮問 …… 50
4 答申 …… 51
5 環境に関するアンケート調査結果 …… 52
6 門真市環境基本計画等庁内検討委員会 …… 107
7 パブリックコメントの実施結果 …… 108
8 二酸化炭素排出量の算定方法 …… 109
9 再生可能エネルギー導入目標の設定方法 …… 111
10 気候変動の将来予測 …… 112
11 用語集 …… 115


【本計画の図表について】
・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
・脚注は「※」で示しています。

# 第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

## Ⅰ－Ⅰ 環境基本計画改定の背景

### （１）計画を取り巻く社会潮流の変化

#### ア 3つの環境危機

現在、人類は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しています。

令和５（2023）年 7 月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、極端な高温、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴い洪水や暴風雨等による被害が深刻化することが懸念されています。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第 6 の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去 5 回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

また、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性、高蓄積性、毒性、長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

出典：令和６年版環境・循環型社会・生物多様性白書、
大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

図Ⅰ－Ⅰ 令和５（2023）年に世界各地で発生した気象災害

### イ 経済、社会、環境の現状

世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書 2024」では、今後 10 年間に直面する最も深刻な 10 のリスクのうち、「異常気象」、「地球システムの危機的変化（気候の転換点）」、「生物多様性の損失と生態系の崩壊」、「天然資源不足」、「汚染（大気、土壌、水）」の 5 つを環境関連のリスクが占めており、環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析しています。

近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではないという認識を世界的に定着させました。

| ランキング | 2014年 | 2024年 |
|---|---|---|
| 1位 | 財政危機 | ■異常気象 |
| 2位 | ■気候変動の緩和と適応の失敗 | ■地球システムの危機的変化（気候の転換点） |
| 3位 | ■水供給危機 | ■生物多様性の損失と生態系の崩壊 |
| 4位 | 構造的な失業及び不完全雇用 | ■天然資源不足 |
| 5位 | 重要情報インフラの故障 | 誤報と偽情報 |
| 6位 | ■異常気象 | AI技術がもたらす悪影響 |
| 7位 | ■生物多様性の喪失と生態系の崩壊 | 非自発的移住 |
| 8位 | 所得格差 | サイバー犯罪やサイバーセキュリティ対策の低下 |
| 9位 | サイバー攻撃 | 社会の二極化 |
| 10位 | 深刻な社会的不安定 | ■汚染（大気、土壌、水） |

注：■：環境関連のリスク
注：10年後に起こりうる影響（深刻さ）の上位10項目
資料：2014年World Economic Forum「Global Risks Report 2014」（2014年1月）、2024年 World Economic Forum「Global Risks Report 2024」（2024年1月）より環境省作成

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

**図 1-2 平成 26（2014）年と令和6（2024）年の報告書における今後 10 年間のグローバルリスクの重要度ランキング**

### ウ SDGs

平成 27（2015）年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 のゴールが設定されました。

「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

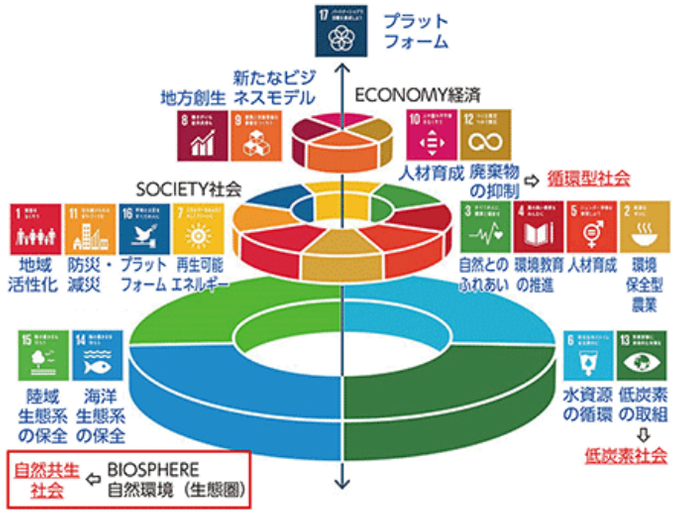


資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和 6 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

**図 I -3 SDGs のウェディングケーキモデル**

### エ 第六次環境基本計画

国はこれらの環境危機を踏まえ、令和6（2024）年5月に環境分野を統合する最上位の計画である「第六次環境基本計画」を策定しました。同計画では、現代文明は持続可能ではなく、転換が不可避であり、社会変革が必要であるとされています。

また、同計画においては、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられ、あわせて環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

### コラム ： 環境収容力の現状（エコロジカル・フットプリント）

人間活動が地球環境に与える影響を示す指標の一つに、「エコロジカル・フットプリント」があります。

人間が消費する自然資本量（需要）を数値化し、地球が生産する自然資本量（供給）「バイオキャパシティ」と比較することで私たちの生活がどれだけ環境に負荷をかけているかを把握できます。

仮に、世界の人が全て現在の日本と同様の生活をした場合、地球 2.8 個分の自然資源が必要になると考えられており、「地球 1 個分で暮らす」ために、生活スタイルを変えていく必要があります。

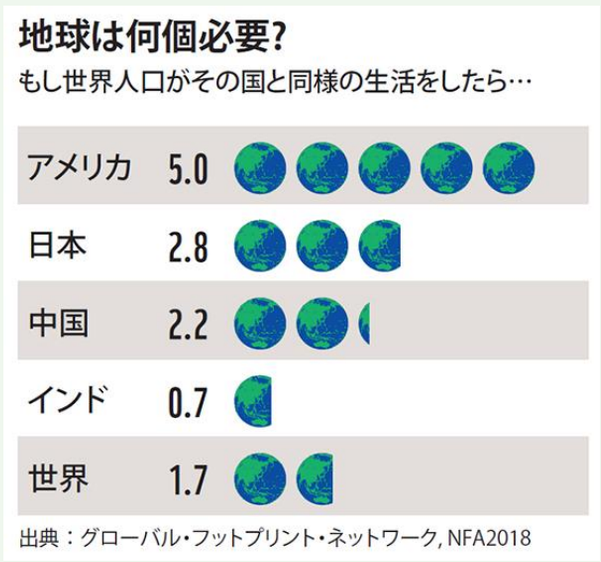

## （2）環境に関する市の取り組み

門真市では、環境の保全と創造に関する基本理念や基本方針を定め、市域の特性に応じた環境施策を総合的に行うために、「門真市環境基本条例」を平成 25（2013）年 10 月に施行しました。

平成 27（2015）年 3 月には、同条例に基づき、「門真市環境基本計画」を策定し、環境政策を推進してきました。

また、平成 18（2006）年3月に、市及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「門真市エコオフィス推進計画」を策定し、令和6（2024）年3月に5度目の改定を行いました。第5期エコオフィス推進計画では、市の事務及び事業に伴う令和5（2023）年度の温室効果ガス総排出量は平成 29（2017）年度比で 37.9%（法定指標）削減できました。

さらに、令和4（2022）年6月の門真市議会第2回定例会においては、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すことを表明し、令和5（2023）年 10 月には、環境省の「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」の取り組みに賛同し、「デコ活宣言」をしました。

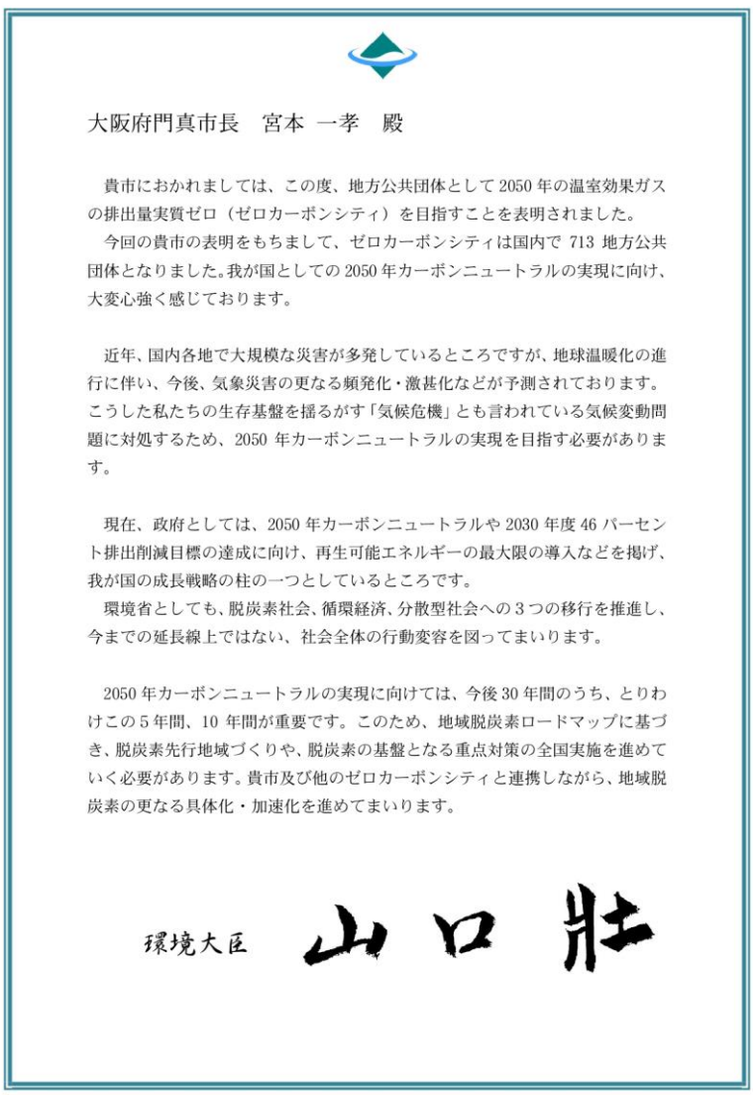

大阪府門真市長　宮本 一孝　殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として 2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 713 地方公共団体となりました。我が国としての 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度 46 パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への３つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後 30 年間のうち、とりわけこの５年間、10 年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣　山口 壮

**図 1-4 門真市ゼロカーボンシティ表明に対する環境大臣からのメッセージ**

# Ⅰ-2 門真市環境基本計画の位置づけ

本計画は、門真市環境基本条例に基づき、門真市の環境に関する現状と課題を抽出するとともに、門真市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、次に掲げる事項を定めています。

**門真市環境基本条例 環境基本計画**

**第８条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包するものとし、国や府の計画等とも整合を図るとともに、各種関連計画等とも連携・調整を図りながら策定するものです。

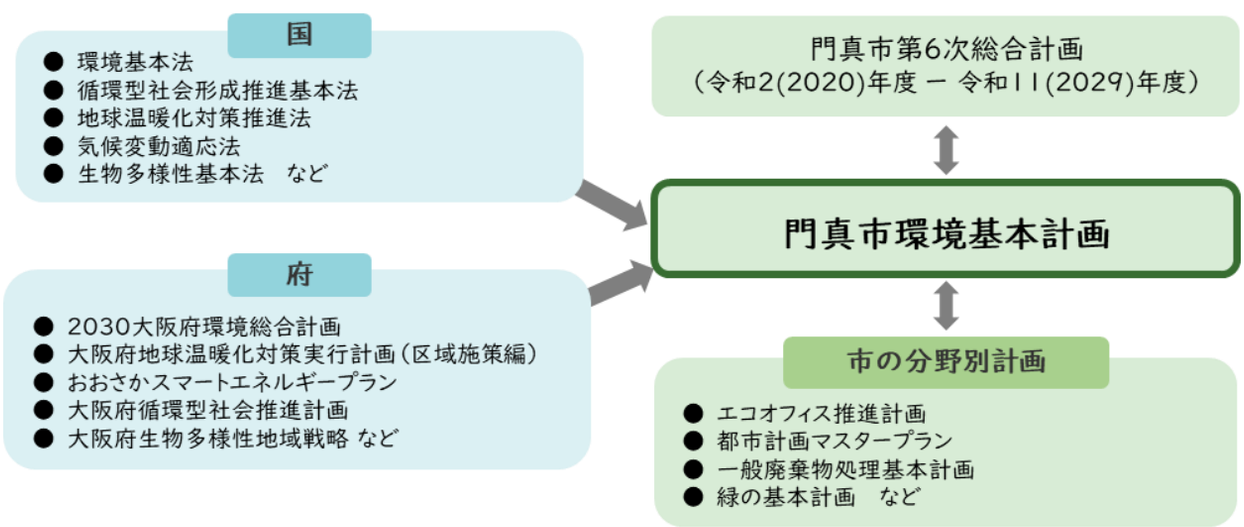


図Ⅰ-5 門真市環境基本計画の位置づけ

# 1-3 計画の期間

門真市環境基本計画は、中・長期的な視点に立ち、門真市の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。

計画開始年度を令和7（2025）年度、目標年度を令和 16（2034）年度とする 10 年間を計画期間とします。

本計画に新たに包含する地方公共団体実行計画（区域施策編）については、国の「地球温暖化対策計画」や府の「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図るため、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とし、最終的には令和 32（2050）年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目標とします。

なお、計画期間中にあっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

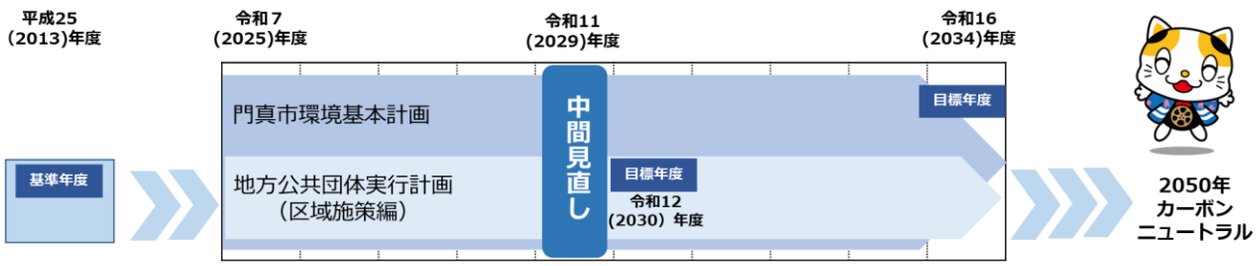


図 1-6 計画期間

# 1-4 計画の対象

## （1）対象とする環境の範囲

本計画が対象とする「環境」の範囲は、概ね以下のとおりとします。

表 1－1 計画の対象となる環境の範囲

| | | |
|---|---|---|
| 地球環境 | | 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源の有効活用、エネルギーなど |
| | 生活環境 | 景観・美化、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物など |
| | 自然環境 | 生物多様性の保全、緑・水辺・自然とのふれあいなど |

## （2）対象地域

本計画の対象地域は、門真市の全域とします。ただし、他地域より越境する汚染物質への対応など、門真市単独では解決が容易でない問題については、国及び他の地方公共団体との連携を図ります。

# Ⅰ-5 市・市民・事業者の役割と責務

過去の環境問題は、一部の企業の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊など、原因が比較的明確で対処・解決がある程度可能でした。

しかし、現在は、地球温暖化のように地球規模の問題や、生物多様性の保全といった原因の追求やそれに応じた対処・解決が困難な環境問題がみられます。

このような状況においては、事業者や行政だけでは解決が困難です。市・市民・事業者の３者が目指す環境像や取り組みの方向性を共有し、互いの得意、不得意を理解し、協力する必要があります。

## （1）市の役割と責務

●環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。

●取り組みの成果や課題について情報提供を行い、市民や事業者がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援を行います。

●施策の策定や事業の実施にあたっては、関係部署と連携を取りながら進めるとともに、環境負荷の低減や自然環境の保全等に積極的に努めます。

また、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携を図り、環境問題への対応に取り組みます。

**門真市環境基本条例　市の責務**

第4条　市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

## （2）市民の役割と責務

●自らの日常生活が門真市の環境、ひいては地球環境に影響を与えていることを認識し、環境負荷の低減に努めます。

●地域の環境保護活動に参加するなど、身近なところから環境問題への対応や解決に主体的に取り組みます。

●門真市が実施する施策に積極的に協力します。

**門真市環境基本条例　市民の責務**

第5条　市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

## （3）事業者の役割と責務

●自らの事業活動が門真市の環境、ひいては地球環境に与える影響を認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。

●地域の一員として良好な市内環境の整備に努めます。

●商品の製造、販売、廃棄などの各段階において環境負荷を最小限にとどめるよう努めます。

●時代のニーズを踏まえながら、環境を意識した事業活動により、環境と経済の共生を目指します。

●公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講じます。事業活動によって市民の健康や生活環境について紛争が生じたときは、誠意をもってその対応と解決に当たります。

**門真市環境基本条例　事業者の責務**

第6条　事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努めなければならない。
2　事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
3　事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
4　事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。
5　事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない

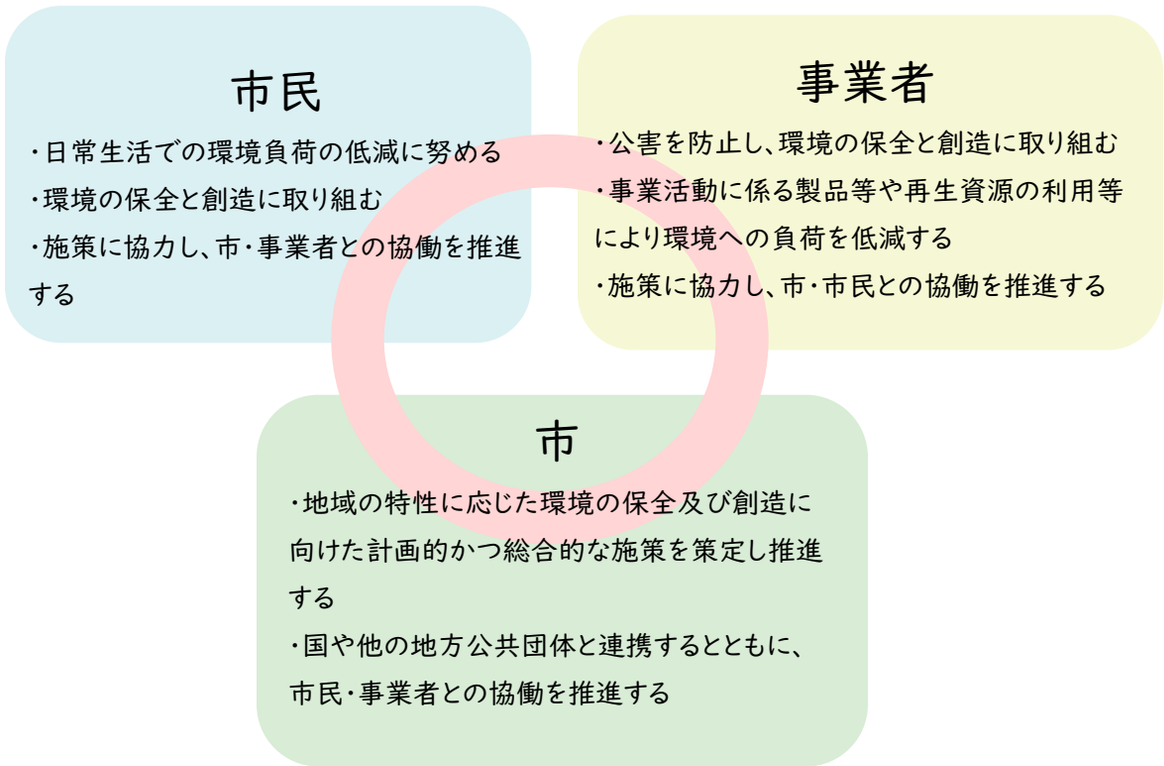


**図Ⅰ-7　市・市民、事業者の役割と責務**

# 第2章 環境の現状と課題

## 2-1 環境分野の社会潮流

### （1）地球環境分野

平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、国内では、内閣総理大臣が令和2（2020）年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、2050 年カーボンニュートラルを宣言しました。

脱炭素化に向けて、温室効果ガス濃度の上昇を抑制する「緩和」の取り組みが進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。このため日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成 30（2018）年に制定し、令和5（2023）年には熱中症対策を強化するための改正が行われました。これらの状況を踏まえ、各自治体が気候変動への適応策を講じています。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

**図2-1 緩和と適応**

## （2） 生活環境分野

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

令和元（2019）年６月に行われたG20 大阪サミットにおいては、令和 32（2050）年に新たな海洋汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共通のグローバルなビジョンとして共有されました。

令和３（2021）年６月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック資源循環法」が成立しました。

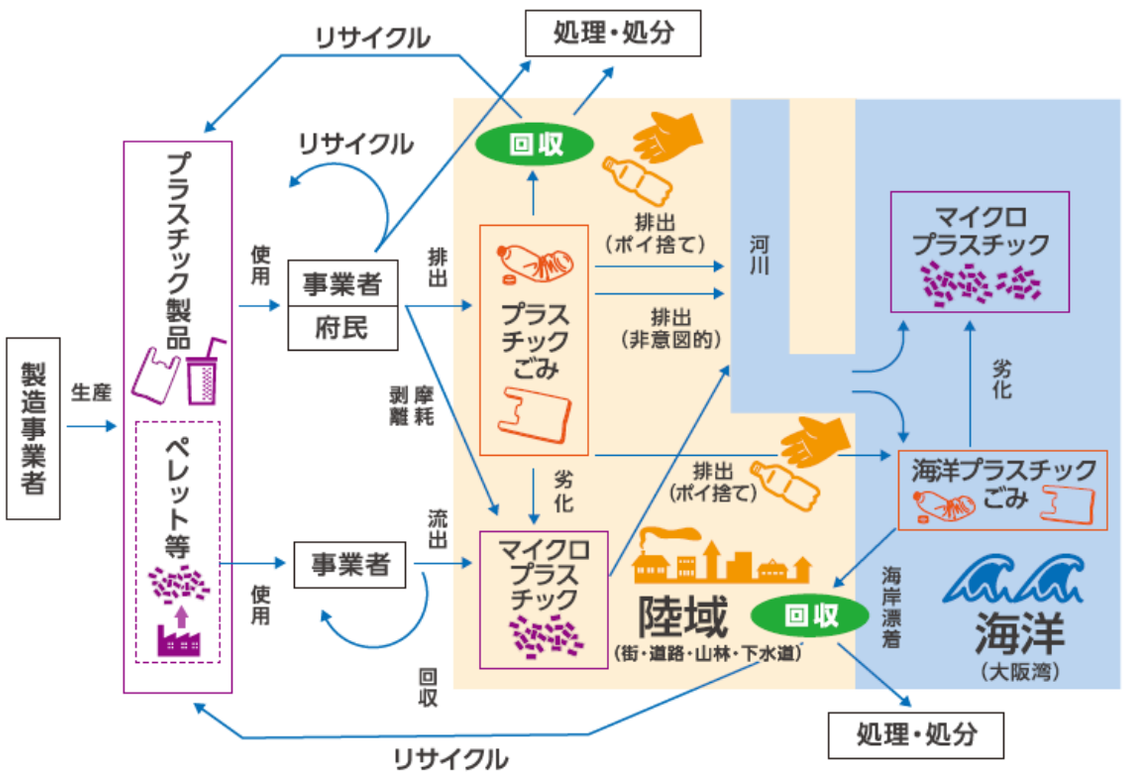


出典：大阪府ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画

**図2-2 海洋プラスチックごみ発生プロセスのイメージ**

また、令和元（2019）年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年 3 月には「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が閣議決定されました。大阪府においても、これらの方針を踏まえ、令和３（2021）年３月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス対策を推進しています。

また、水、大気等の環境中の様々な媒体にまたがって存在する有害化学物質によるグローバルな汚染の深刻化が国際的にも懸念されています。特定の汚染源への対策にとどまらず、問題解決のために経済社会システムや生活様式の見直しが必要とされています。

## （3）自然環境分野

地球上の生物は数千万種ともいわれ、気候や地形、地質などに応じて、さまざまな生態系が形づくられています。生物の多様さと生息環境の多様さを表す言葉として、「生物多様性」が使われるようになり、これらから得られる様々な恵みを将来世代においても享受し続けられるよう、その維持・充実を図る必要があります。

令和4（2022）年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、令和 12（2030）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。

これらの状況を踏まえ、国は令和5（2023）年3月に、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。大阪府においても、令和4（2022）年3月に「大阪府生物多様性地域戦略」を策定し、府域の自然環境の保全及び回復活動の推進や、住民、事業者の生物多様性に関する理解促進に取り組んでいます。

おおさか生物多様性

出典：大阪府

**図2-3 おおさか生物多様性シンボルマーク**

### コラム：外来生物とは？

外来生物は、意図的・非意図的に関わらず、人間によって持ち込まれた生物です。外国から持ち込まれたものは「国外外来生物」、日本の他地域から持ち込まれたものは「国内外来生物」と呼ばれます。国外外来種のうち、分布の拡大や繁殖により、日本に元々成立していた生態系や人の生命・身体・農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生物について、「特定外来生物」に指定されることとなり、大阪府ではこれらの生物について「大阪府特定外来生物アラートリスト」として取りまとめています。

ウシガエル

オオクチバス

アライグマ

出典：大阪府特定外来生物アラートリスト

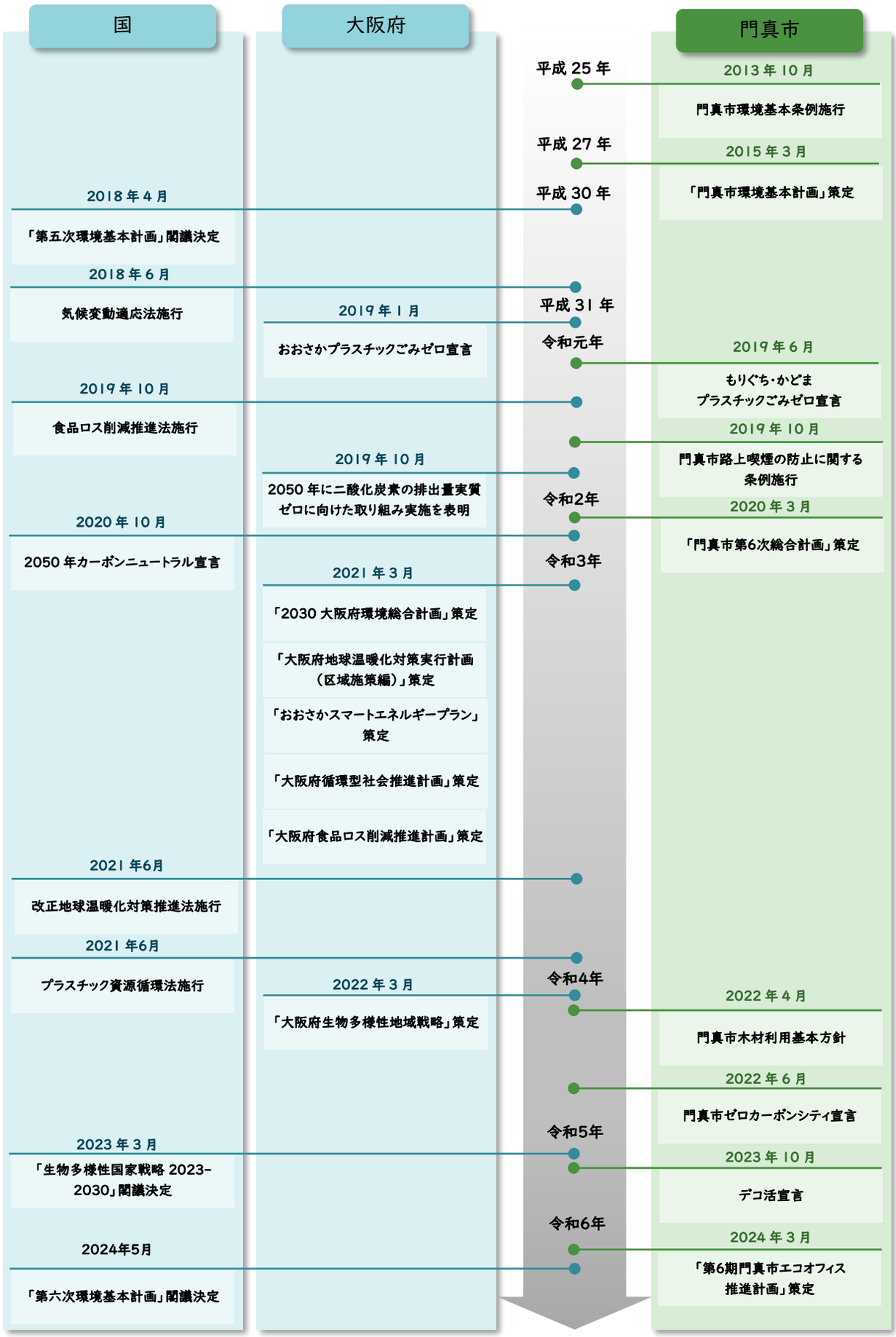


図2-4 環境分野に係る国・府・市の動向

# 2-2 市の概況

## (1)位置・地勢

門真市は、大阪府の北東部にあり、市域は東西 4.9km、南北 4.3km、面積は 12.30 ㎢とコンパクトな市域です。市域は概ね平坦地であり、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。

かつては水路が市域を縦横にめぐる水運に恵まれた穀倉地帯で、農作物の豊かな地域でした。現在は土地利用が変わり、農地や水路は大きく減少しましたが、「河内れんこん」や「くわい」は今も門真市の特産物として知られています。

門真市は高度成長期に人口が急増し、合わせて大阪市の中心部に近いことから、産業都市へと移行しました。門真市から大東市、東大阪市や八尾市までは工場が多数立地し、大阪府の内陸部に広がる工業が盛んな地域となっています。

現在、市域のほとんどは市街化区域となっており、公共交通機関や道路網も充実していることから、アクセス性の優れた都市となっています。

**図2-4 門真市の位置**

## (2) 人口

門真市の人口は、昭和 50（1975）年の 143,238 人をピークとして、横ばい傾向となり、平成2（1990）年以降は減少に転じています。年代別に人口の推移をみると、65 歳以上の老年人口の増加と、0～14 歳の年少人口の減少が顕著となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計（令和 5 年）では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、2050 年には 65 歳以上の人口が全体の 42%になることが予測されています。

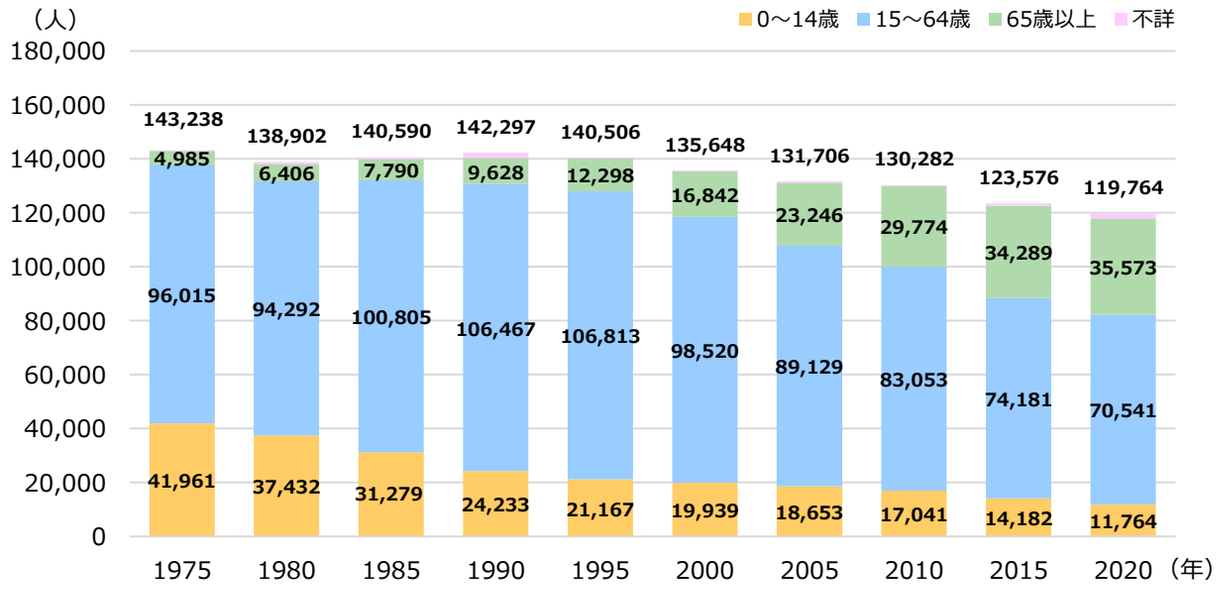


出典：総務省「昭和 50（1975）年～令和2（2020）年 国勢調査」

**図2-5 人口の推移**

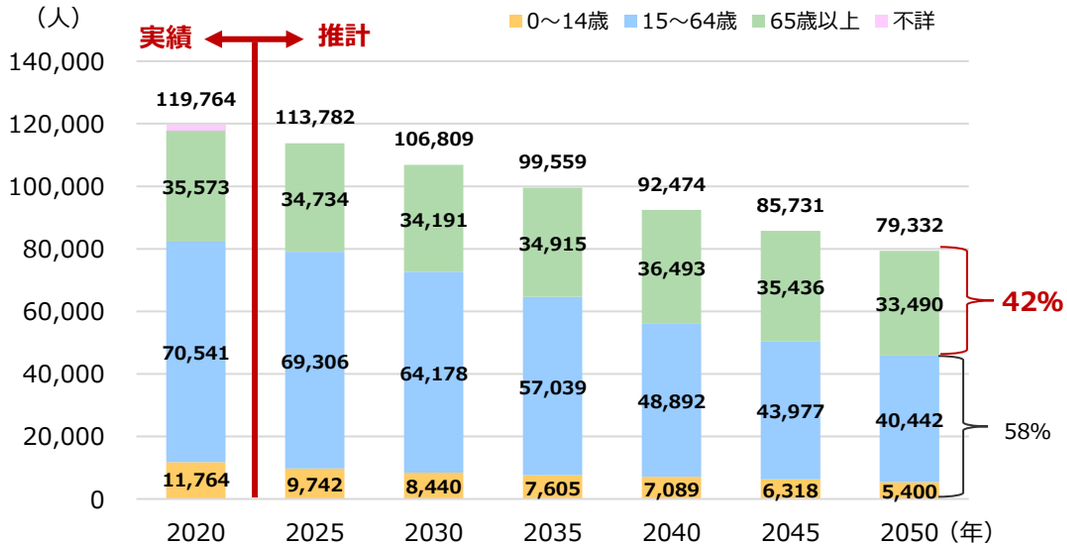


出典：2020 年の数値は国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

**図2-6 将来人口の推計**

## （3）産業

### ア 全体

令和3年経済センサス活動調査によると、門真市には 5,128 の事業所があり、業種別に事業所数割合を見ると、卸売・小売業が最も多く 18.8%、次いで宿泊業,飲食サービス業が 13.8%、製造業が 13.2%、医療・福祉が 10.5%、建設業及び不動産,物品賃貸業が 9.1%となっています。平成 28 年経済センサス活動調査においては、門真市の事業所は 5,462 であり、減少しています。

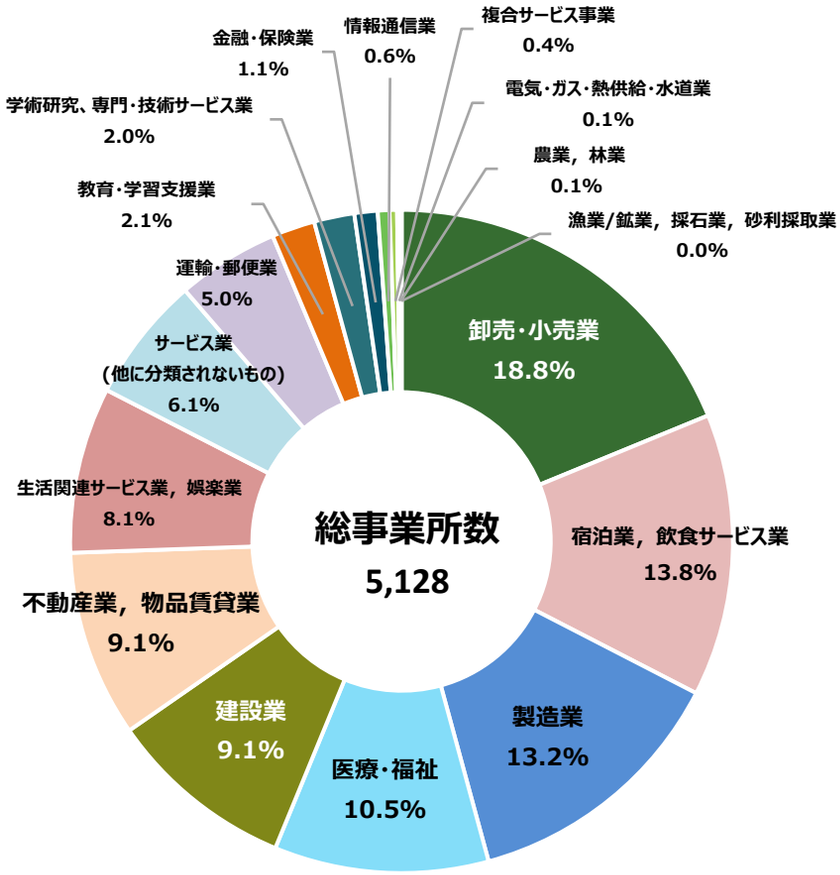


出典：令和３年経済センサス活動調査

**図2-7 門真市の業種別事業所割合**

また、産業別の生産額の構成比では、はん用・生産用・業務用機械が 32.2%と最も大きな割合を占め、次いで専門・科学技術、業務支援サービス業が 7.5%、情報・通信機器が 7.3%となっています。

なお、全国平均よりも生産額構成比の高い産業を見ると、はん用・生産用・業務用機械、情報・通信機器、電気機械の順になっています。

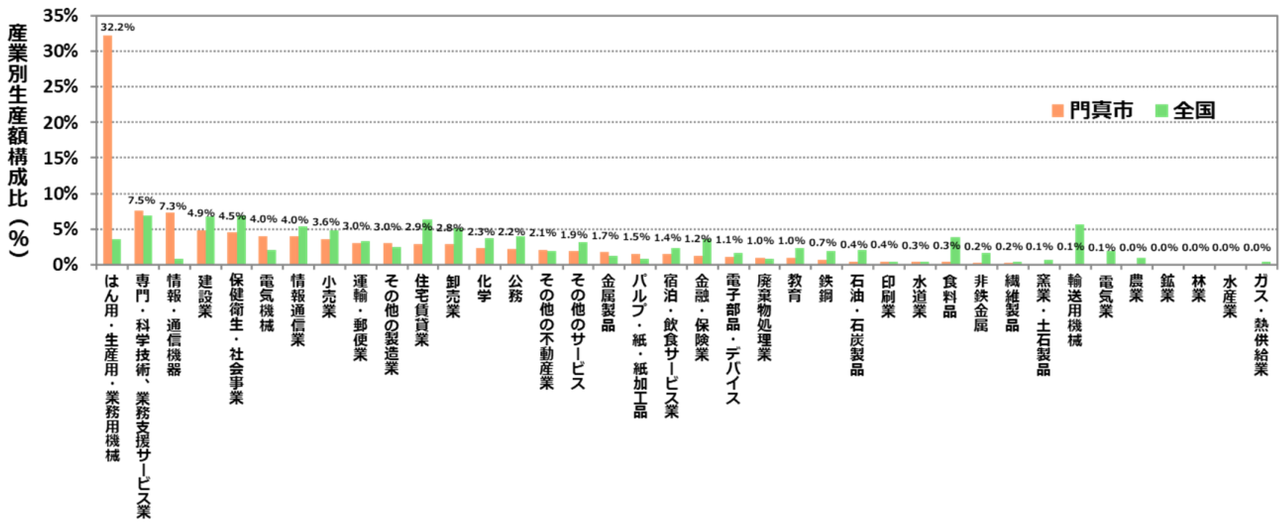


出典：環境省地域経済循環分析ツール（2020 年度）

**図2-8 門真市の産業別生産額構成比**

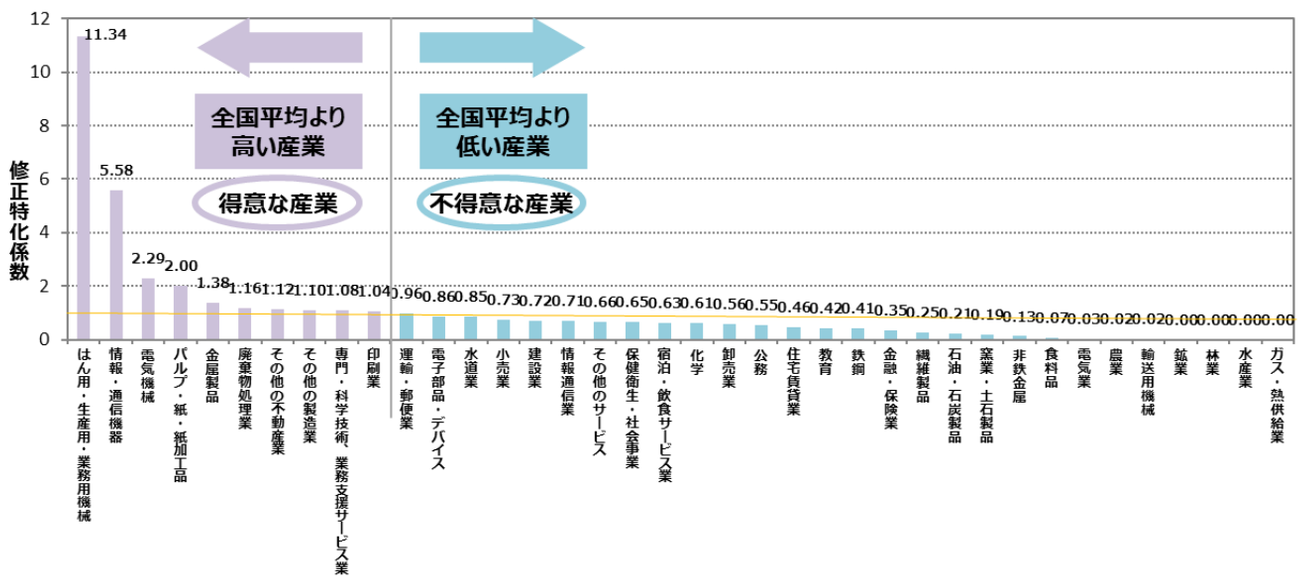


出典：環境省地域経済循環分析ツール（2020 年度）

※修正特化係数：地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1 以上であれば全国平均より高いことを意味する。

**図2-9 全国平均よりも生産額構成比の高い産業**

### イ 製造業

門真市の製造業は、戦後、工業の集積が急速に進み、製造業とともに成長してきたことから、ものづくり産業が、門真市の「基幹産業」となっています。

一方、近年は産業構造の転換に伴い、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存が高まった結果、事業所数、従業者数が減少傾向にあり、製造業を取り巻く環境は大きく変化しています。

製造業の年間製造品出荷額等の総額は、令和3（2021）年では約 4,661 億円となっています。

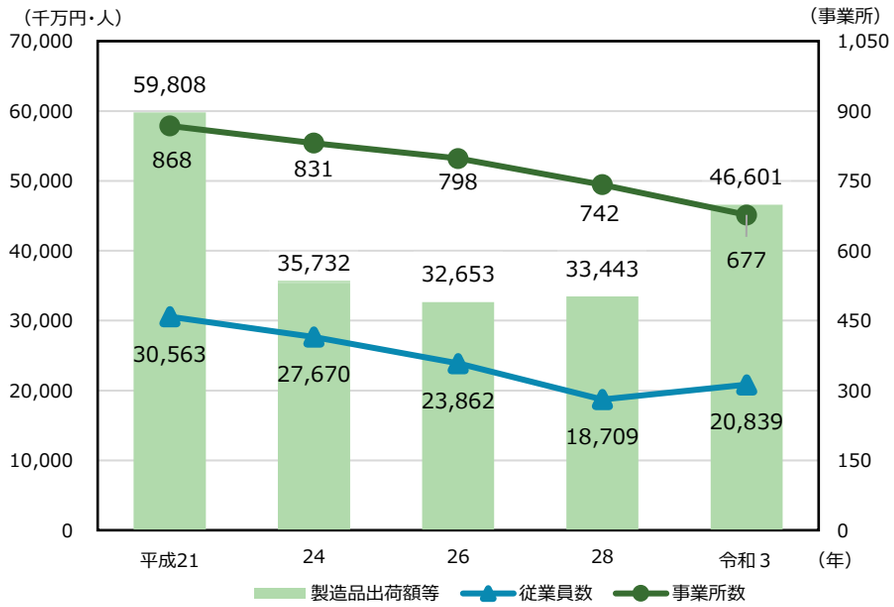


出典：従業員数及び事業所数は門真市統計書、製造品出荷額等は工業統計調査（～平成 28 年）、経済センサス活動調査（令和３年）であり、いずれも従業者４人以上の製造事業所が対象

**図2-10 製造業の年間製造品出荷額等、事業所数、従業者数の推移**

### ウ 商業

門真市の卸売業・小売業年間商品販売額は、年による増減が大きいものの、平成 24（2012）年以降増加傾向にあります。

従業者数は、平成 24（2012）年に大きく減少しており、以降緩やかに増加しています。

また、商店数においても平成 24（2012）年に大きく減少しており、以降も減少傾向にあります。

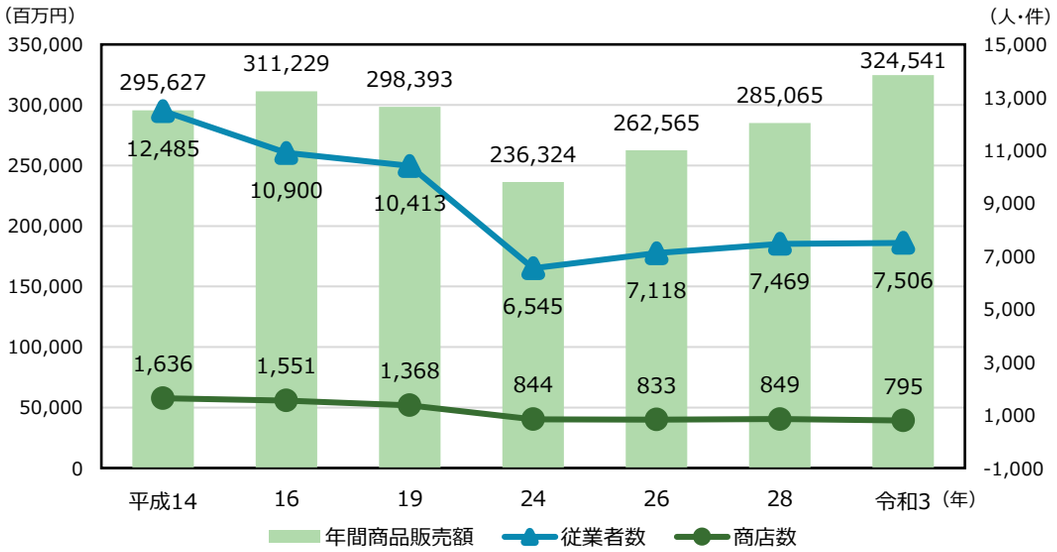


出典：門真市統計書、経済センサス活動調査

※平成 19 年まで及び平成 26 年は商業統計調査、平成 24 年及び平成 28 年、令和３年は経済センサス活動調査に基づく数値であるが、集計対象が異なるため、単純比較はできない。

**図2-11 卸売業・小売業の年間商品販売額、商店数、従業者数の推移**

### エ 農業

都市化の進展により、市内の田畑の面積は、田、畑とも減少しています。

農家戸数は平成 27（2015）年で 162 戸、令和2（2020）年で 123 戸となっており、担い手不足が懸念されています。

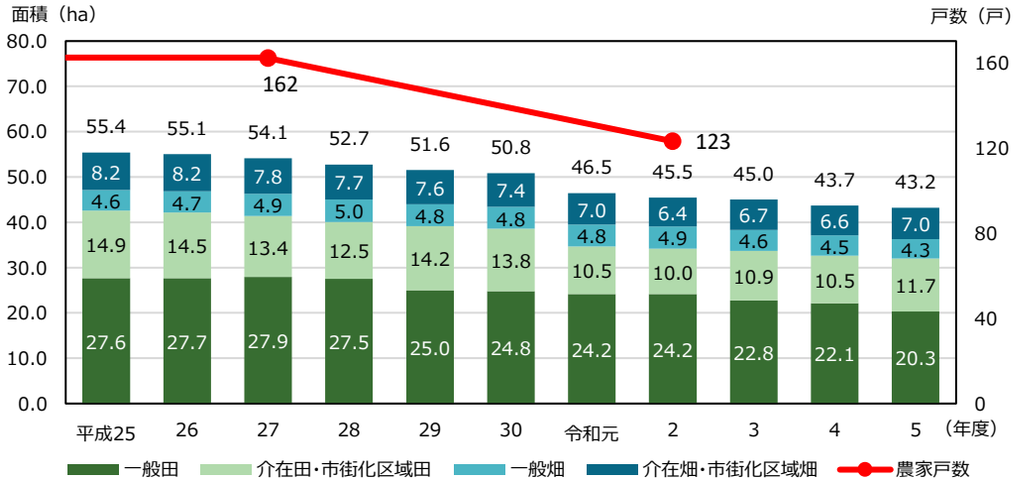


出典：大阪府固定資産税概要調書（田畑面積）、門真市統計書（農家戸数）

**図2-12 市内の田畑面積と農家戸数の推移**

## （4）土地利用の面積割合

門真市の総面積 12.3 ㎢のうち、宅地が 31.5%と最も高い割合を占めています。次いで、その他宅地が 29.4%、以降は道路、工業用地、農用地と続きます。

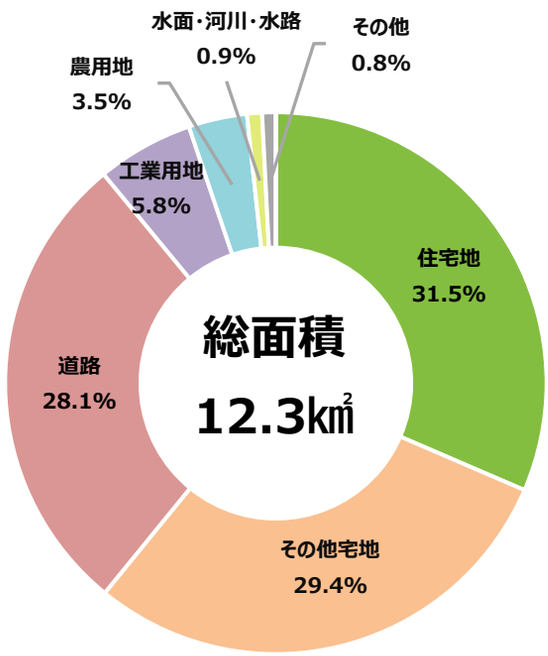


出典：大阪府統計年鑑

**図2-13 土地利用区分別面積割合**

## （5）交通網の整備状況

一般道路では国道 163 号、大阪中央環状線及び国道 1 号バイパスに加え、高速道路についても、近畿自動車道、第二京阪道路が通り、優れた道路網が整備されています。

幹線道路の自動車交通量と混雑状況については、大阪中央環状線において交通量が多く、混雑度も 1.75 以上と、慢性的に混雑している状況です。

鉄道は京阪電鉄本線、大阪モノレール、大阪メトロ長堀鶴見緑地線が通り、7 つの駅が立地し、利便性が高くなっています。鉄道の乗降客数を見ると、令和元（2019）年度までは横ばいで推移していましたが、令和2（2020）年度以降は減少傾向にあります。

路線バスは、京阪バス、近鉄バス、大阪シティバス及び市営門真南ルートワゴン型バスがあります。

門真市内は起伏が少なく平坦で、自転車での移動にも適しています。

出典：門真市資料

**図2-14 門真市の都市構造**

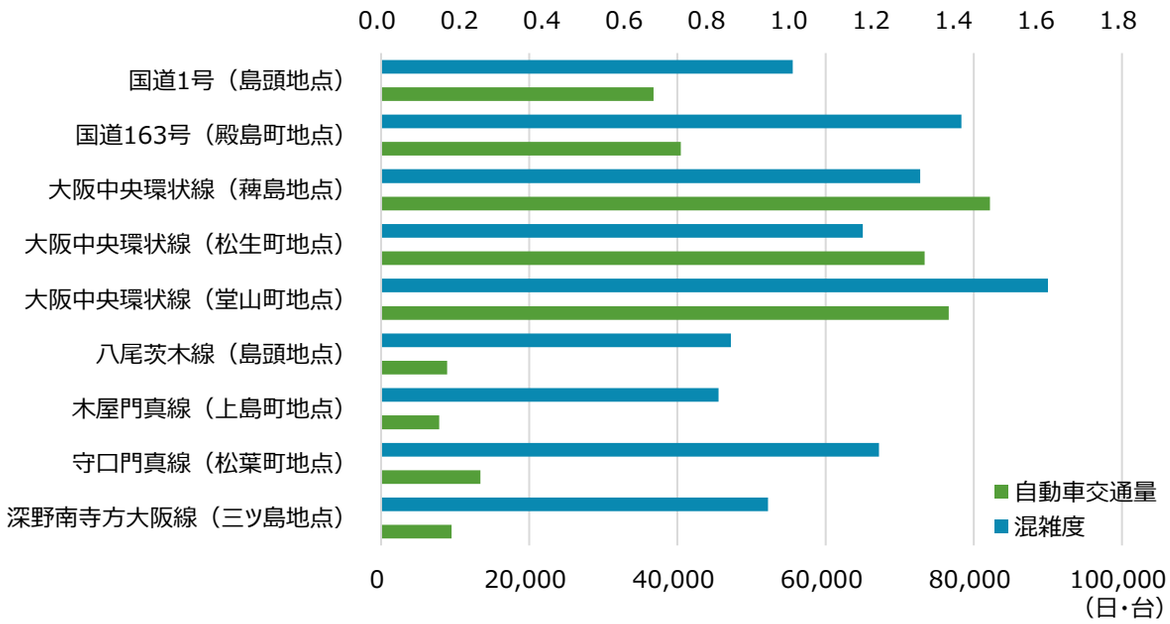


出典：門真市統計書

※混雑度：交通調査基本区間の交通容量に対する交通量の比。

| 混雑度 | 推定される交通状況 |
|---|---|
| 1.0未満 | 昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる状況。 |
| 1.0～1.25 | 昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が１～２時間（ピーク時間）ある状況。 |
| 1.25～1.75 | ピーク時のみの混雑から日中に連続的混雑が生じる過渡的な状況。 |
| 1.75以上 | 日中に慢性的に混雑している状況。 |

**図2-15 幹線道路の自動車交通量と混雑状況**

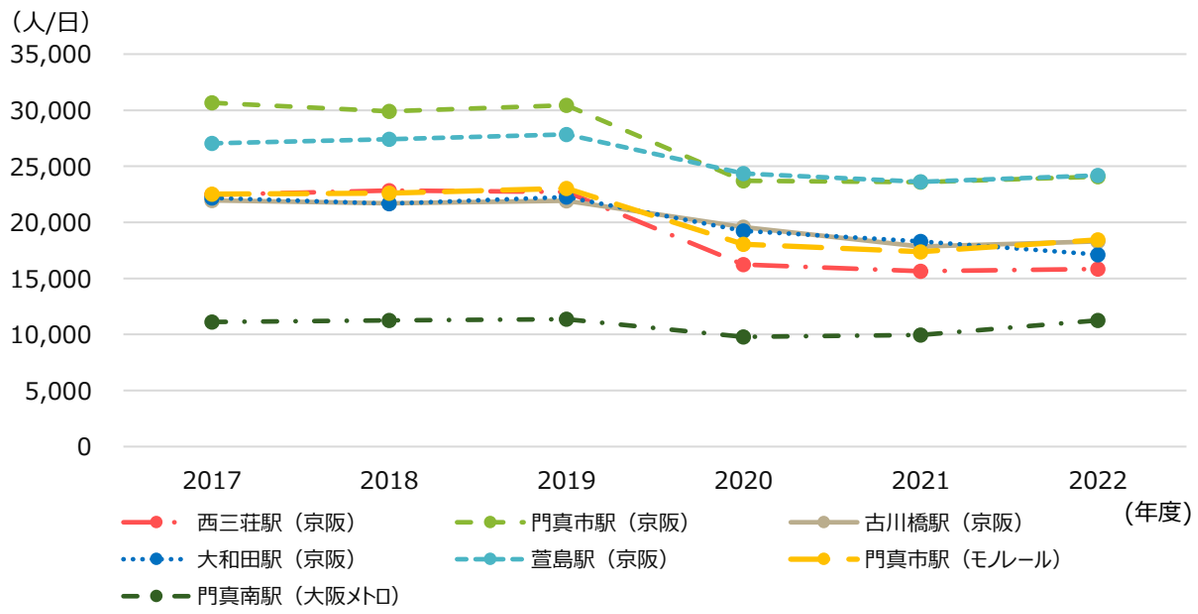


出典：門真市統計書

※大阪モノレールは年間の乗降客数を日数で除した値

**図2-16 駅別乗降客数の推移**

# 第3章　目指すべき環境像と目標

## 3-1　環境像

国の「第六次環境基本計画」では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

門真市においても、これらの考え方に基づき、環境施策の推進により、門真市総合計画の基本構想や SDGs のゴール達成に寄与し、ウェルビーイングの実現を目指します。

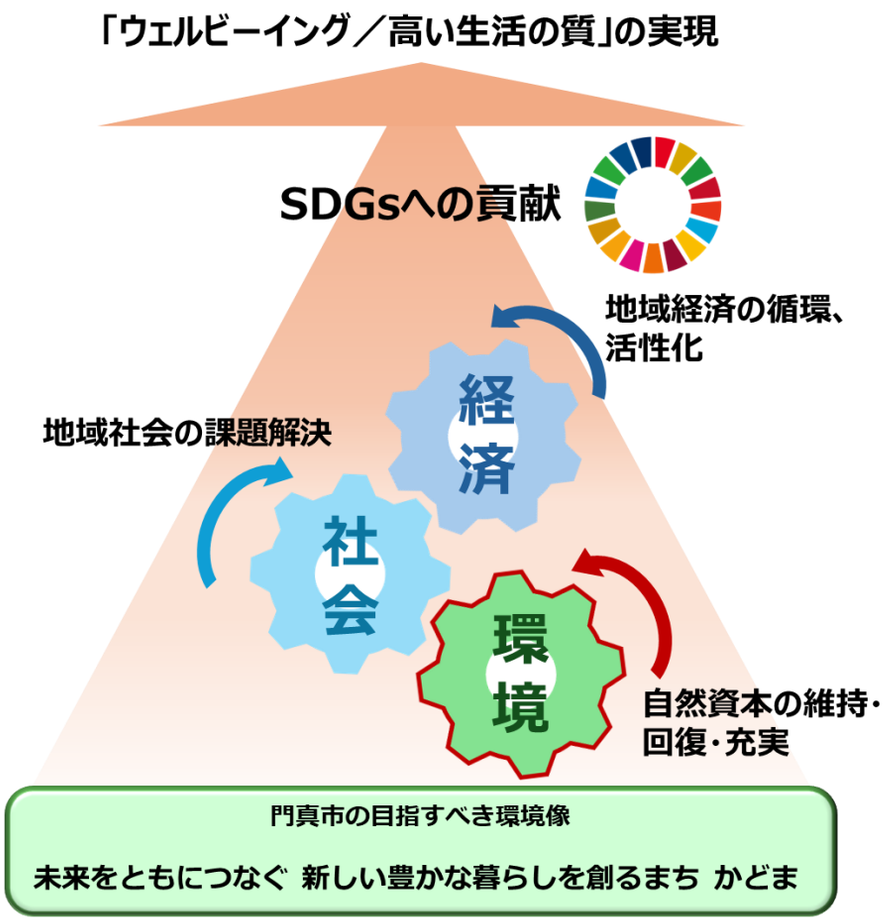


図3-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現と環境像のイメージ

**門真市環境基本条例　前文**

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路に田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を発展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生し、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、産業の発展による急速な都市化の進行によって、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近に自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。

また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えるとともに、地球環境へも負荷を与えるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組み、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。

私たちは、市、市民、事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球に優しいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

## 3-2 環境像実現のための目標と環境指標

本計画は、環境像実現のための5つの目標と環境指標を掲げます。

目標は、持続可能な環境共生社会を形成し、快適で安心して暮らせる地域環境を将来の世代に引き継いでいくために「脱炭素社会の構築」「気候変動に強いまちづくり」「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「環境学習の推進」を掲げます。

また、目標5の「環境学習の推進」については横断的に取り組む方針とします。

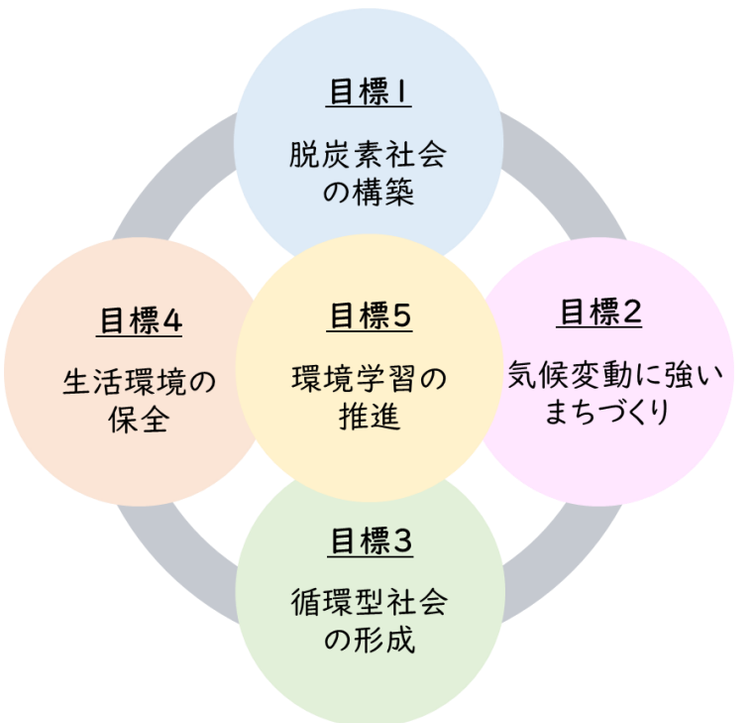


図3-2 5つの目標

**表3-1 環境指標**

| 目標 | 環境指標項目 | 現状値（2023年度） | 目標値（2034年度） |
|---|---|---|---|
| 目標1<br>脱炭素社会の構築 | 市域の二酸化炭素排出量 | 630,461t-$CO_2$ | ※1<br>484,183t-$CO_2$ |
| | 市域の再生可能エネルギー導入量 | 14,158MWh | ※1<br>48,992MWh |
| | 市の事務事業における二酸化炭素排出量 | 22,300t-$CO_2$ | ※1<br>18,684t-$CO_2$ |
| 目標2<br>気候変動に強いまちづくり | クーリングシェルター設置数 | 19箇所 | 24箇所 |
| | 災害協定締結数 | 52件 | ※2<br>60件 |
| 目標3<br>循環型社会の形成 | 市民一人一日当たりのごみ排出量 | 924g | ※3<br>841g |
| | リサイクルプラザ利用件数 | 6,850人 | 7,000人 |
| | 集団回収量 | 1,304t | ※3<br>1,164t |
| | ふれあいサポート収集の利用世帯数 | 91世帯 | ※2<br>200世帯 |
| 目標4<br>生活環境の保全 | 市民1人当たりの公園面積 | 1.21㎡ | ※2<br>2.00㎡ |
| | 市内緑化の年間増加面積 | 3,877㎡ | ※2<br>4,000㎡ |
| | 緑地面積 | ※5<br>96ha | ※4<br>123ha以上 |
| | 環境基準達成率（大気） | 100% | 100% |
| | 環境基準達成率（水質） | 100% | 100% |
| | 公害が少ない環境の良いまちだと思う市民の割合 | 42.9% | ※2<br>70.0% |
| | 清掃活動の参加者数 | 4,564人 | 6,000人 |
| 目標5<br>環境学習の推進 | 環境啓発イベント参加者数 | 404人 | 600人 |
| | 環境学習・啓発講座参加者数 | 979人 | 1,000人 |

※1：令和12（2030）年度における目標値（区域施策編、事務事業編）

※2：令和11（2029）年度における目標値（第六次総合計画）

※3：令和12（2030）年度における目標値（一般廃棄物処理基本計画）

※4：令和14（2032）年度における目標値（みどりの基本計画）

※5：平成30（2018）年度末における現状値（みどりの基本計画）

# 第4章　目標達成のための施策

## 4-1　施策の体系図

| 環境像 | 目標 | 方針 | 施策 |
|---|---|---|---|
| 未来をともにつなぐ　新しい豊かな暮らしを創るまち　かどま | 目標1 脱炭素社会の構築<br>デコ活を推進し、新しい豊かな暮らしをともに創る | デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）の推進 | 暮らしにおける省エネルギー対策/事業活動における省エネルギー対策/地域における省エネルギー対策 |
| | | 再生可能エネルギーの普及拡大 | 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入/市内への再生エネルギー導入・活用推進 |
| | | 総合的な地球温暖化対策の推進 | 吸収源対策/ごみの減量化・資源化の促進/基盤的施策の推進 |
| | 目標2 気候変動に強いまちづくり<br>気候変動の影響に備え、安心して暮らせるまちを創る | 自然災害への対策の推進 | 防災に係る情報発信/自然災害発生時の対応指針、計画の策定/自然災害に強いインフラの整備/自然災害に備えた連携体制の構築 |
| | | 暑熱への対策の推進 | 熱中症予防に係る対策/ヒートアイランド現象への対策 |
| | 目標3 循環型社会の形成<br>ものを大切にし、ごみ減量と資源化を推進するまちを創る | 市民の4R行動の促進 | ごみの減量化の推進/プラスチックの分別回収とリサイクルの推進/食品ロスの削減 |
| | | 事業活動における循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進 | 廃棄物の適正処理指導/食品廃棄物の削減/ごみを出さないビジネススタイルへの移行促進 |
| | | 市内の状況に応じた一般廃棄物処理体制の見直し | 処理体制の見直し、検討/一般廃棄物処理施設の適正運用 |
| | 目標4 生活環境の保全<br>良好な空気・水と緑を確保し、自然と共生した美しいまちを創る | 環境監視と環境汚染の防止 | 大気・水質等の環境監視と情報提供の実施/事業活動への指導の実施 |
| | | 自然環境と生物多様性の保全 | 水と緑の保全・創出/生物多様性の保全と普及啓発の推進 |
| | | 快適で美しいまちづくりの推進 | 路上喫煙対策の推進/環境美化活動の推進 |
| | 目標5 環境学習の推進<br>みんなが環境問題に関心を持ち、良好な環境づくりに取り組む | 環境に関する情報の発信 | 環境に関する情報の整備・提供/多様な媒体を活用した環境情報の発信 |
| | | 環境保全を担う人材の育成 | 環境教育・環境学習の場づくり/環境意識向上に係る普及啓発の推進 |

# 4-2 施策の推進

## 目標1 脱炭素社会の構築 ～デコ活を推進し、新しい豊かな暮らしをともに創る～

現在、私たちが享受している生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されてきました。

一方で、人類の活動に起因した温室効果ガス排出量の増加は自然災害や生態系の破壊を引き起こし、地球規模の環境負荷低減が必要となっています。

また、令和5（2023）年2月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、地域と共生した再エネの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正しました。

さらに、国は気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現するため、エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などの取り組みを進めるとしています。

本市では、「ゼロカーボンシティ宣言」や「デコ活宣言」に基づき、脱炭素化に向けた事業活動やライフスタイルの普及を推進します。

なお、施策の詳細については、別冊の「門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に記載します。

### 施策の方針

#### 1 デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）の推進

脱炭素に向けて、まずは温室効果ガスを減らす、すなわちエネルギーの消費量を減らす省エネルギー対策を徹底し、市民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しします。

#### 2 再生可能エネルギーの普及拡大

省エネルギー対策をしてもなお必要となるエネルギーについては、再生可能エネルギーにより賄います。

#### 3 総合的な地球温暖化対策の推進

脱炭素を着実に、可能な限り早期に達成するため、吸収源対策等、脱炭素に資するあらゆる手段の施策を検討します。

## 施策

| | |
|---|---|
| **1 デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）の推進** | |
| **施策1－1** | **暮らしにおける省エネルギー対策の推進** |
| 主な内容 | ・省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。 |
| **施策1－2** | **事業活動における省エネルギー対策の推進** |
| 主な内容 | ・事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。<br>また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取り組みについて、普及啓発、支援を行います。 |
| **施策1－3** | **地域における省エネルギー対策** |
| 主な内容 | ・交通利便性の向上に努めるとともに、公共交通機関の利用促進を行い、自家用車利用からの転換を図ります。<br>また、自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、電動車への転換を促進します。 |
| **2 再生可能エネルギーの普及拡大** | |
| **施策2－1** | **公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入** |
| 主な内容 | ・再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。 |
| **施策2－2** | **市内への再生可能エネルギー導入・活用推進** |
| 主な内容 | ・住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー由来電力、熱を自家消費するための設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援に努めます。<br>また、再生可能エネルギー設備の導入が難しい市民・事業者向けに、再生可能エネルギー由来電力について普及啓発を行うとともに電力切り替えに係る支援策を検討します。 |
| **3 総合的な地球温暖化対策の推進** | |
| **施策3－1** | **吸収源対策** |
| 主な内容 | ・「門真市みどりの基本計画」に基づき、公共施設やまちなかの緑化を推進するとともに、適切な維持管理を行います。<br>また、建築物への木材利用を推進することで二酸化炭素の貯蔵や森林整備の促進に寄与します。 |

| 施策3−2 | ごみの減量化・資源化の促進 |
|---|---|
| 主な内容 | ・廃棄物の排出抑制や減量化を図り、廃棄物の焼却に伴う $CO_2$ の排出を抑制するとともに未利用の焼却余熱の有効利用を促進します。 |
| **施策3−3** | **基盤的施策の推進** |
| 主な内容 | ・環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、デコ活など身近にできる取り組みや再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれらを活かす取り組みについて、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図り、各主体の行動変容を促進します。<br>・他自治体や企業との連携については、本市の取り組みについて多様な情報発信を行うとともに、脱炭素の取り組みを通じた企業同士の交流促進やビジネスチャンスの創出につながるよう努めます。 |

## コラム：門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

門真市では、地球温暖化対策に向けて、環境基本計画の別冊として「門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

区域施策編では、脱炭素に向けた施策の詳細を掲載しています。

## 各主体の取り組み

### 市民 の取り組み

- 節電や節水を心がける。
- ごみの分別やリサイクルを心がける。
- 環境問題に関心を持つ。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、電動車を積極的に選択する。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築物を選択する。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入する。

### 事業者 の取り組み

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- ごみの分別やリサイクルを心がける。
- 環境問題に関心を持つ。
- 通勤や事業活動における移動の際は、公共交通機関を利用する。
- 事業用自動車の購入や更新の際は、電動車を積極的に選択する。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築物を選択する。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入する。

## 目標2 気候変動に強いまちづくり ～気候変動の影響に備え、安心して暮らせるまちを創る～

地球温暖化による気候変動の影響は、すでに顕在化しています。特に、夏場では大阪市域を中心としたヒートアイランド現象も加わり、暑さによる熱中症や集中豪雨による水害などのリスクもあります。

市民が安心してくらせるまちづくりのため、気候変動による被害に備える対策を推進するとともに、市民への周知・啓発を実施します。

### 施策の方針

#### 1 自然災害への対策の推進

防災に係る情報発信を行い、防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、関係機関と連携し、インフラの整備や備蓄の確保を進めます。

#### 2 暑熱への対策の推進

熱中症予防のため、ホームページ、SNS 等を活用した啓発や、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の確保、認知度向上に取り組みます。また、ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設等の緑化を推進します。

### 施策

| 1 自然災害への対策の推進 | |
|---|---|
| **施策1－1** | **防災に係る情報発信** |
| 主な内容 | ・防災行政無線やホームページ、SNS 等により、気象警報や避難情報を発信します。<br>・災害が発生した場合に被害が予想される地震や河川氾濫(洪水)に関する情報などを掲載した防災マップ・洪水ハザードマップの作成・配付を行い、災害発生時の避難行動等の普及啓発を行います。 |
| **施策1－2** | **自然災害発生時の対応指針、計画の策定** |
| 主な内容 | ・「門真市地域防災計画」に基づき災害の予防、応急対策、速やかな復旧に努めます。<br>・浸水想定区域内等にある要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、洪水等における防災体制や、訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成支援を行います。 |
| **施策1－3** | **自然災害に強いインフラの整備** |
| 主な内容 | ・集中豪雨による河川や下水道への負担を軽減するため、浸透性を有する舗装や保水機能を有する農地・緑地の創出・保全、貯留浸透施設の整備促進等の雨水流出抑制対策を行います。<br>・災害時の応急活動を迅速に実施するため、緊急交通路を選定し、平常時から当該道路の安全性を監視・点検するとともに、周知徹底を図ります。<br>・二次災害の防止、ライフラインの安全性確保等の観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進します。 |

| 施策１－４ | 自然災害に備えた連携体制の構築 |
|---|---|
| 主な内容 | ・企業との災害協定の締結により、一時避難場所の提供や生活物資支援の確保に努めます。<br>・防災関係機関と連携し、防災訓練や、家庭での備え等に関する防災講話を実施し、防災に関する意識向上、啓発を行います。<br>・「寝屋川流域大規模水害タイムライン」に基づき、気象庁、大阪府、寝屋川流域各市、鉄道事業者やライフライン事業者等と連携を図るとともに、「門真市版寝屋川流域大規模水害タイムライン」に基づき、庁内各部局が迅速かつ的確に応急対策を行います。 |
| **２ 暑熱への対策の推進** | |
| **施策２－１** | **熱中症予防に係る対策** |
| 主な内容 | ・保育所や幼稚園、各学校においては、熱中症用予防情報等を用いて屋外活動の実施可否を判断することで園児・児童・生徒の熱中症を予防します。<br>・熱中症予防に関するチラシ配布などの周知啓発活動、ホームページや広報紙、SNSにおける情報提供により、熱中症に関する注意喚起を行います。<br>・市内の冷房設備等を有する施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定し、熱中症予防のために開放します。 |
| **施策２－２** | **ヒートアイランド現象への対策** |
| 主な内容 | ・公共施設や駅等のミスト付き緑化施設の設置を検討し、みどりの充実と併せて暑さの緩和を図ります。<br>・省エネルギー性能の優れた住宅、建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図ります。 |

出典：環境省 熱中症予防情報サイト

**図4-1 熱中症予防行動ポスター(左)、熱中症特別警戒情報リーフレット(右)**

## 各主体の取り組み

### 市民 の取り組み

- 洪水ハザードマップや防災マップを確認し、避難場所を把握する。
- 災害時に備え、食料や防災用品の備蓄や、避難時の行動の確認などを行う。
- 行政の発信する気象情報を確認し、風水害等が発生する恐れがある場合は、外出を控える、避難に備える等の行動に努める。
- 熱中症を防ぐため、外出の際はこまめな水分補給を心がける。
- クーリングシェルターの場所を把握し、休息施設として活用する。
- 緑のカーテン等、庭やベランダの緑化に努める。

### 事業者 の取り組み

- 洪水ハザードマップや防災マップを確認し、避難場所を把握する。
- 食料や防災用品の備蓄を行う。
- 風水害等発生時における従業員の避難計画を策定する。
- 雨水貯留槽等を設置し、雨水流出の抑制を行う。
- 従業員へ熱中症予防に関する啓発を行う。
- クーリングシェルターの設置に協力する。
- 事業所の屋上や壁面の緑化に努める。

## 目標3 循環型社会の形成 ～ものを大切にし、ごみ減量と資源化を推進するまちを創る～

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルから脱却し、資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行が重要視されています。

また、人口減少や少子高齢化が進むなかで、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効率的な処理方法が求められています。

本市においても、継続的かつ積極的に、ごみの減量や再資源化に取り組む必要があります。

### 施策の方針

**1 市民の4R 行動の促進**

ごみになるものをもらわない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として利用する（リサイクル）の普及啓発を行い、ごみの減量化を進めます。

**2 事業活動における循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進**

事業活動から排出されるごみの自己管理意識を定着させ、自主的なごみ減量活動を促進します。

**3 一般廃棄物処理システムの構築**

一般廃棄物処理の効率化を進めるとともに、市内の状況に応じた循環型社会に資する一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

### 施策

| 1 市民の4R 行動の促進 | |
|---|---|
| **施策1－1** | **ごみの減量化の推進** |
| 主な内容 | ・消費者に対するエコバッグ、マイボトルの活用促進等、ごみ減量に資する情報提供や普及啓発を実施します。<br>・民間事業者と連携し、さまざまな買取店へ不用品の一括査定が出せるリユース(再利用)プラットフォームの運営等、ごみ減量化に取り組みます。<br>・環境問題とリサイクルに対する意識を高めるため、再生利用等に係る様々な講座を実施します。<br>・ごみ排出量を削減するため、家庭ごみの有料化や一般廃棄物処理手数料の見直しを検討します。実施にあたっては、市民の理解を得るため、各種施策によるごみ減量化の経過を考慮し、慎重に検討を行います。 |
| **施策1－2** | **プラスチックの分別回収とリサイクルの推進** |
| 主な内容 | ・「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみによる河川や海洋の汚染防止、使い捨てプラスチック削減、プラスチックの資源循環の推進に努めることとします。<br>・企業との協働により、リユースカップの貸出やステンレス製ボトルの回収、マイボトル用給水機の設置等の取り組みを実施します。<br>・プラスチック使用製品廃棄物の分別回収実施について検討を行います。 |

| | |
|---|---|
| **施策1－3** | **食品ロスの削減** |
| 主な内容 | ・食品ロス削減に向け、食品ロス削減ショップの出店や、食品ロス削減レシピの実演講座、企業との連携による出前講座等を実施します。 |
| **2 事業活動における循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進** | |
| **施策2－1** | **廃棄物の適正処理指導** |
| 主な内容 | ・1 日の平均排出量が 100 キログラムを超える一般廃棄物を生ずる事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を求めるとともに、資源化の促進や廃棄物の適正処理等の指導を行います。<br>・許可業者が搬入した可燃ごみに搬入不適物が含まれていないか確認する展開検査を実施し、適正なごみの搬出ルールの徹底や、ごみ減量への協力について指導を行います。<br>・関係機関との連携を進め、事業者への情報提供や意識啓発、減量指導の充実を図ります。 |
| **施策2－2** | **食品廃棄物の発生抑制** |
| 主な内容 | ・食品ロス削減に積極的に取り組むとともに、大阪府が実施している「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」について、普及啓発を行います。 |
| **施策2－3** | **ごみを出さないビジネススタイルへの移行促進** |
| 主な内容 | ・ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計、物を製造しない機能・サービスの提供など、ごみの発生を抑えた商品の製造・販売を促進するため、情報提供や普及啓発を実施します。 |
| **3 市内の状況に応じた一般廃棄物処理体制の見直し** | |
| **施策3－1** | **処理体制の見直し、検討** |
| 主な内容 | ・大型店舗の市内出店や古川橋駅前の大規模開発等を見据え、ごみ減量化に向けたごみ処理フローの見直しを検討します。<br>・コスト縮減、人口減少に伴うごみ処理量減少等のため、国や大阪府において示されているごみ処理の広域化を検討します。 |
| **施策3－2** | **一般廃棄物処理施設適正運用** |
| 主な内容 | ・プラスチック使用製品廃棄物の分別回収を見据え、分別するために必要となるストックヤードの整備を検討します。<br>・現在稼働中の一般廃棄物焼却施設について、効率的な運転や適切な維持管理に努めます。<br>・し尿・浄化槽汚泥の処分先について、大阪府及び寝屋川流域下水道の関係市と協議・検討を行います。 |

## 各主体の取り組み

### 市民 の取り組み

- 資源とごみを適切に分別する。
- マイバック、マイボトルを持参する等、ごみのもとになるものを買わない、もらわない。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文するなど食品ロスを削減する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 壊れたものは修理してできるだけ長く使う。
- レンタル品やシェアリングサービスを活用する。

### 事業者 の取り組み

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 法令を遵守し、ごみの適正処理を実施する。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 食品廃棄物の削減に努める。
- グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを購入・利用する。

## 目標4 生活環境の保全 ～良好な空気・水と緑を確保し、自然と共生した美しいまちを創る～

本市の生活環境は概ね良好な状態を保っていますが、健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。

都市化の進展に伴う生活騒音の拡大など、今後も市域における環境状態を監視する必要があります。そのため、大気環境や水環境等への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

また、市内の自然環境を保全し、市民の憩いの場づくりを行うとともに、生物多様性の保全につなげます。

### 施策の方針

#### 1 環境監視と環境汚染の防止

大気や水質などの状況を把握するため監視体制を継続していきます。

また、汚染を発生させる恐れがある事業活動に対しては、関係法令等に基づき指導を行います。

#### 2 自然環境と生物多様性の保全

水路や河川の保全を進め、公園や民有地の緑化などで身近な緑を創造することにより、良好な生活環境を確保するとともに、大阪府生物多様性地域戦略に基づき生物多様性の保全を推進します。

#### 3 快適で美しいまちづくりの推進

門真市美しいまちづくり条例に則り、市民1人ひとりが担い手となり、美しいまちづくりを推進します。

### 施策

| 1 環境監視と環境汚染の防止 | |
|---|---|
| **施策1－1** | **大気・水質等の環境監視と情報提供の実施** |
| 主な内容 | ・市内の大気、水質等の状況を把握するための調査を行い、結果を公表します。<br>・工場や自動車から排出される排気ガス等に含まれる物質が化学反応を起こし発生する光化学スモッグについて、大阪府と連携し注意喚起や普及啓発を行います。<br>・自動車の電動化やエコドライブの普及啓発を行います。<br>・生活排水・工場排水の削減や河川等での水質浄化の意識啓発に取り組みます。<br>・公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行い、水路等の水質保全を図ります。<br>・市民や事業者が公共下水道への接続に対し理解を深めるための活動と支援を行います。 |
| **施策1－2** | **事業活動への指導の実施** |
| 主な内容 | ・工事現場や事業所からの騒音・振動について、関係法令等に基づき規制・指導を行います。<br>・有害化学物質の適正使用や管理について指導を行います。 |

| | |
|---|---|
| **2 自然環境と生物多様性の保全** | |
| **施策2－1** | **水と緑の保全・創出** |
| 主な内容 | ・市域内での配置バランスや市民ニーズ等を考慮しながら、地域特性を踏まえた特色ある公園整備を推進します。<br>・門真市パークイノベーション計画に基づき、公園等においては引き続き適正な維持管理を行うとともに、地域ニーズに応じたリニューアルを検討します。<br>・市の特徴である水路沿いや緑道、幹線道路沿いの緑化によって、市街地のみどりの骨格を形成し、水とみどりのネットワークを構築します。 |
| **施策2－2** | **生物多様性の保全と普及啓発の推進** |
| 主な内容 | ・生物多様性の保全に関する意識を向上し、市民の生物多様性に配慮した行動を促進するため、情報提供やイベントの開催等を行います。<br>・生物多様性の保全に資する緑地や水辺環境の適正な管理を行います。<br>・特定外来生物に関する情報提供を行うとともに、効果的な防除を進めます。<br>・ハトの餌付け問題など、野生鳥獣との適切な関わり方について啓発を行います。 |
| **3 快適で美しいまちづくりの推進** | |
| **施策3－1** | **路上喫煙対策の推進** |
| 主な内容 | ・「門真市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止区域の指定を行うとともに、各禁止区域内における路上喫煙者等街頭指導員の巡回を実施します。<br>・たばこ等のポイ捨てに係る啓発のため、ポスターを作成し、掲示を促します。 |
| **施策3－2** | **環境美化活動の推進** |
| 主な内容 | ・「門真市美しいまちづくり条例」のより一層の周知を図るとともに、市内統一清掃及び清掃月間として「キラッと！かどま」を実施し、地域との協働による環境美化を推進します。<br>・市が清掃用具の貸与及び支給を行い、活動中に回収したごみの収集・処理を行う美化サポート・プログラム「さわやか・ロード」事業について、引き続き推進します。<br>・まちの美観の向上を図るため、道路柵や標識、電柱等に違法に掲出されたはり紙、簡易広告物等を追放するため、地域住民等に除却事務を委任する「門真市違法屋外広告物追放登録員制度」を推進します。 |

出典：門真市

**図4-2 水辺部会活動の様子**

## 各主体の取り組み

### 市民 の取り組み

- 路上喫煙や吸い殻やごみのポイ捨てをしないなど、マナーを守る。
- 生活騒音の発生抑制に努める。
- 自動車を運転する際は、急発進・急停車やアイドリングをしないなど、エコドライブに努める。
- 食器や鍋の汚れは紙等でふき取ってから洗う、食事の残り物を流さない、石けんや洗剤は適量を利用するなど、生活排水対策に努める。
- 市が実施する環境調査（大気、水質等）の結果を通して、市の環境への理解を深める。
- 野生鳥獣にエサをあげないなど、適切な関わり方に気を付ける。
- 市の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。

### 事業者 の取り組み

- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境保全に取り組む。
- 自動車を運転する際は急発進・急停車やアイドリングをしない、不必要な荷物は載せないなど、エコドライブに努める。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取り組みなどについて積極的に開示を行う。
- 生き物の生息空間としての機能に配慮し、敷地や建物の緑化に努める。
- 市の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。

## 目標5 環境学習の推進 ～みんなが環境問題に関心を持ち、良好な環境づくりに取り組む～

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因しています。

また、環境問題は、大気汚染や騒音等の都市・生活型公害などの地域での問題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っています。

その解決のために、市・市民・事業者が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取り組みを推進します。

### 施策の方針

**1 環境に関する情報の発信**

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することで、環境に関心を持つきっかけをつくります。主体別にさまざまな媒体を使い分け、ICT の活用も進めます。

**2 環境保全を担う人材の育成**

環境に興味・関心を持った市民に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動する人材を育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、自然と環境行動を実践できる仕組みを検討します。

### 施策

| | |
|---|---|
| **1 環境に関する情報の発信** | |
| **施策1－1** | **環境に関する情報の整備・提供** |
| 主な内容 | ・国や府、市の環境に関する取り組みや補助金・支援等に係る情報をとりまとめ、わかりやすく発信します。<br>・市民や事業者・団体の環境活動について情報共有が行えるよう、各情報を集約したプラットフォーム等の作成を検討します。 |
| **施策1－2** | **多様な媒体を活用した環境情報の発信** |
| 主な内容 | ・年代によって情報収集源や環境分野への興味・関心が異なるため、ホームページやSNS、広報誌等多様な媒体を効果的に使用する仕組みを検討します。<br>・学校教育においては、児童・生徒のタブレット PC を活用した環境学習の提供を検討します。 |
| **2 環境保全を担う人材の育成** | |
| **施策2－1** | **環境教育・環境学習の場づくり** |
| 主な内容 | ・「かどまエコフェスティバル」、「かどまゼロ・カーボン DAY」等のイベントを定期的に開催し、環境について学ぶ機会を提供します。<br>・学校教育において、教科を横断して環境学習に取り組むとともに環境学習講座を実施します。 |

| 施策2−2 | 環境意識向上に係る普及啓発の推進 |
|---|---|
| 主な内容 | ・デコ活宣言の認知度向上、機運醸成のため、2050 年に向けて、ワークショップやSNS を通じた発信、小中学生への出前講座等を実施します。<br>・環境に配慮した活動を発表する場づくりや表彰制度の実施により、環境意識の向上を促進するとともに、活動に係るノウハウ等の横展開につなげます。 |

出典：門真市資料

**図4-3 かどまゼロ・カーボン DAY の様子**

## コラム：エコスタディ ～おおさか環境学習のひろば～

大阪府では、ホームページの「エコスタディ～おおさか環境学習のひろば～」において、環境学習に関する以下のような教材や取り組み事例、企業等が実施する環境学習プログラム等を紹介しています。

出典：大阪府ホームページ

## 各主体の取り組み

### 市民 の取り組み

- 環境に関する情報を積極的に収集し、理解を深める。
- 市が実施する環境学習講座やイベント等に積極的に参加する。
- 環境問題について、学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校等で積極的に話し合う。
- 環境問題について学んだことについて、できることから行動する。

### 事業者 の取り組み

- 自社の環境への取り組みを積極的に公開する。
- 従業員への環境教育を実施する。
- 業界団体や産業支援機関等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加する。
- 市の環境保全事業、地域の環境保全活動に参加、協力する。

# 第5章　計画の着実な推進に向けて

## 5-1　推進体制

計画の推進にあたっては、国、大阪府、他自治体、市民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって環境像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図に示すように、毎年度1回、庁内組織の「門真市環境対策推進委員会」及び庁外組織の「門真市環境審議会」において、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、市のホームページ等で公表を行い、市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、「門真市環境対策推進委員会」においては、進捗確認以外でも適宜会議を開催し、施策実施内容や部局間連携の確認、新たな国、府の施策や技術等の情報共有、施策改善検討等を継続的に実施します。

ささらに、事業の遂行に係る旗振り役として、庁内における取り組みを推進するとともに、市民、市内事業者へ施策の周知および補助金・融資等の利活用促進、導入事例紹介等の情報共有を国（近畿経済産業局、近畿地方環境事務所等）や大阪府等の関係機関と連携を図りながら進めていきます。

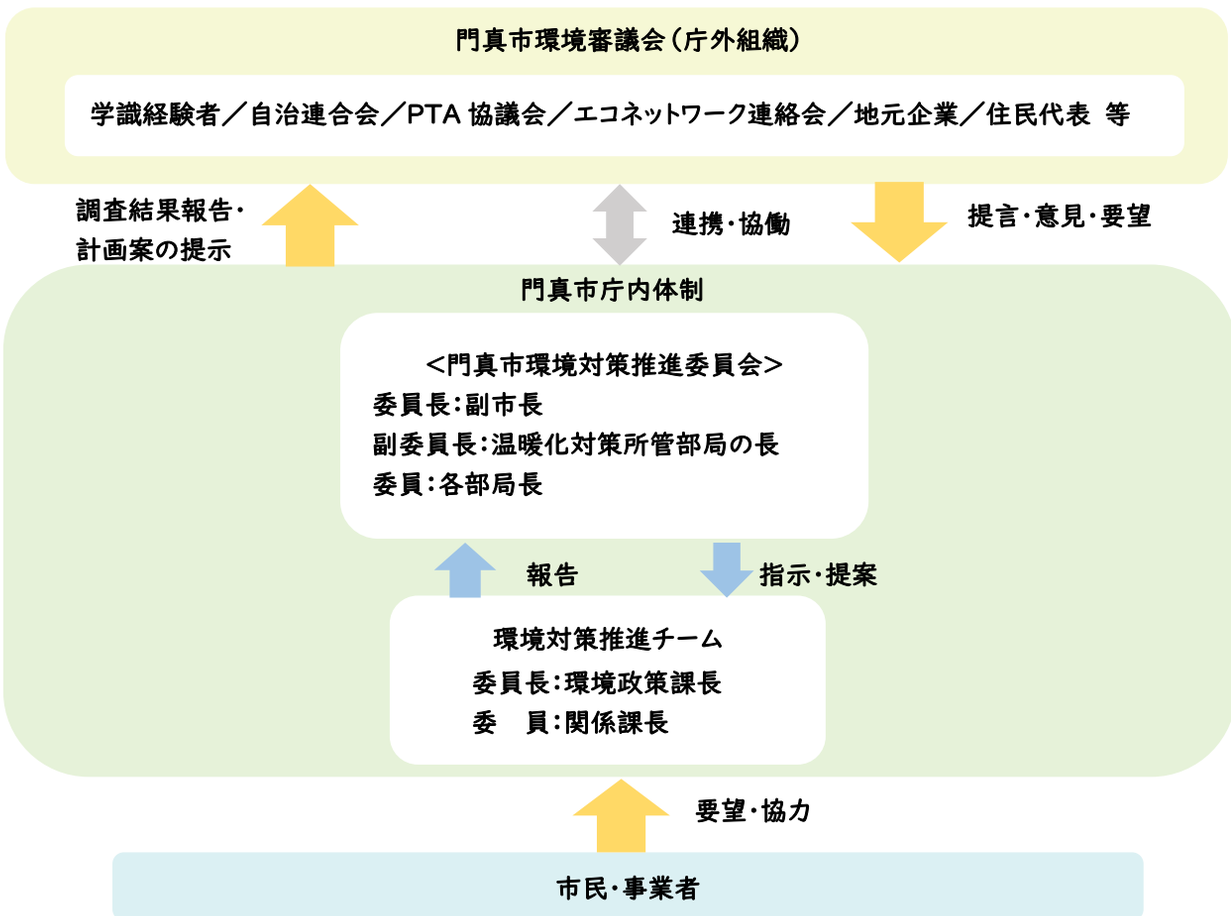


図5-1　計画の推進体制

# 5-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、指標や取り組み状況の評価・点検を行い、次の施策へつなげていきます。

評価結果を踏まえ、計画期間中にあっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、環境像の実現を目指します。

| PDCA | 主体 | 役割 |
|---|---|---|
| Plan | 環境対策推進委員会 | 全庁的に環境分野における施策を推進するための体制を整えるとともに、庁内各部局における施策と連動した計画立案を行う |
| | 環境審議会 | 専門的知見、住民・事業者目線から、実行力のある計画を策定するための助言等を行う |
| Do | 環境対策推進委員会 | 事業の遂行に係る旗振り役として、庁内における取り組み推進や市民、事業者向け支援等の施策を推進する |
| | 市民・事業者 | 市の行う事業について、要望や協力を行うともに、他の市民・事業者の行動変容につながるように努める |
| Check | 環境対策推進委員会 | 計画の進捗状況についてとりまとめるとともに、環境審議会へ報告し、結果について広く周知を行う |
| | 環境審議会 | 環境対策推進委員会における内部評価について外部の視点からの評価を行う |
| | 市民・事業者 | 市の公表する計画の進捗状況について、確認を行う |
| Action | 環境対策推進委員会 | 評価結果を踏まえ、既存施策や新たな施策実施に向けた課題の抽出、施策の方向性等について検討を行う |
| | 環境審議会 | 評価結果を踏まえ、既存施策の見直しや、新たな施策案について提言・意見・要望を行う |

**図5-2 PDCAサイクルと各主体の役割**

# 資料編

## 1 門真市環境基本条例

目次

前文
第1章 総則（第1条―第6条）
第2章 基本施策（第7条）
第3章 総合的かつ計画的推進（第8条―第15条）
附則

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路に田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を発展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生し、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、産業の発展による急速な都市化の進行によって、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近に自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。

また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えるとともに、地球環境へも負荷を与えるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組み、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。

私たちは、市、市民、事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球に優しいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目 的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化等の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下並びに悪臭に よって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環型社会を構築し、大気、水、土壌その他の環境を良好に保ち、持続可能な社会を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるまちの実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、自主的かつ積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない。

## 第2章 基本施策

（基本施策）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等により環境への負荷の低減を促進すること。

(2) 住みよい安全で快適な美しいまちを実現するために生活環境の保全及び環境の美化を行うこと。

(3) 市民の安全を確保するために公害の防止及び公害に係る対策を行うこと。

(4) 自然と豊かにふれあい、共生できる環境を保全及び創造し、それを継承すること。

(5) 健全な経済の発展が図られ、環境と事業活動等との調和に配慮しつつ、市の発展が持続されること。
(6) 資源を維持しつつ活用するため、多様な主体による取組を促進すること。

第3章 総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第14条に規定する門真市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、市の環境の状況並びに環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当 たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(公共施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の振興等)

第13条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれに資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者等が自発的に行う環境に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境に関する必要な情報を市民、事業者等に適切に提供するように努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（国及び他の地方公共団体との協力等）
第15条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則（抄）
（施行期日）
1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 2 門真市環境審議会

### (1) 門真市環境審議会規則

（趣旨）
第1条 この規則は、門真市環境基本条例（平成 25 年門真市条例第 28 号）第 14 条第4項の規定に基づき、門真市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第2条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 関係行政機関の職員
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
（任期）
第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
2 前2条の規定は、部会について準用する。
3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者の出席等）
第7条　審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
（庶務）
第8条　審議会の庶務は、環境水道部環境政策課において行う。
一部改正〔平成 26 年門真市規則 35 号・令和2年 23 号〕
（委任）
第9条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この規則は、平成 25 年 10 月1日から施行する。
附　則（平成 26 年3月 31 日門真市規則第 35 号抄

## （2）委員名簿

| 区分 | 委員氏名 | 所属等 |
|---|---|---|
| （1号）学識経験者 | 浦邊　真郎 | 元大阪工業大学客員教授 |
| | 藤田　香 | 近畿大学総合社会学部教授 |
| | 三輪　信哉 | 大阪学院大学国際学部教授 |
| （2号）関係行政機関 | 髙峰　光一 | 大阪府環境農林水産部中部農と緑の総合事務所<br>みどり環境課　課長 |
| | 栁川　尚 | 大阪府都市整備部枚方土木事務所<br>維持保全課　課長 |
| （3号）市長が適当と認める者 | 東野　信之 | 門真市自治連合会　会計<br>脇田校区連合会　会長 |
| | 本田　貴裕 | 門真市 PTA 協議会　会長 |
| | 畑　智恵子 | 門真市エコネットワーク連絡会　会長 |
| | 赤楚　隆司 | 株式会社大阪TYS　代表取締役 |
| | 小堀　悦理 | パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社<br>グローバル環境推進課　課長 |
| | 池田　慶子 | 公募市民 |
| | 遠山　真由美 | 公募市民 |

## （3）環境審議会の開催状況

| 開催日 | 審議内容 |
|---|---|
| 令和 6 年 2 月 16 日（金） | 環境基本計画の改定について<br>（1）環境基本計画改定に係る基本的事項とこれまでの取組について<br>（2）住民・事業者・学生向けアンケート調査の実施について<br>（3）今後のスケジュールについて |
| 令和 6 年 8 月 9 日（金） | （1）令和5年度第1回環境審議会における検討内容と意見等の整理<br>（2）市民・事業者・学生向けアンケート調査報告書について<br>（3）環境基本計画改定の骨子(案)について |
| 令和 6 年 11 月 29 日（金） | （1）令和6年度第1回環境審議会における検討内容と意見等の整理<br>（2）市民アンケートの再集計結果について<br>（3）門真市環境基本計画改定について |
| 令和 7 年●月●日（●） | |

## 3 諮問

門環環第1925号
令和６年２月16日

門真市環境進審議会
会長　藤田　香　様

門真市長　宮本　一孝

門真市環境基本計画の改定について（諮問）

門真市環境基本計画の改定に必要な事項について、貴審議会の意見を求めます。

## 4 答申

答申書挿入予定

## 5 環境に関するアンケート調査結果

### (1) 市民アンケート概要

| | |
|---|---|
| アンケート期間 | 令和6年5月9日(木)～5月31日(金) |
| 調査対象 | 住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の住民 2,500 名 |
| 調査方法 | 二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB 上と紙媒体のいずれかで回収 |
| 回答数・回答率 | 665 件・26.6%　※「n」は各設問の回答者数を表しています。 |

| | |
|---|---|
| アンケート期間 | 令和6年5月9日(木)～5月31日(金) |
| 調査対象 | 市の広報誌、ホームページを閲覧できる住民(自主回答) |
| 調査方法 | 二次元バーコードを貼付した広報紙を配布するとともに、市のホームページでアンケートフォームの公表を行い、WEB 上で回収 |
| 回答数・回答率 | 16 件 |

### (2) 事業者アンケート概要

| | |
|---|---|
| アンケート期間 | 令和6年5月9日(木)～5月31日(金) |
| 調査対象 | 市内事業者のうち無作為抽出した事業所800社 |
| 調査方法 | 二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB 上と紙媒体のいずれかで回収 |
| 回答数・回答率 | 154件・19.3%　※「n」は各設問の回答者数を表しています。 |

### (3) 小中学生アンケート概要

| | |
|---|---|
| アンケート期間 | 令和6年4月22日(月)～5月10日(金) |
| 調査対象 | 市内小学校(13校)6年生 796名<br>市内中学校(6校)3年生 756 名<br>計 1,552 名 |
| 調査方法 | 各学校宛て二次元バーコード及び URL を配付し、WEB 上で回収 |
| 回答数・回答率 | 1,171 件・75.5%　※「n」は各設問の回答者数を表しています。 |

# 市民アンケート結果

**【質問1】** 回答者属性について

・年代では、「70 歳代以上」の回答が 30.5%と最も多く、50 歳代以上の割合が約 70%を占めていた。
・性別では、「女性」の回答が 52.6%とやや多かった。
・家族構成では、「二世代世帯（親と子）」の回答が 40.8%と最も多く、次いで「夫婦のみ」、「単身世帯（ひとり暮らし）」の順で回答が多かった。
・居住形態では「一戸建て（持ち家）」の回答が 57.4%と最も多く、次いで「賃貸マンション・アパート（借家）」、「分譲マンション（持ち家）」の順で回答が多かった。
・居住年数では、「10 年以上」の回答が最も多く 72.8%を占めていた。
・お住まい地区では、各地区ともほぼ同程度で大きな偏りはなかった。

① 年代
（n=681）

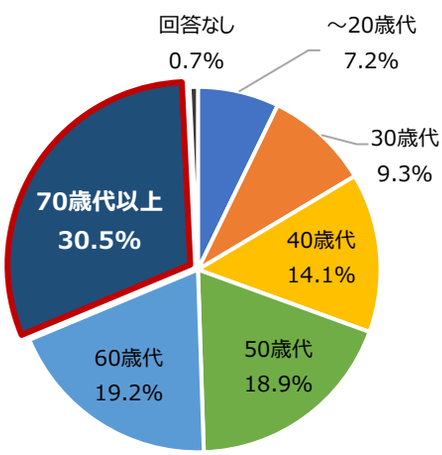


② 性別
（n=681）

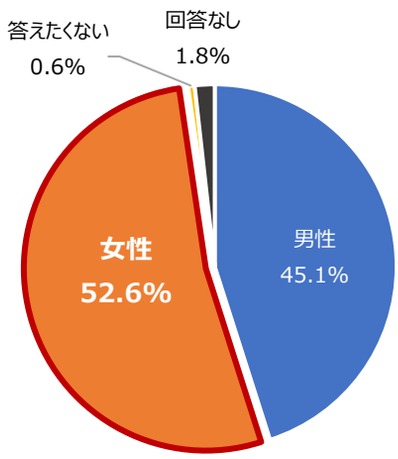


③ 世帯人数（回答者を含む）
（n=681）

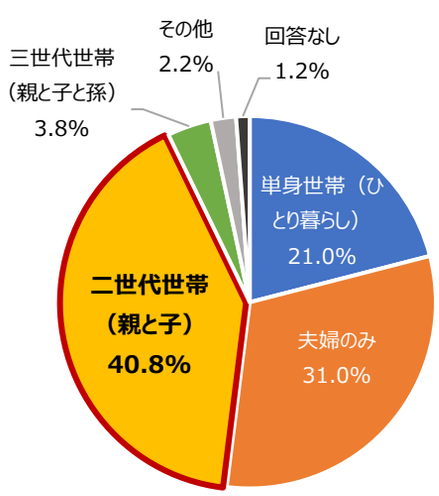


④ 住居形態
（n=681）

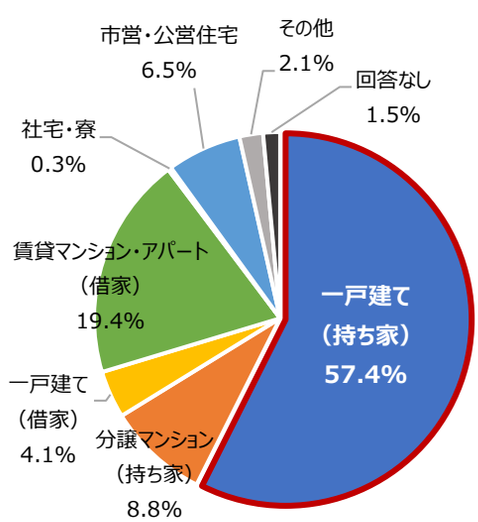

⑤ 居住年数
（n=681）

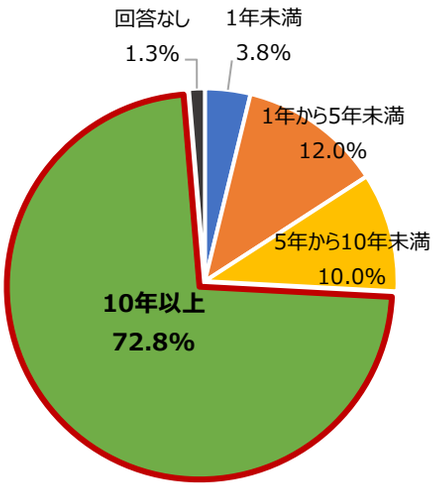


⑥ お住まい地区
（n=681）

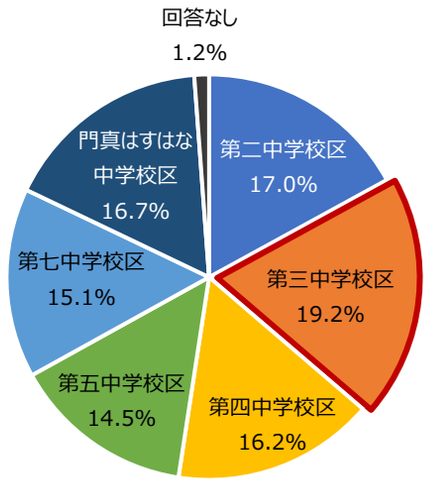


**【質問2】** あなたは門真市の環境に関する各項目の満足度と重要度について、日ごろどのように感じていますか。（該当するもの1つ）

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。
・街の美化や生活環境の保全のほか、気候変動への適応に関する施策の優先度が高くなっている。

（n=681）

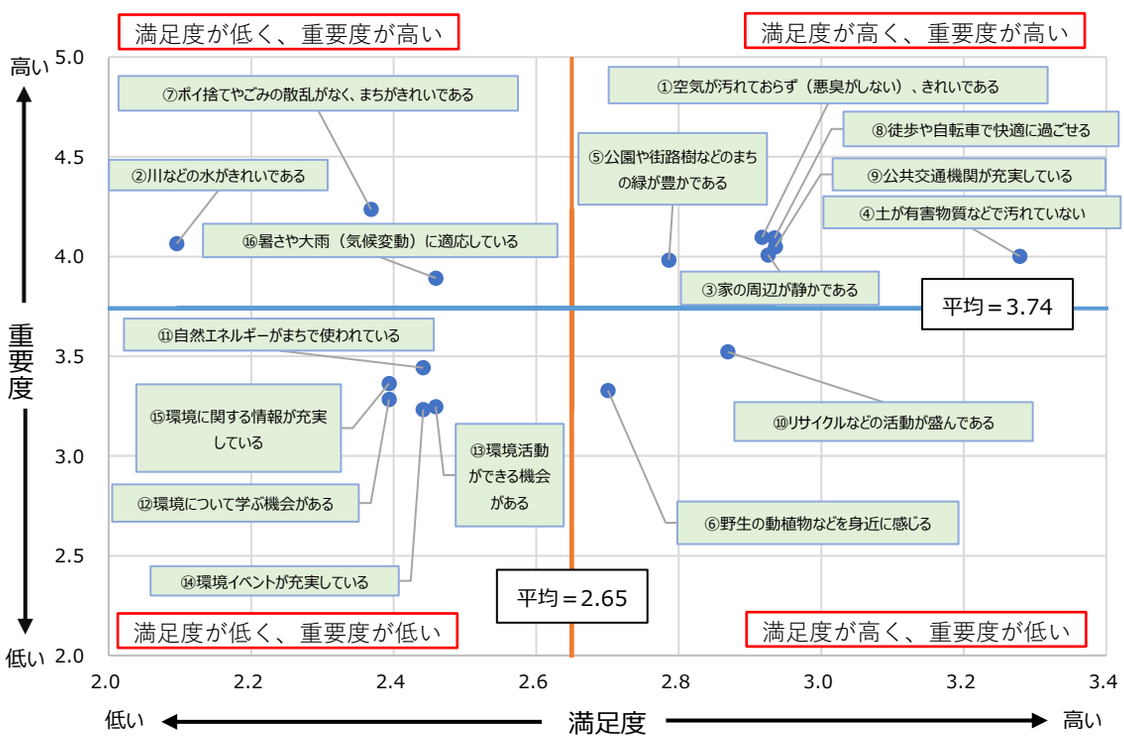

**【参考】年代別、男女別集計**

【満足度】

・～20 歳代では、他の年代と比較して「⑧徒歩や自転車で快適に過ごせる」、「⑨公共交通機関が充実している」の項目において、最も満足度が高かった。一方で他の年代と比較して「⑬環境活動ができる機会がある」は最も満足度が低かった。

・30 歳代では、他の年代と比較して多くの項目においても満足度が高く、満足度の平均が最も高かった。一方で「⑦ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」の項目においては他の年代と比較して最も満足度が低かった。

・40 歳代では、他の年代と比較して「⑯暑さや大雨（気候変動）に適応している」の項目において、最も満足度が低かった。

・50 歳代では、他の年代と比較して多くの項目で満足度が最も低く、満足度の平均が最も低かった。

・60 歳代では、他の年代と比較して「⑩リサイクルなどの活動が盛んである」の項目において、最も満足度が高かった。

・70 歳代以上では、他の年代と比較して「⑨公共交通機関が充実している」の項目において、最も満足度が低く、～20 歳代と比較すると 0.6 ポイント以上の差が見られた。

・男女ともに、満足度が最も高いのは「④土が有害物質などで汚れていない」であり、最も低いのは「②川などの水がきれいである」であった。

・男女別では、回答結果に大きな差異はなかったが、多くの項目において男性の方が女性より満足度が高かった。

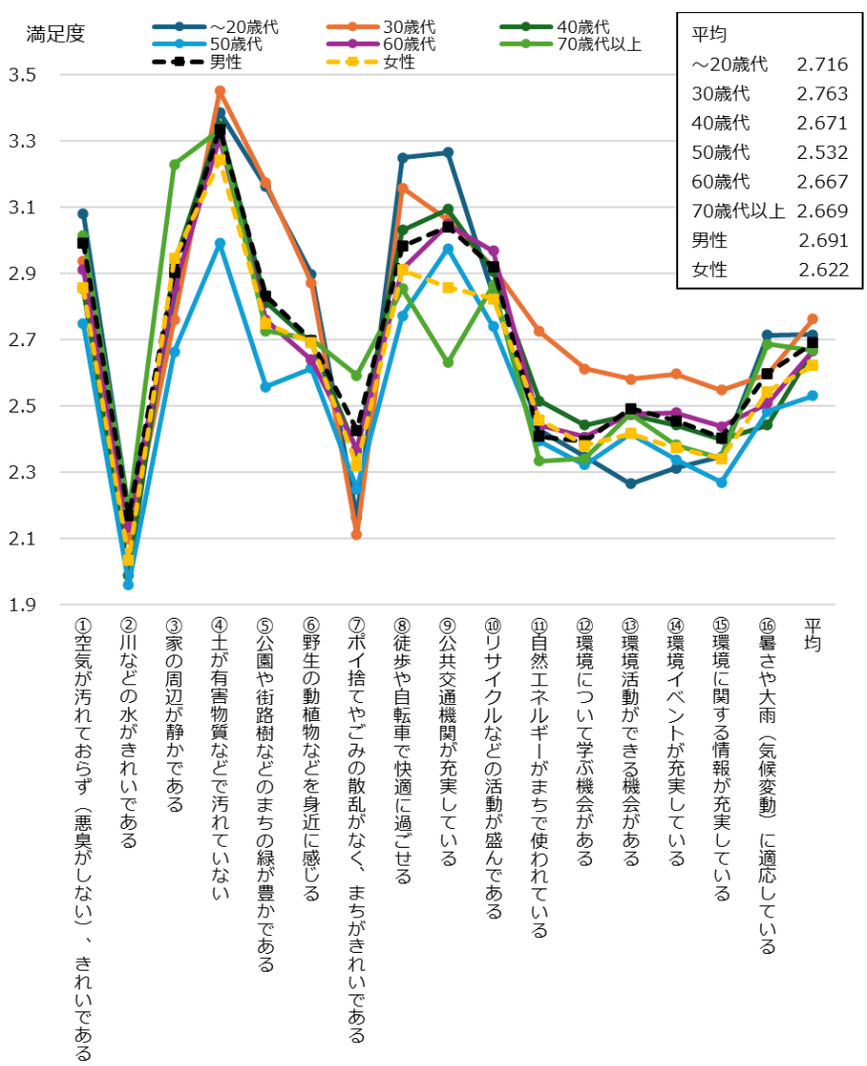

【重要度】
・～20 歳代では、他の年代と比較して、多くの項目で重要度が最も高く、重要度の平均が最も高かった。特に「⑦ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」が最も高かった。「⑨公共交通機関が充実している」においては2番目に高い 30 歳代と 0.3 ポイント以上の差があった。
・30 歳代では、～20 歳代に次いで2番目に重要度の平均が高かった。一方で、他の年代と比較して「⑩リサイクルなどの活動が盛んである」、「⑪自然エネルギーがまちで使われている」の項目において、最も重要度が低かった。
・40 歳代では、他の年代と比較して「⑫環境について学ぶ機会がある」、「⑬環境活動ができる機会がある」、「⑭環境イベントが充実している」の3つの項目において、重要度が最も低かった。
・50 歳代では、他の年代と比較して突出して高い項目、低い項目はなかった。
・60 歳代では、他の年代と比較して「⑬環境活動ができる機会がある」の項目において、最も重要度が高かった。
・70 歳代以上では、他の年代と比較して多くの項目で重要度が最も低く、重要度の平均が最も低かった。多くの項目において、最も重要度が高い年代と大きく差があった。
・男性において重要度が最も高いのは「⑦ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」であり、最も低いのは「⑭環境イベントが充実している」であった。
・女性において重要度が最も高いのは「⑦ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」であり、最も低いのは「⑬環境活動ができる機会がある」および「⑭環境イベントが充実している」であった。
・男女別では、回答結果に大きな差異はなかったが、多くの項目において女性の方が男性より重要度が高かった。

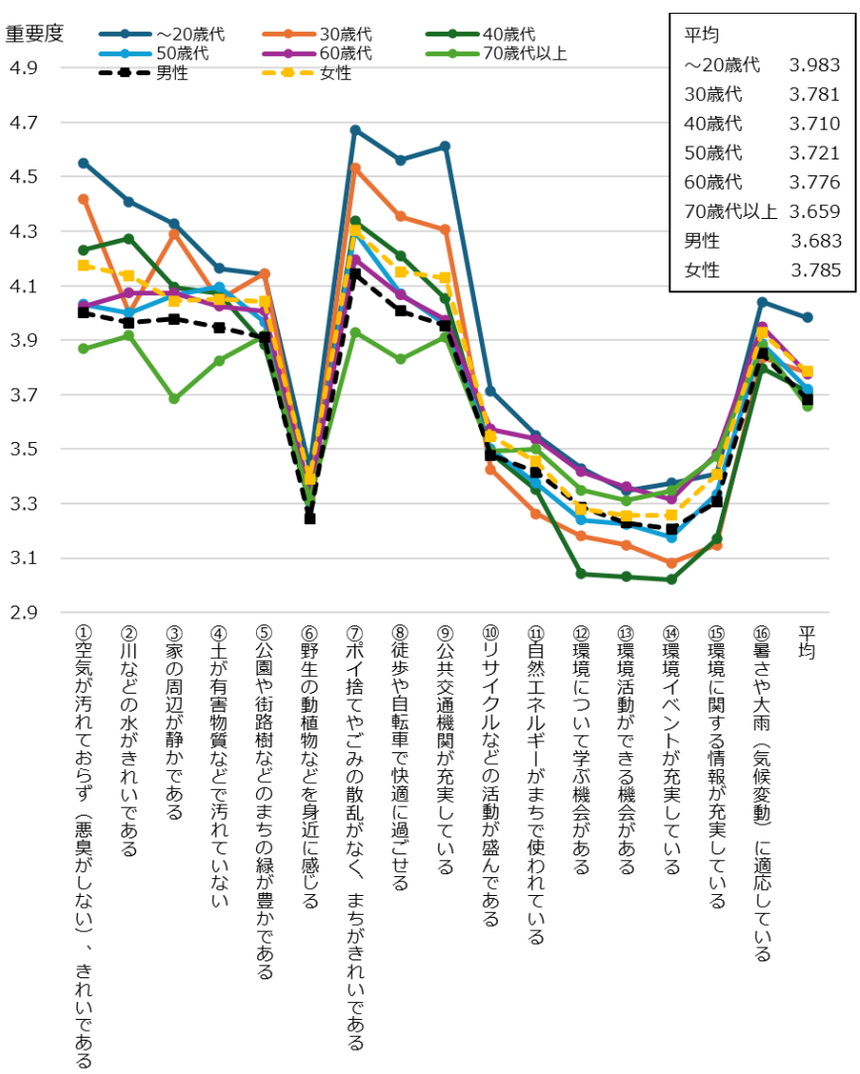

【～20 歳代】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「川などの水がきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=49）

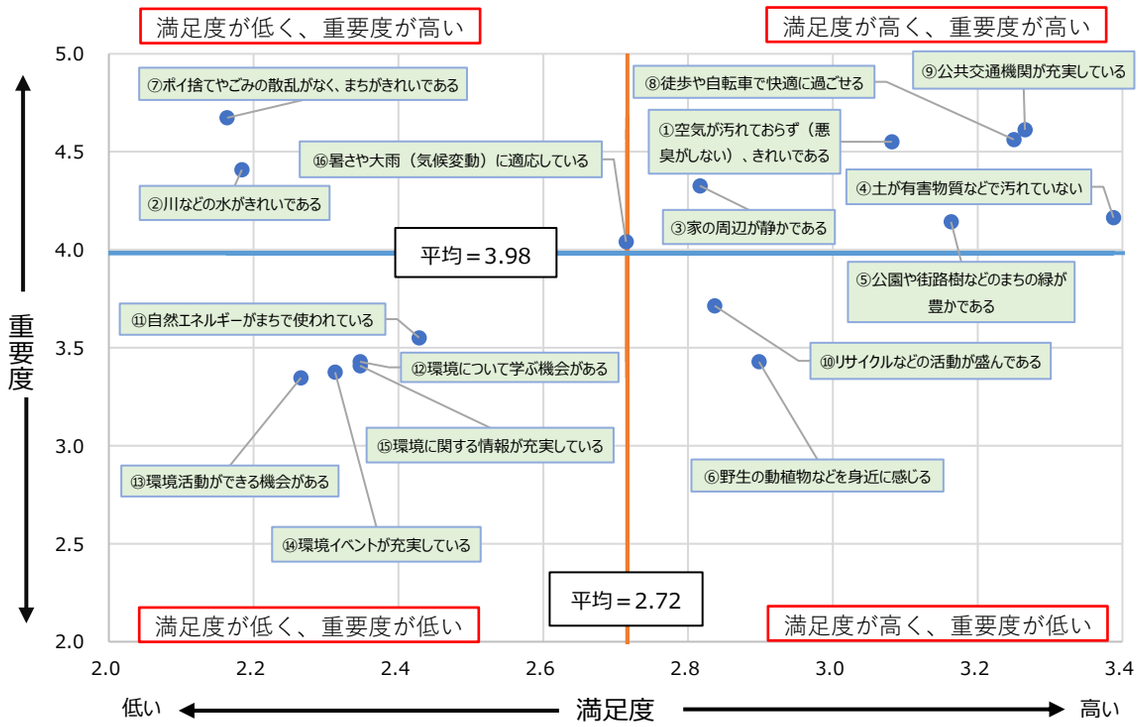


【30 歳代】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「川などの水がきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=63）

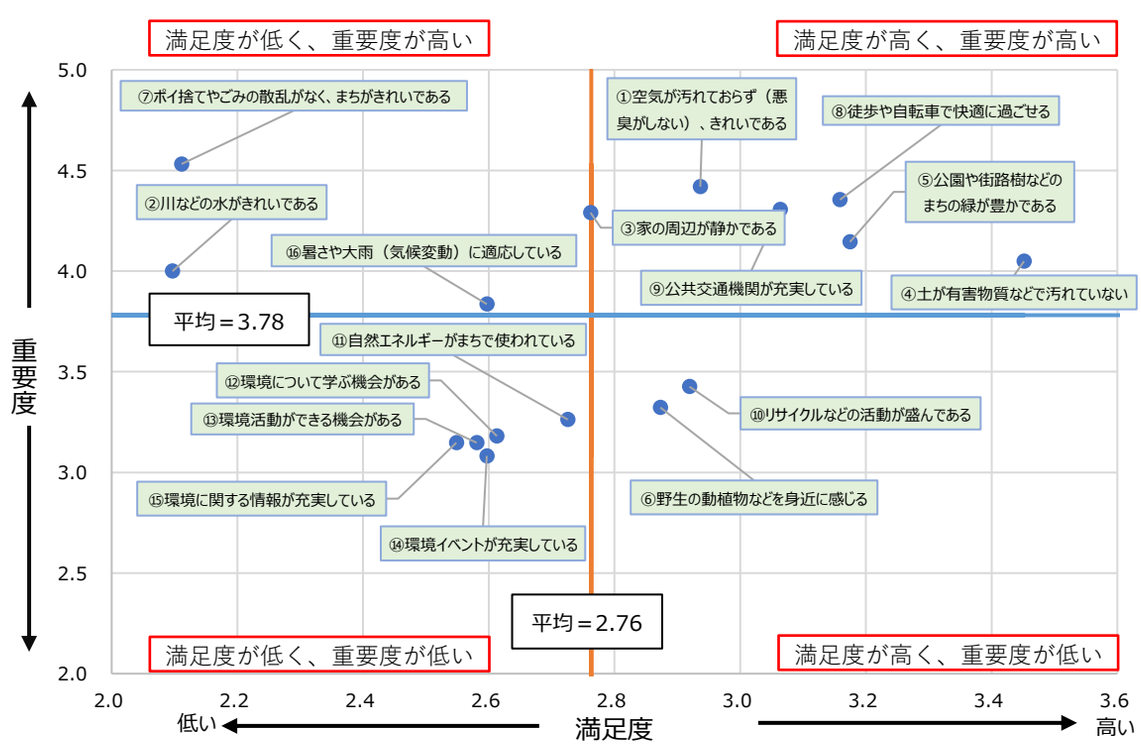

【40 歳代】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=96）

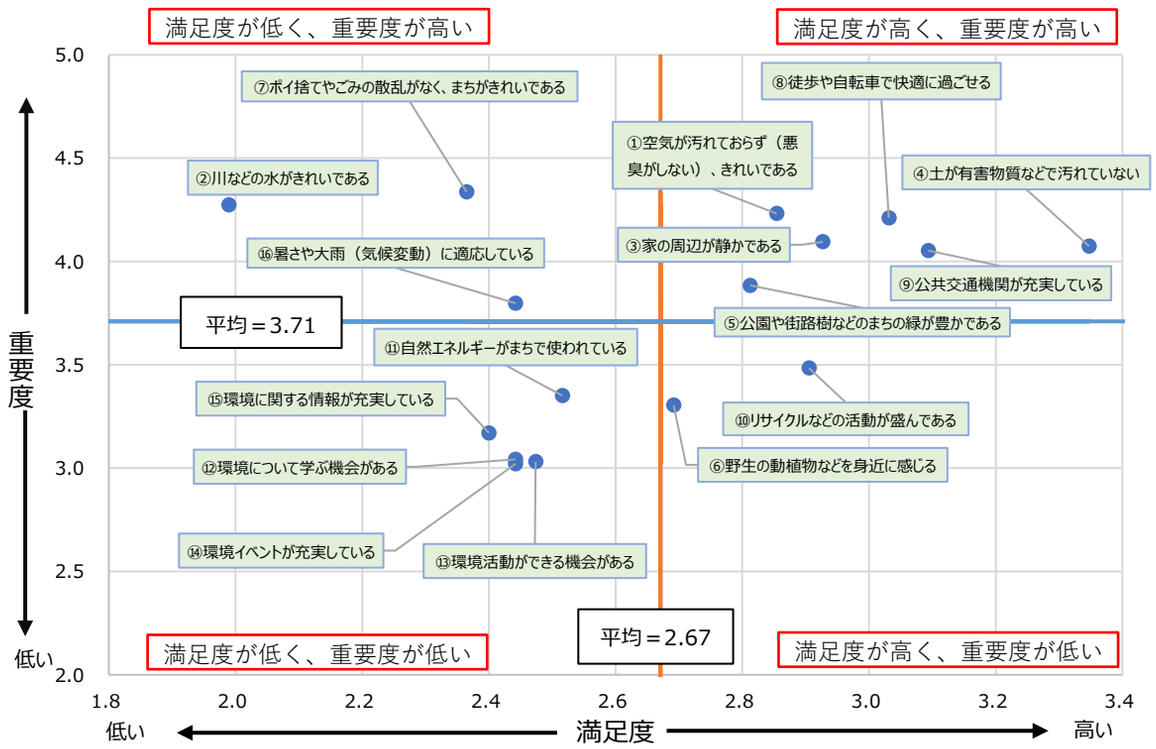


【50 歳代】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=129）

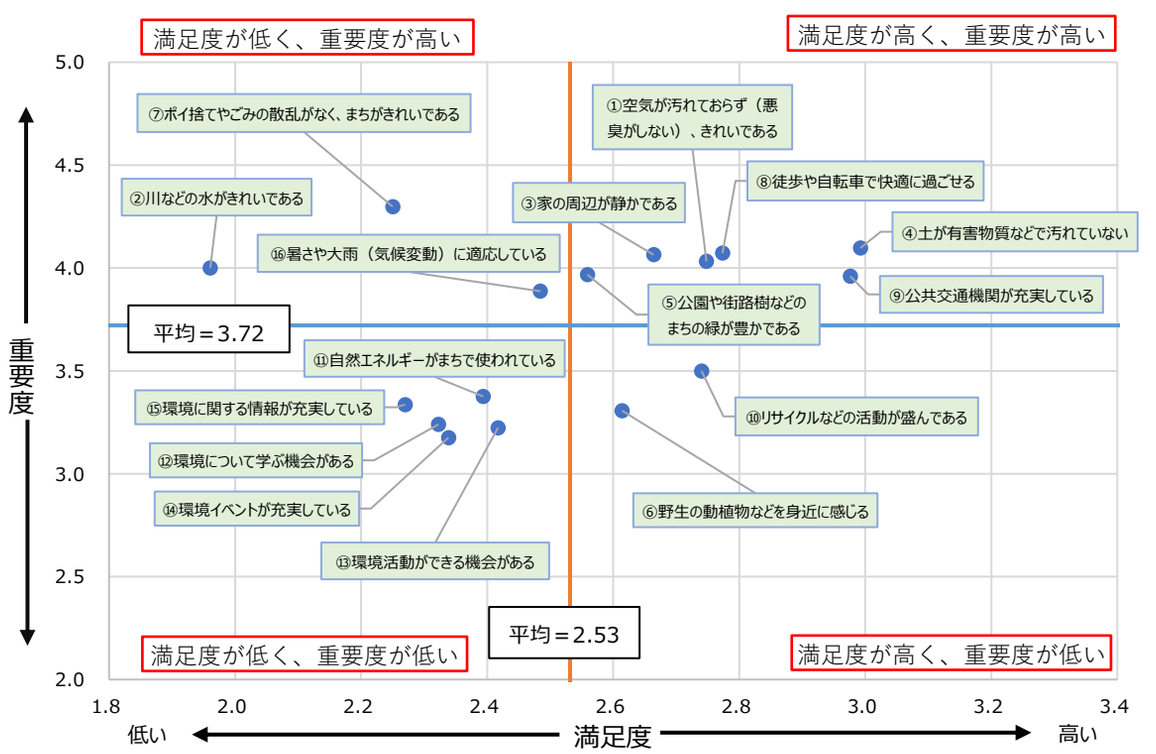

【60 歳代】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=131）

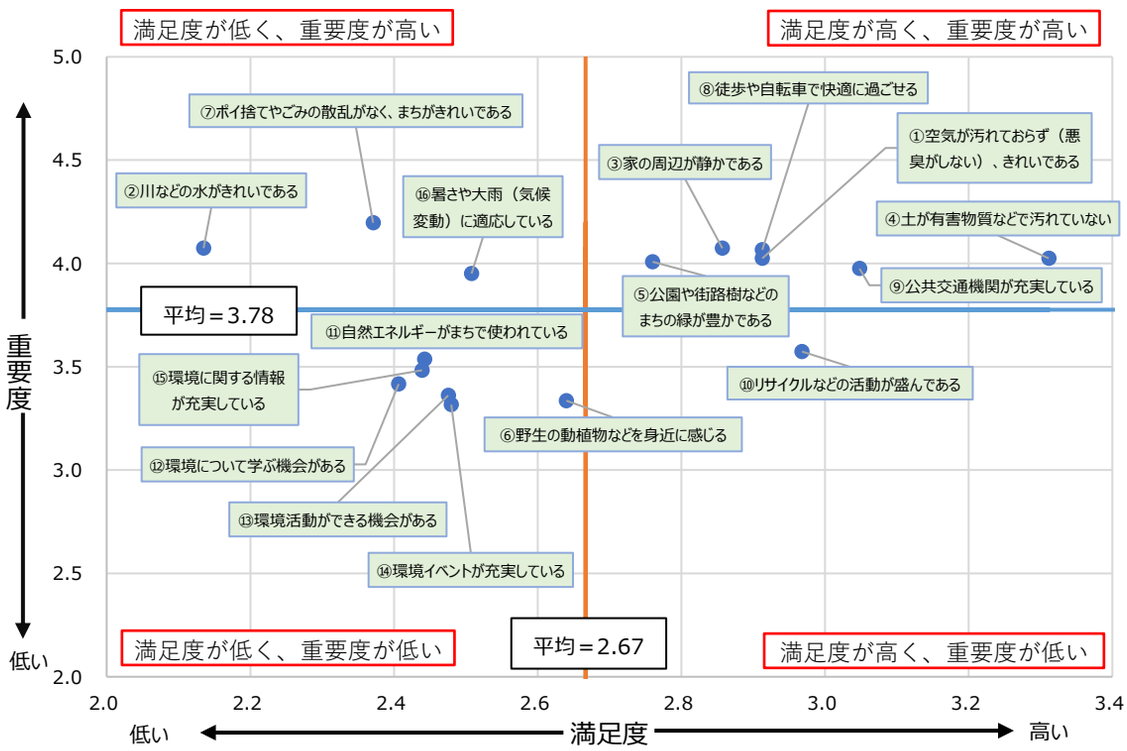


【70 歳代以上】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=208）

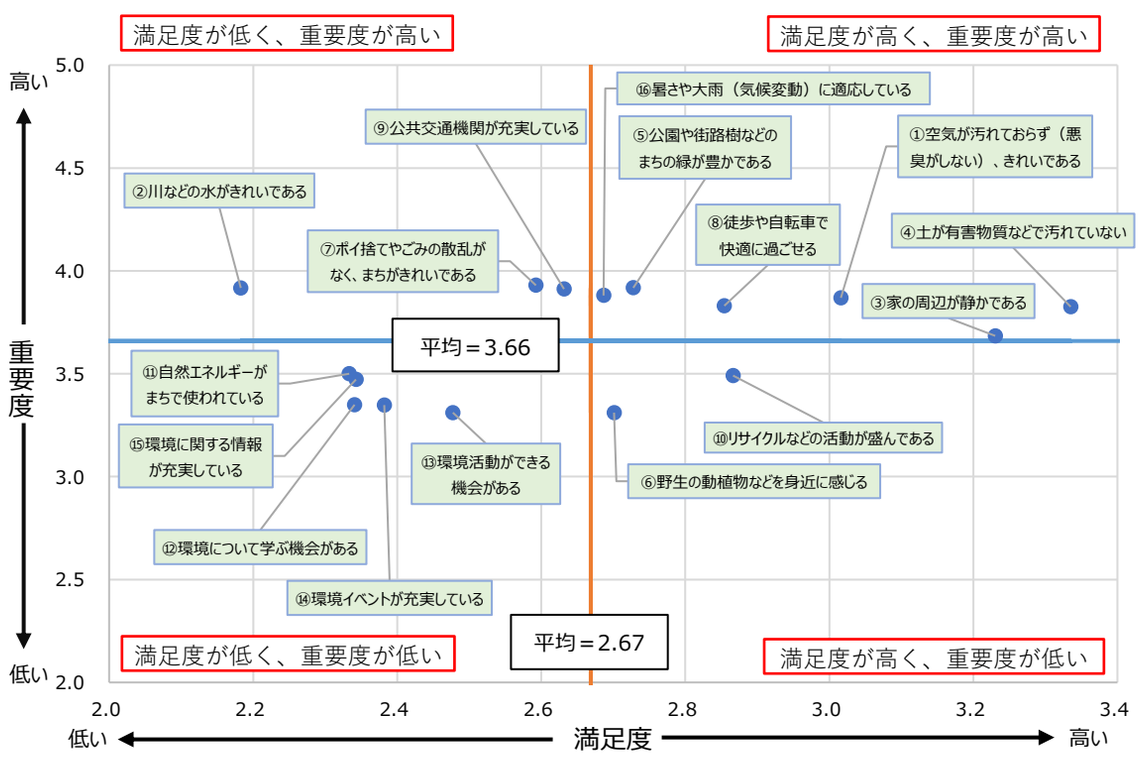

【参考】男女別の集計

【男性】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=307）

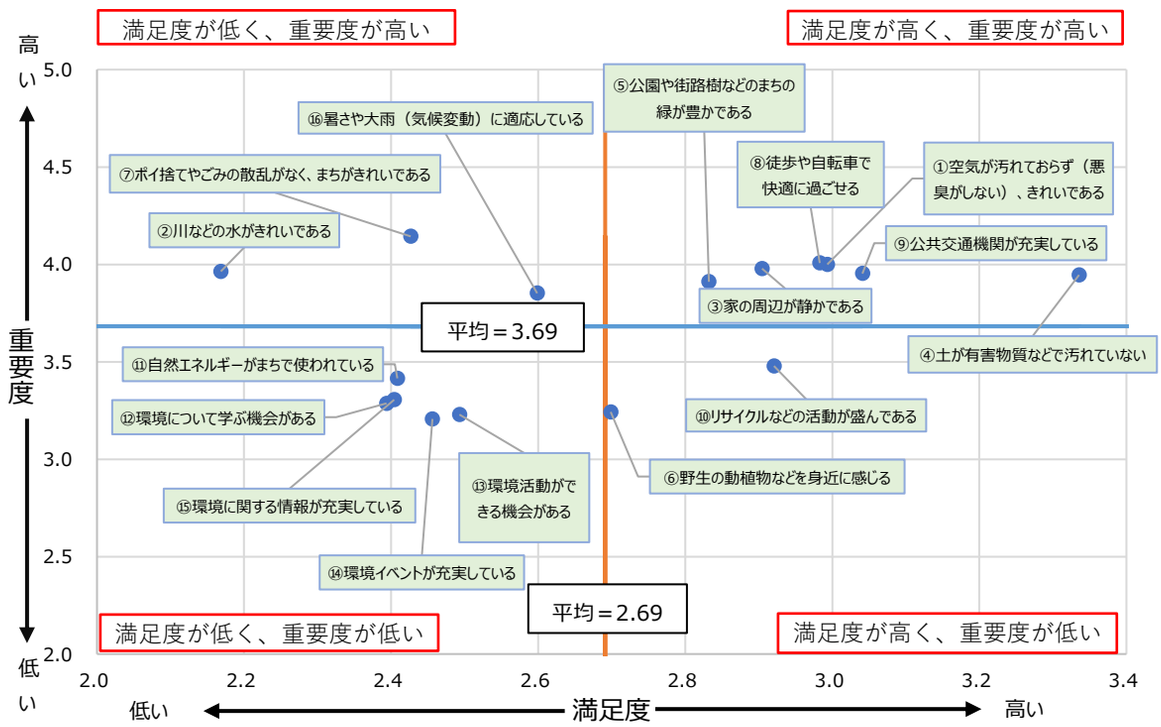

【女性】

・最も優先度が高い項目（満足度が低く、重要度は高い項目）としては、「川などの水がきれいである」、「ポイ捨てやごみの散乱がなく、まちがきれいである」、「暑さや大雨（気候変動）に適応している」が挙げられる。

（n=358）

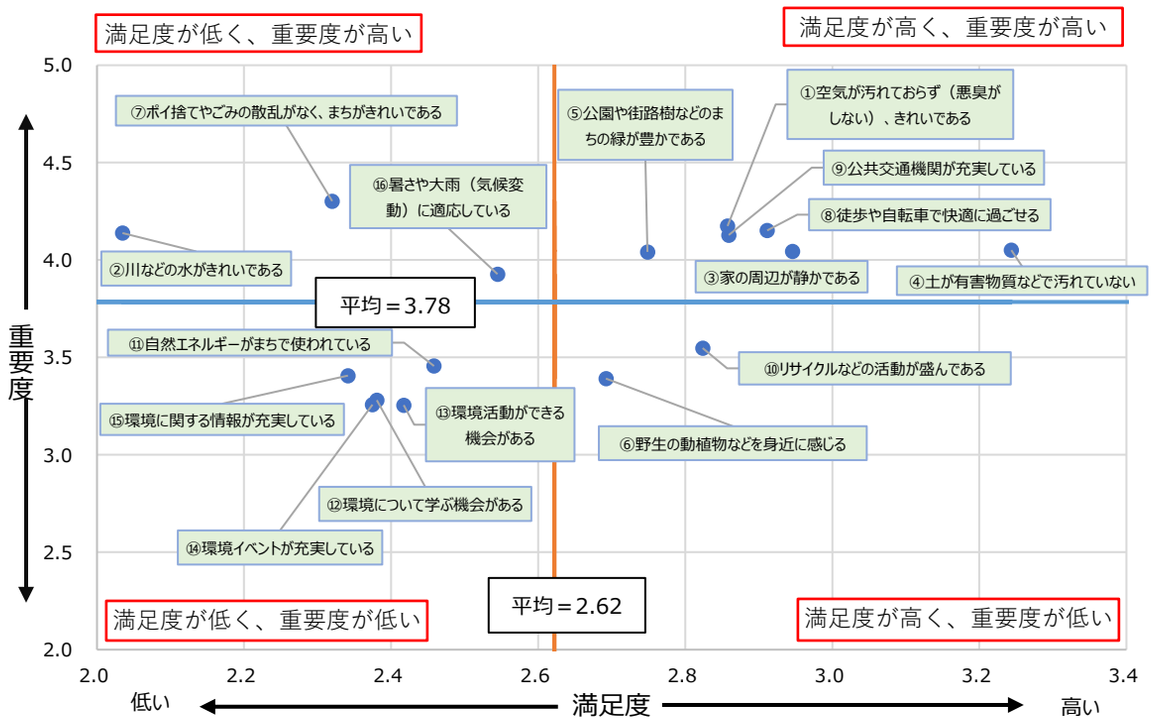


【質問3】 あなたは環境問題についてどのように考えますか。（該当するもの１つ）

・環境問題ついて、「自分ができることは積極的に取り組みたい」、「自分にできる範囲で取り組みたい」の回答の合計は 55.1%あり、「自分にもできることをしたいが、何に取り組むべきかわからない」を含めると、76.4%の方が環境問題に取り組む意思を有している。

（n=681）

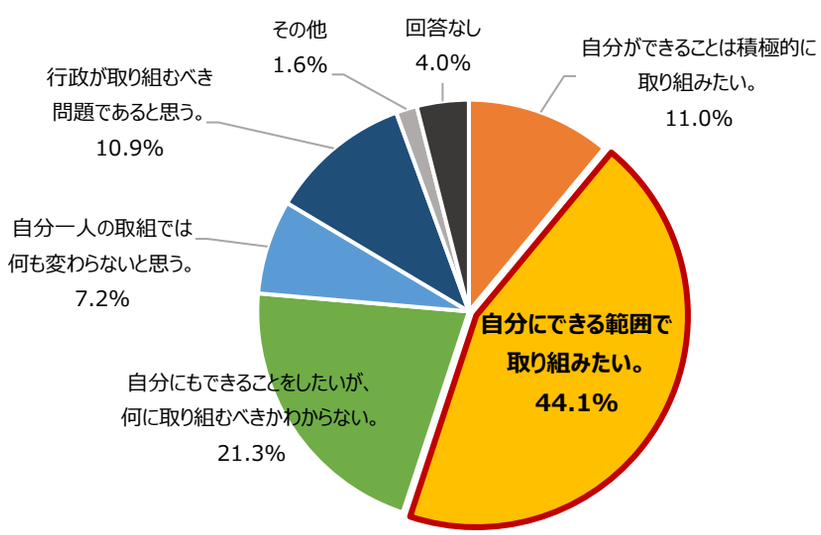

＜その他の意見＞（１１ 件）

・行政と住民との連携で、専門知識を基に住みよく環境に優しい循環的なシステムの構築が必要。告知も積極的に出すべき。
・新しく宿泊施設出来るなら他府県から人が来るのに雨の日道路が水溜りだらけで恥かきますよ。
・本人、行政どちらも出来る事は取り組むべき。
・海洋のプラスチックゴミ問題については、個々人のモラルに委ねられると思う。大規模な取り組みについては行政に委ねるべき。
・行政も企業も個人も皆それぞれ出来ることを取り組むべきなのでしょう。
・個人と行政の両方の取り組み、協力が必要。
・気が付いたら（見たら）缶、ゴミ持ち帰る。
・環境問題が何かわかりません。環境関連の施策にどのくらいの費用をかけて何をしたのか、その結果はどうだったのか教えてください。
・体力がなくなり参加出来ないが情報は欲しい。
・何かをしたいと思うばかりで体が不自由。
・もう歳ですので何も出来ません。

【参考】年代別集計

・「自分ができることは積極的に取り組みたい。」と回答した割合では、30 歳代が １2.7%と最も高く、～20 歳代が 2.0%と最も低かった。
・全ての年代において「自分でできる範囲で取り組みたい。」と回答した割合が最も高かった。
・「行政が取り組むべき問題であると思う。」と回答した割合では、60 歳代が １3.7%と最も高く、30 歳代が 4.8%と最も低かった。

（n=681）

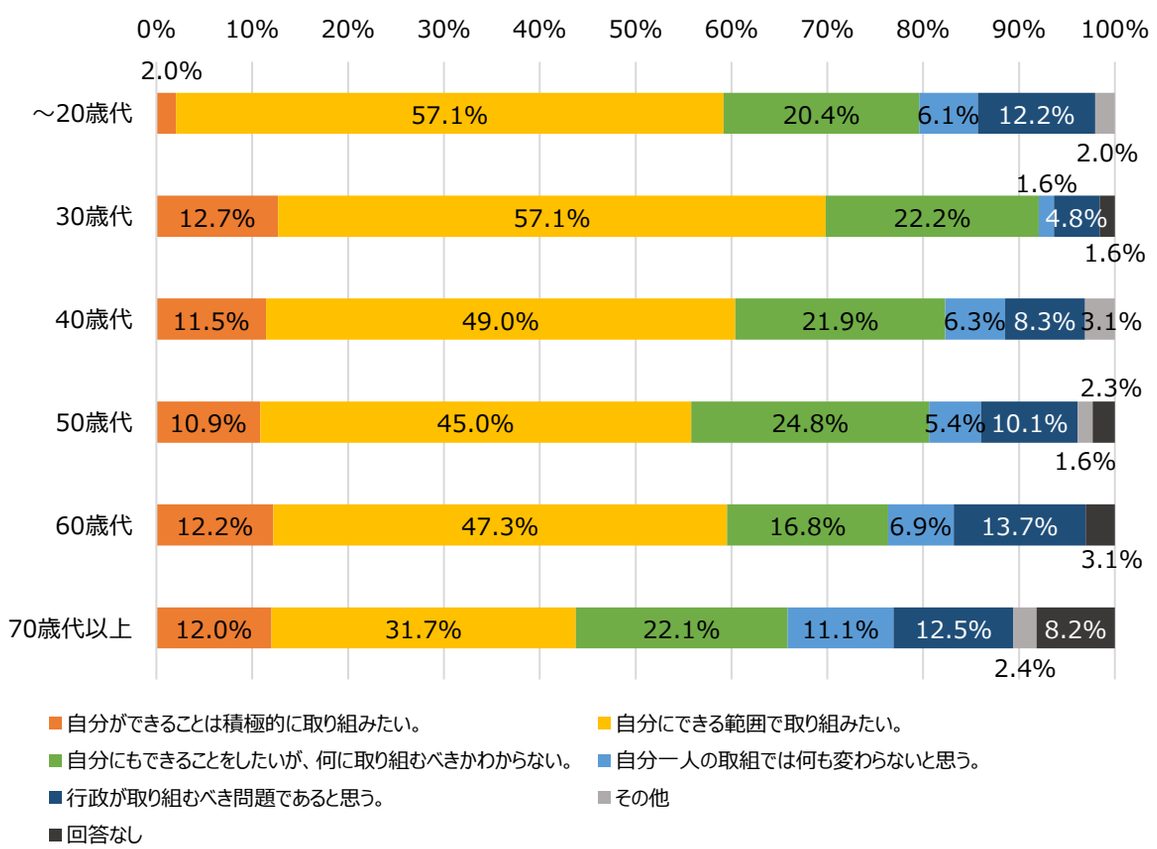

【参考】男女別の集計

・男女ともに「自分にできる範囲で取り組みたい。」と回答した割合が最も高く、次いで「自分にもできることをしたいが、何に取り組むべきかわからない。」であった。
・3 番目に割合が高い回答については、男性が「行政が取り組むべき問題であると思う。」であるのに対し、女性は「自分ができることは積極的に取り組みたい。」であった。

① 男性（n=307）

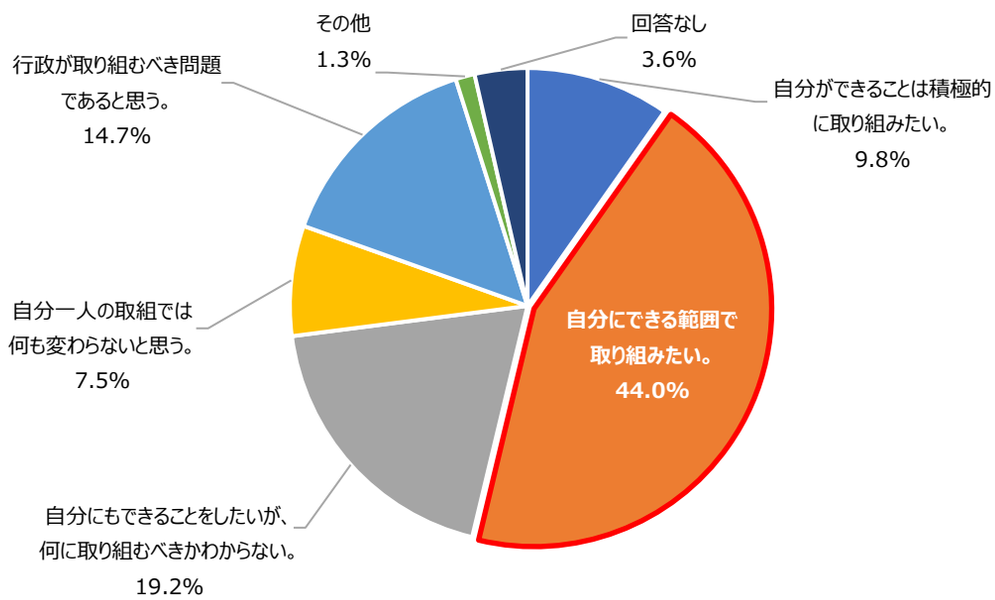


② 女性（n=358）

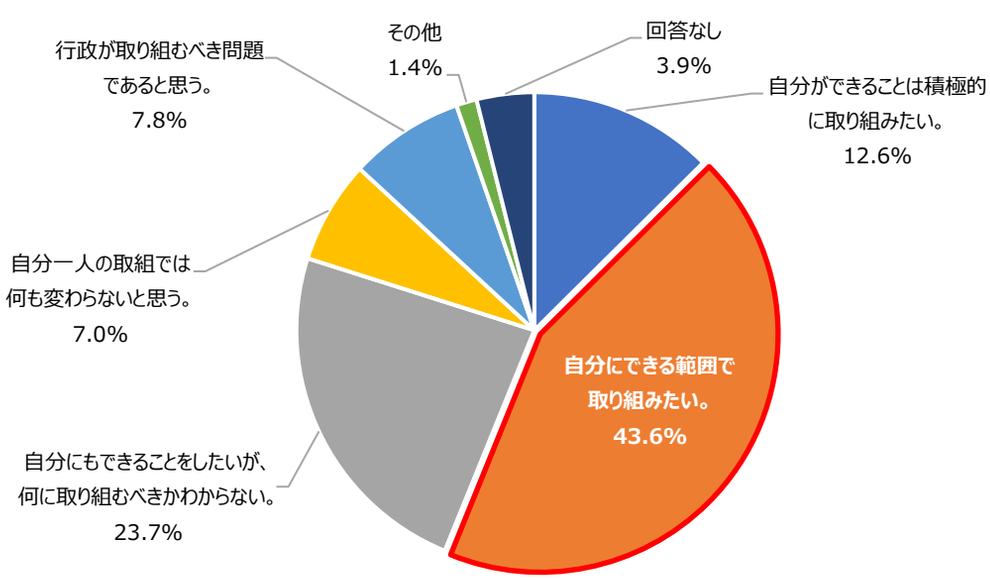

**【質問4】** あなたが地球温暖化の影響で不安に感じる問題は何ですか。(該当するものすべて)

・不安に感じる問題は、「自然災害(台風、川の氾濫、土砂崩れなど)が増える」の回答が 75.6%と最も多く、次いで「厳しい暑さによって熱中症などの健康被害が増える」、「農作物(米、果物、野菜など)の収穫量や品質の低下」の順で回答が多かった。

(n=681)

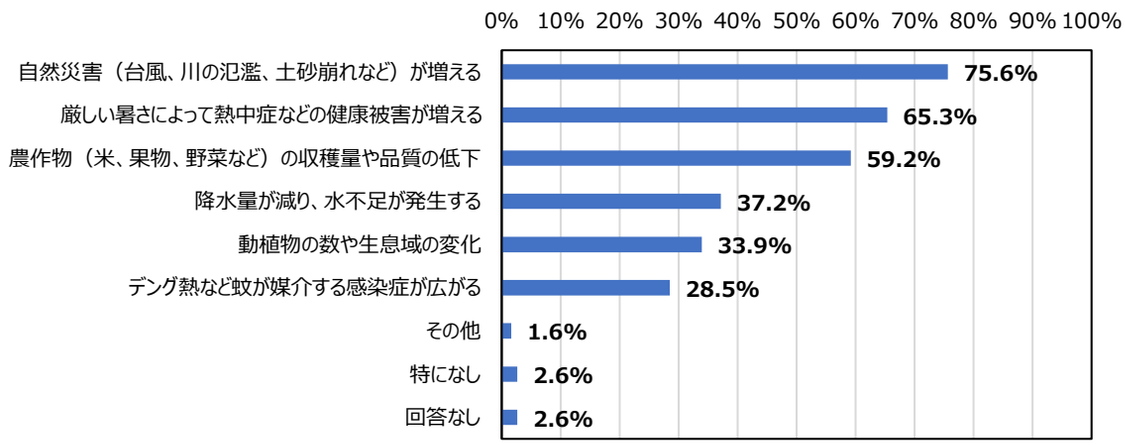


【参考】年代別集計

・多くの年代において、「自然災害(台風、川の氾濫、土砂崩れなど)が増える」が不安に感じる項目として最も回答数が多かったが、70 歳代以上については「厳しい暑さによって熱中症などの健康被害が増える」の回答と同数であった。
・多くの年代において、「厳しい暑さによって熱中症などの健康被害が増える」が不安に感じる項目として 2 番目に回答数が多かったが、「農作物(米、果物、野菜など)の収穫量や品質の低下」の回答が 40 歳代では同率 2 番目であり、50 歳代では「厳しい暑さによって熱中症などの健康被害が増える」を抑えて 2 番目であった。
・20 代と 60 代を除いた年代において、「デング熱など蚊が媒介する感染症が広がる」は不安に感じる項目として、その他等を除く設定された選択肢のうち最も回答数が少なかった。

(n=676)

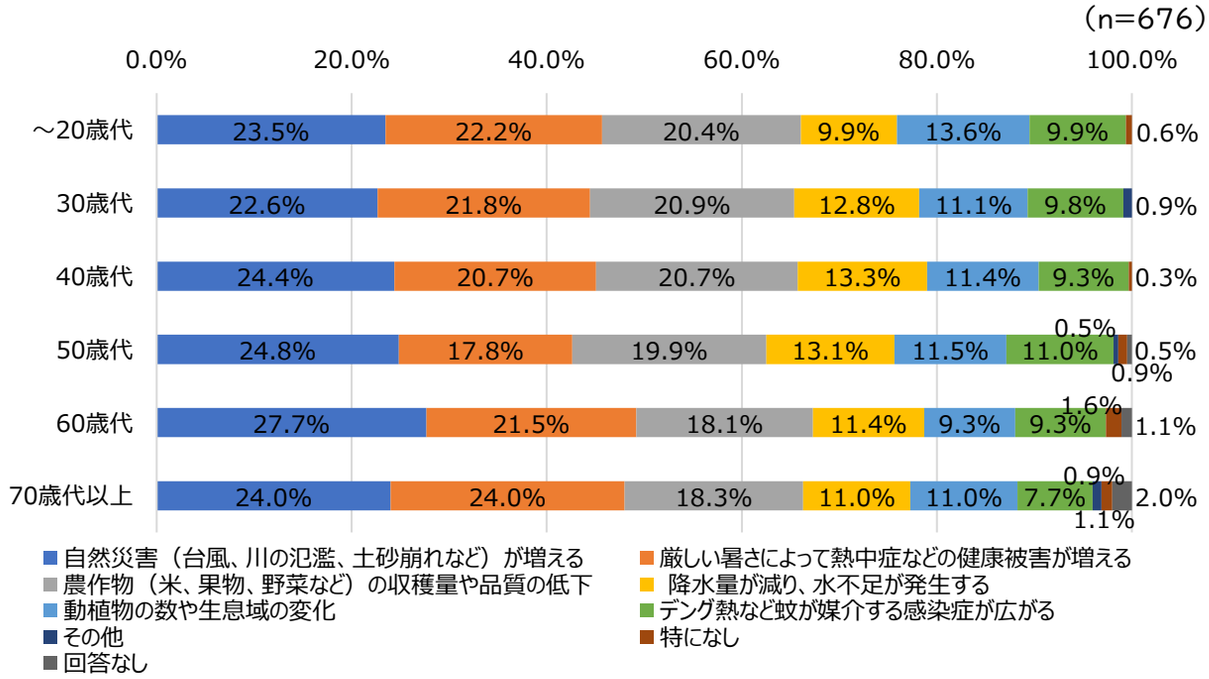

【参考】男女別の集計

・男女どちらにおいても、「自然災害（台風、川の氾濫、土砂崩れなど）が増え」が最も多く、次いで「厳しい暑さによって熱中症などの健康被害が増える」、「農作物（米、果物、野菜など）の収穫量や品質の低下」であり、性別による差異はなかった。

① 男性（n=307）

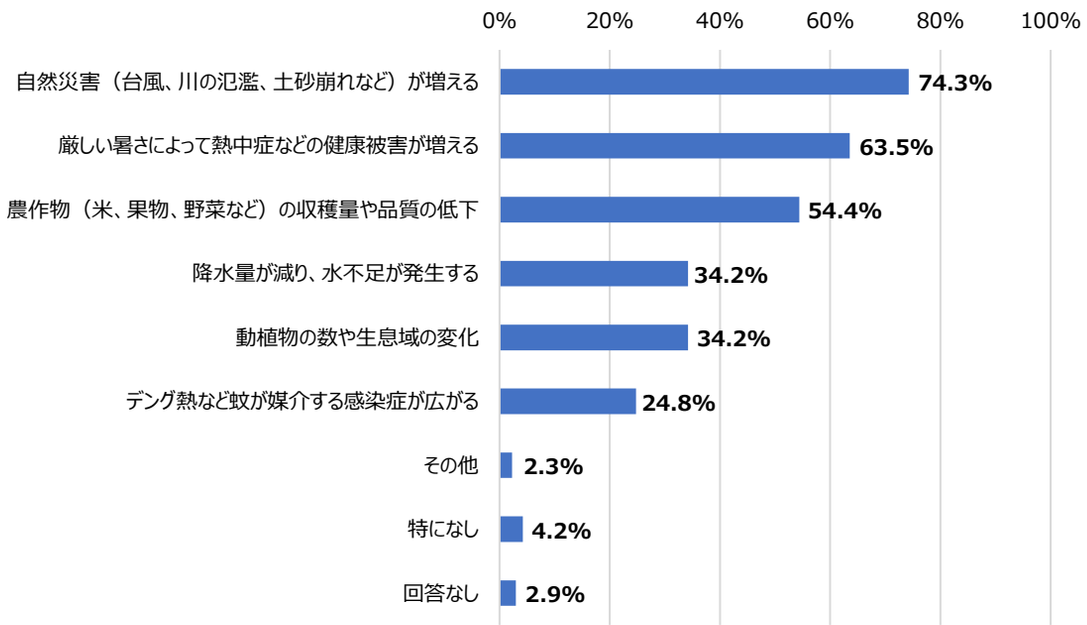


② 女性（n=358）

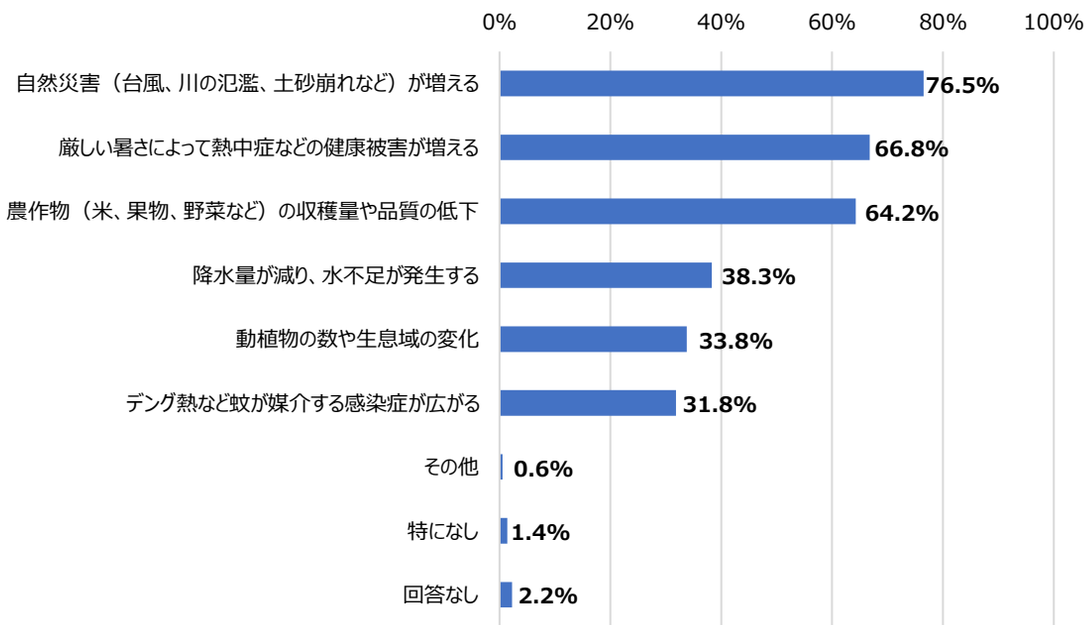

**【質問5】** あなたは門真市が「デコ活宣言」を行っていることを知っていましたか。（該当するもの１つ）

・「知っていた」及び「聞いたことはあるが具体的な内容は知らない」と回答した割合は、男性のほうが女性よりも 5.8%高い 24.8%であった。

（n=681）

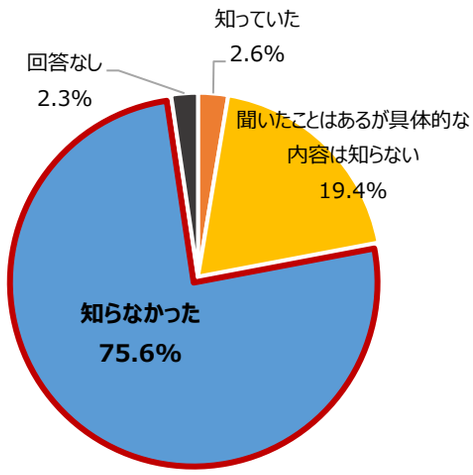


【参考】年代別集計

・「知っていた」及び「聞いたことはあるが具体的内容は知らない」と回答した割合は、70 歳代以上が 30.8%と最も高く、～20 歳代が 8.1%と最も低かった。

（n=681）

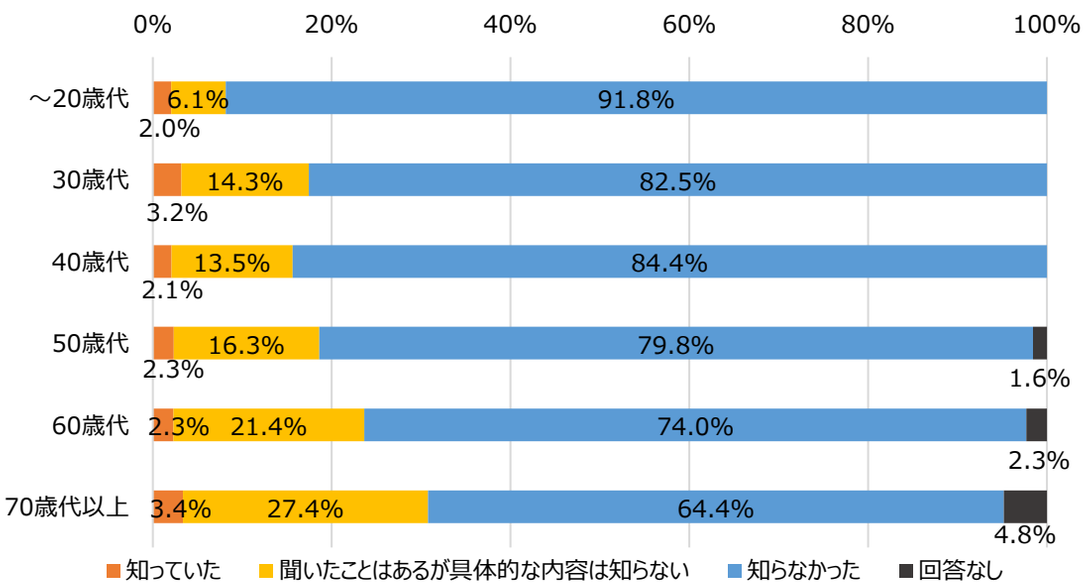

【参考】男女別の集計

・「知っていた」及び「聞いたことはあるが具体的な内容は知らない」と回答した割合は、男性のほうが女性よりも 5.8%高い 24.8%であった。

① 男性（n=307）

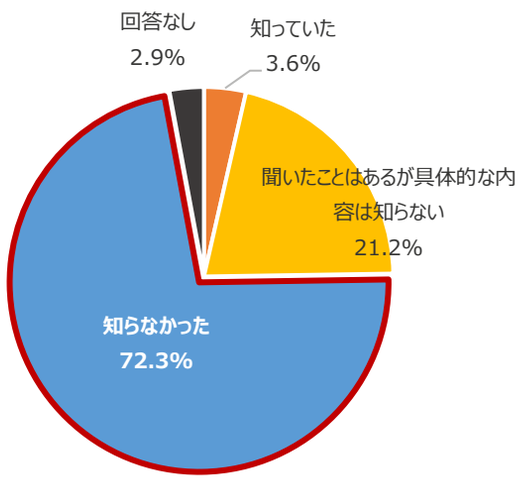


② 女性（n=358）

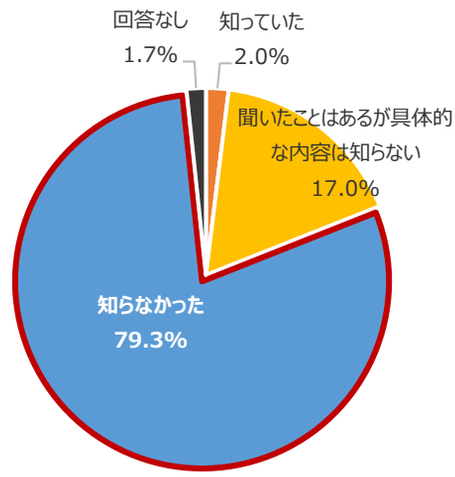


**【追加質問】** 質問5で「知っていた」もしくは「聞いたことはあるが具体的な内容は知らない」と回答した方のみ「デコ活宣言」についてどこで知りましたか。（該当するものすべて）

・「デコ活宣言」の情報を得た媒体は、「広報誌」が最も多く、次いで「新聞」、「市のチラシ、ポスター等」の順に回答が多かった。

（n=150）

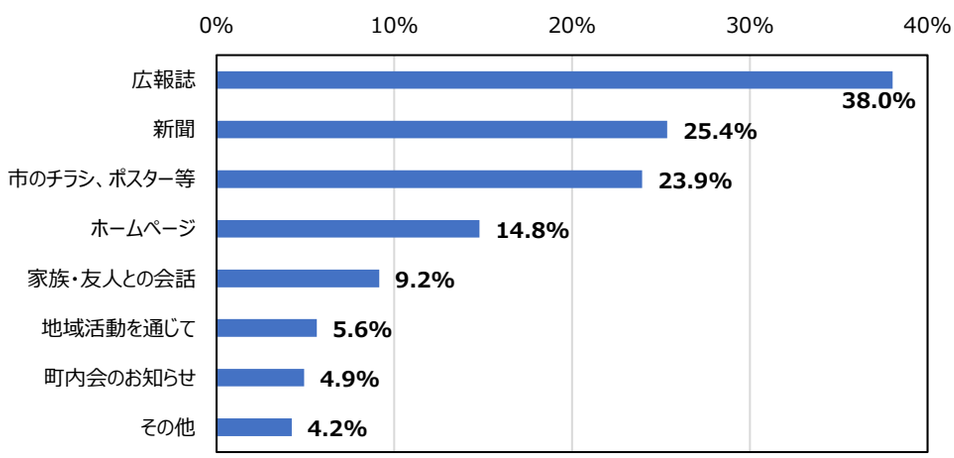

【参考】年代別集計

・～20 歳代では「町内会のお知らせ」の回答割合が 50.0%と最も高かった。（知っていた、聞いたことはあるが具体的な内容は知らないと回答した全数が4件であるため、傾向としては捉えられない。）
・30 歳代では「広報誌」、「市のチラシ、ポスター等」、「ホームページ」の回答割合が 26.7%と最も高かった。
・40 歳代では「広報誌」の回答割合が 42.1%と最も高かった。
・50 歳代では「新聞」の回答割合が 26.9%と最も高かった。
・60 歳代では「広報誌」の回答割合が 44.4%と最も高かった。

（n=150）

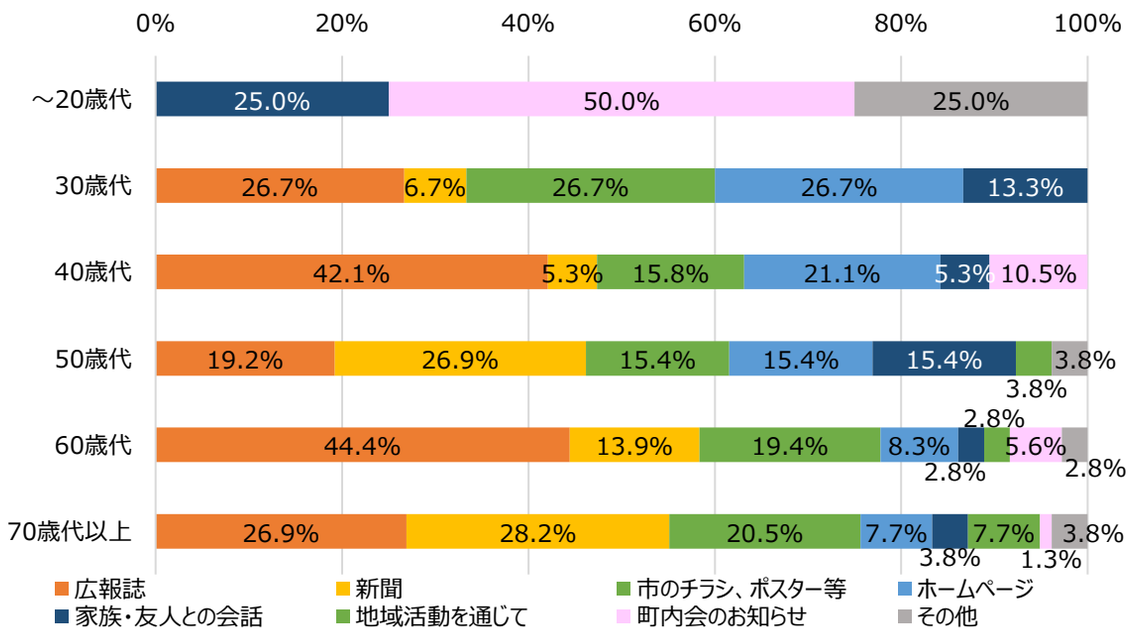

**【質問6】** あなたは次の環境に配慮した取組を行っていますか。(該当するもの１つ)

・常に取り組んでいると回答された取組では、「ごみの分別を心がけている」が 76.8%と最も多く、次いで「買い物時にエコバッグを使用する」、「近距離の移動はなるべく歩きや自転車を使う」の順に回答が多かった。
・取り組む予定はないと回答された取組では、「テレワークを取り入れている」が 52.7%と最も多く、次いで「環境に関するイベントや活動に参加する」、「外出時には自動車ではなく、公共交通機関を利用する」の順で回答が多かった。
・一方、今後取り組みたいと解答された取組では、「環境に関するイベントや活動に参加する」、「身の回りに自然由来でできた製品を取り入れて使う」の回答が多かった。

(n=681)

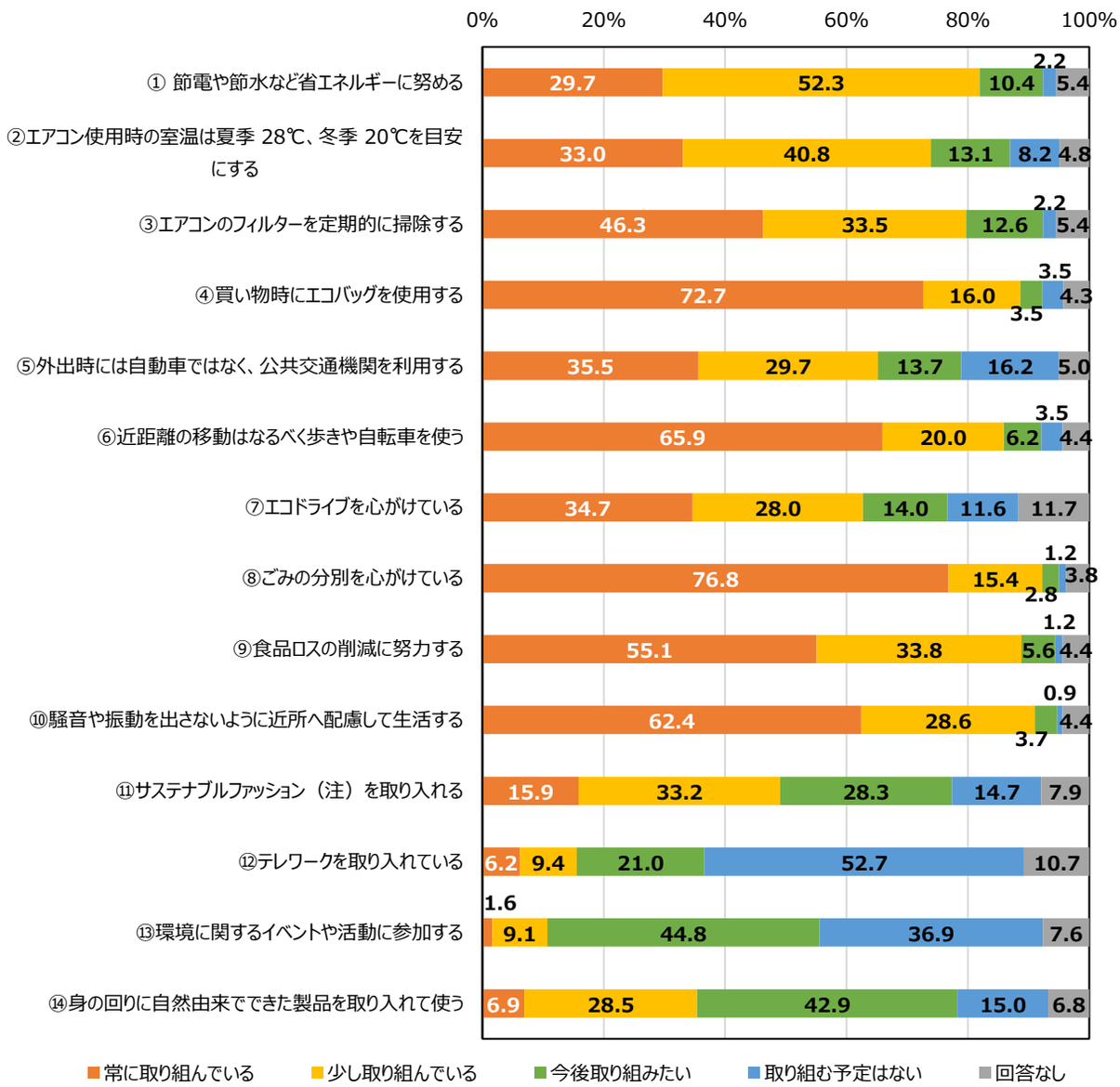

【参考】年代別集計

【～20歳代】

（n=49）

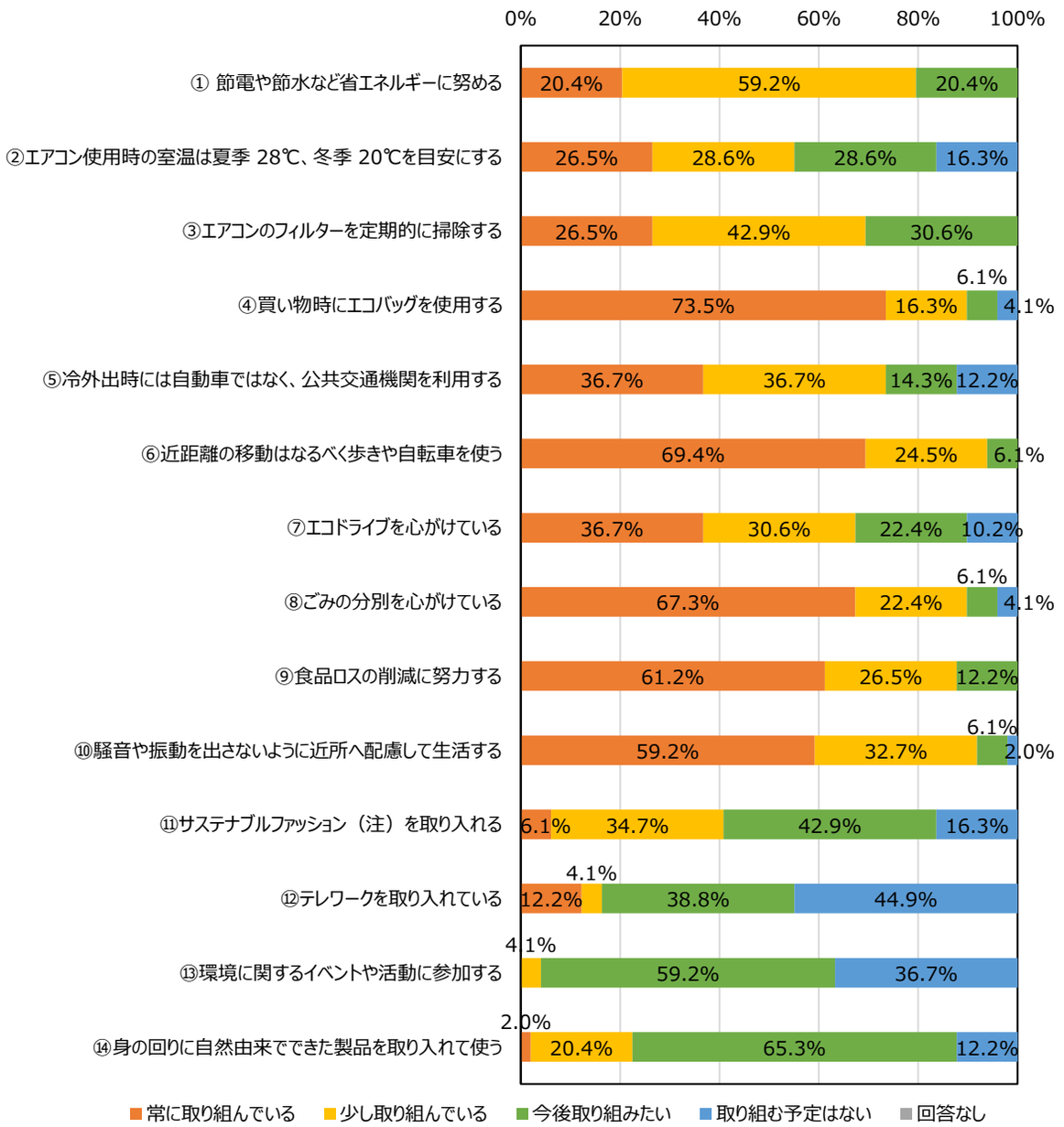

【30 歳代】

・「常に取り組んでいる」と答えた中で最も多かった項目は、「④買い物時にエコバッグを使用する」であり、81.0%とどの年代よりも割合が高かった。
・「取り組む予定はない」と答えた中で最も多かった項目は、「⑫テレワークを取り入れている」であった。
・「今後取り組みたい」と答えた中で最も多かった項目は、「⑬環境に関するイベントや活動に参加する」であった。

（n=63）

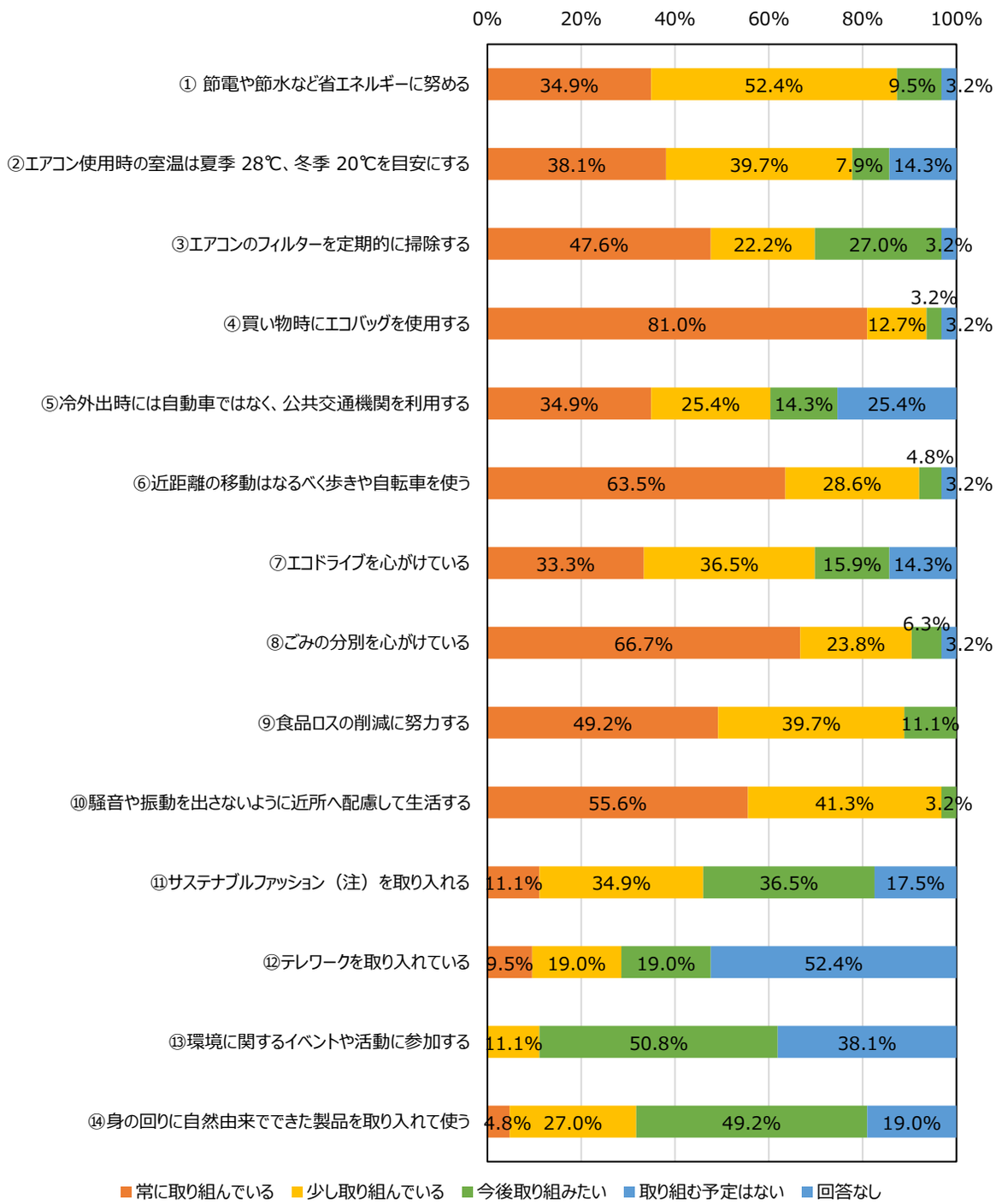

【40 歳代】

・「常に取り組んでいる」と答えた中で最も多かった項目は、「④買い物時にエコバッグを使用する」と「⑧ごみの分別を心がけている」であった。
・「取り組む予定はない」と答えた中で最も多かった項目は、「⑫テレワークを取り入れている」であった。
・「今後取り組みたい」と答えた中で最も多かった項目は、「⑭身の回りに自然由来でできた製品を取り入れて使う」であった。

（n=96）

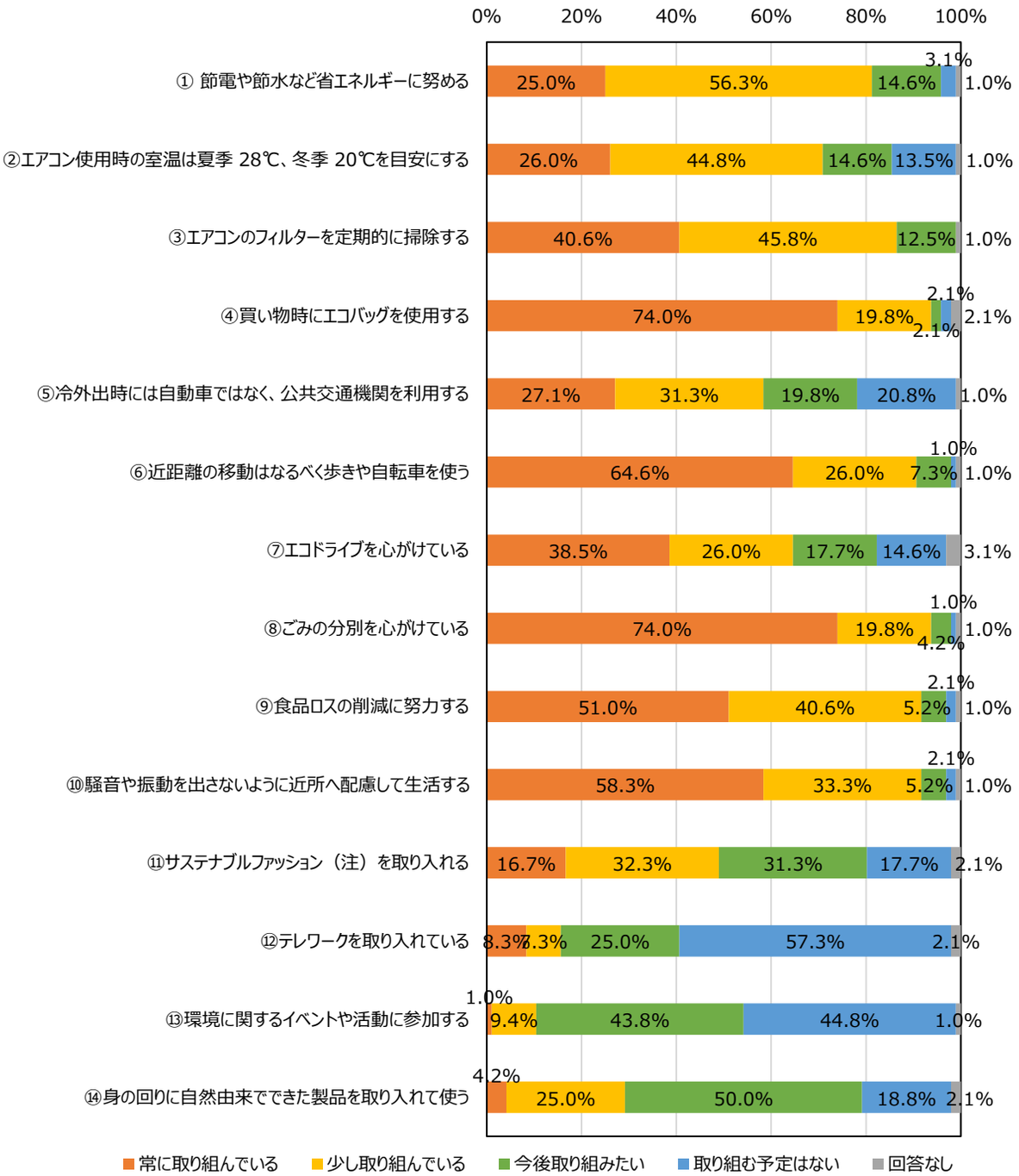

【50 歳代】

・「常に取り組んでいる」と答えた中で最も多かった項目は、「⑧ごみの分別を心がけている」であった。
・「取り組む予定はない」と答えた中で最も多かった項目は、「⑫テレワークを取り入れている」であった。
・「今後取り組みたい」と答えた中で最も多かった項目は、「⑭身の回りに自然由来でできた製品を取り入れて使う」であった。

（n=129）

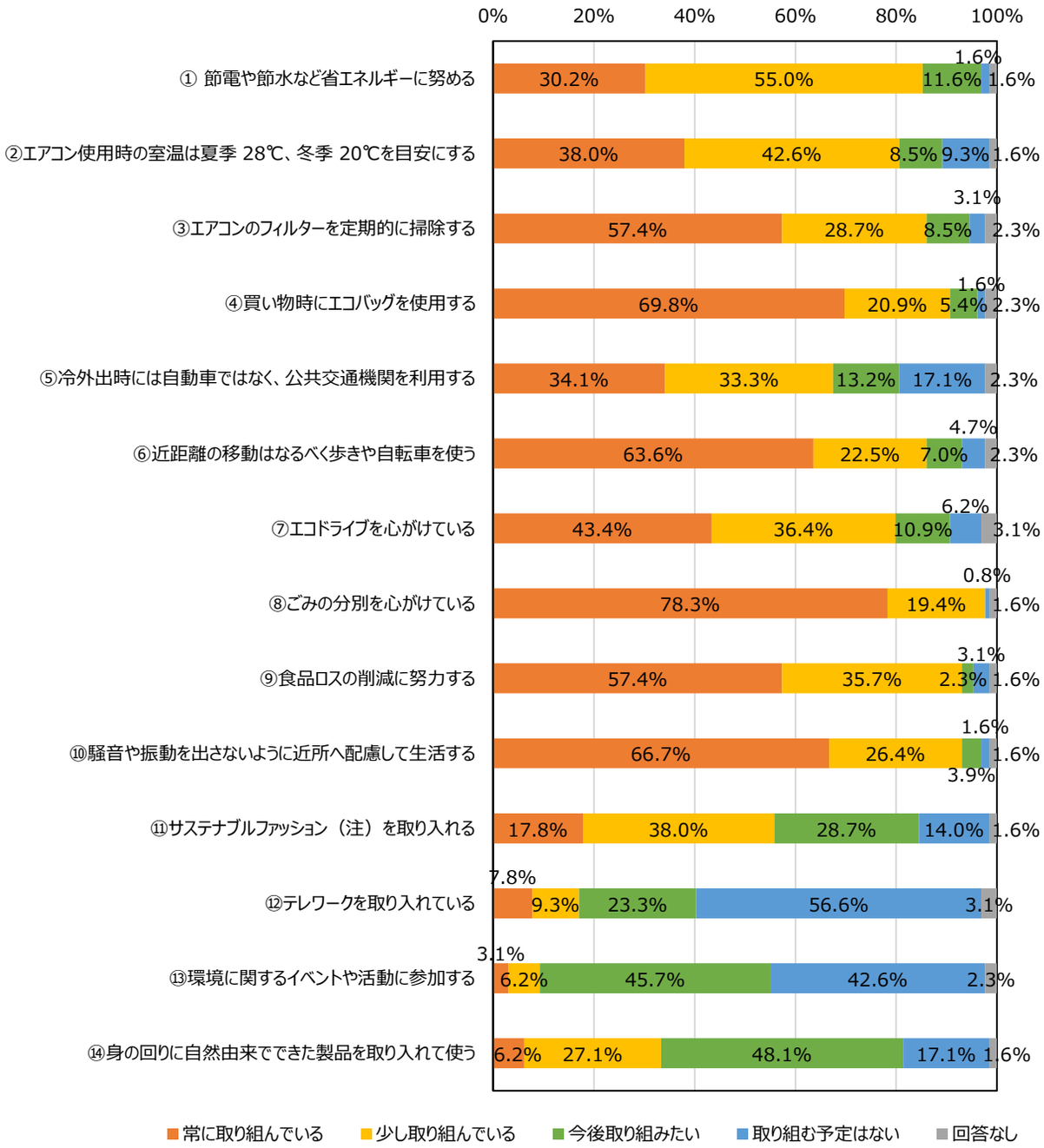

【60 歳代】

・「常に取り組んでいる」と答えた中で最も多かった項目は、「⑧ごみの分別を心がけている」であった。
・「取り組む予定はない」と答えた中で最も多かった項目は、「⑫テレワークを取り入れている」であり、58.8%とどの年代よりも割合が高かった。
・「今後取り組みたい」と答えた中で最も多かった項目は、「⑬環境に関するイベントや活動に参加する」であった。

（n=131）

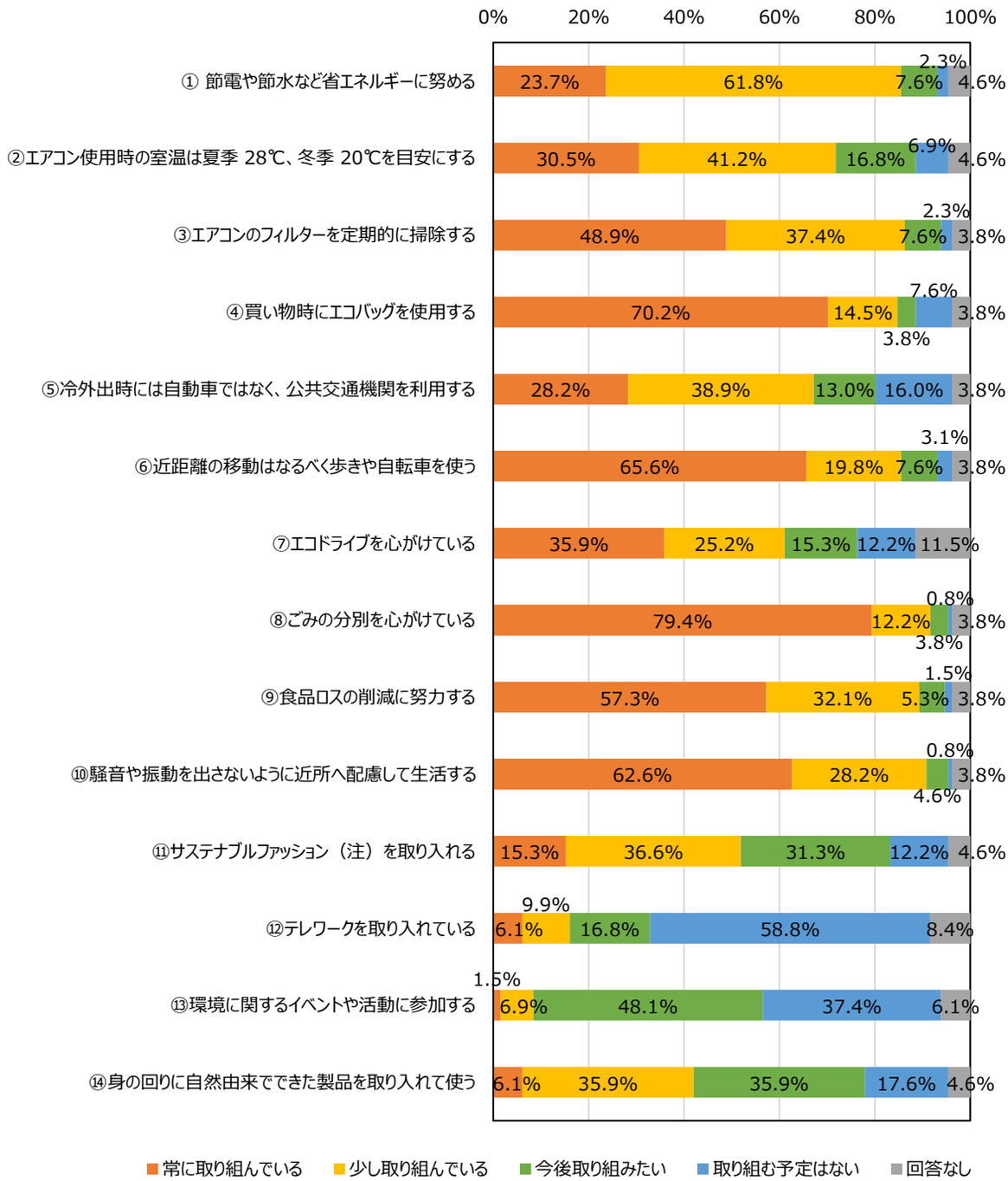

【70 歳代以上】

・「常に取り組んでいる」と答えた中で最も多かった項目は、「⑧ごみの分別を心がけている」であり、80.8%でどの年代よりも割合が高かった。
・「取り組む予定はない」と答えた中で最も多かった項目は、「⑫テレワークを取り入れている」であった。
・「今後取り組みたい」と答えた中で最も多かった項目は、「⑬環境に関するイベントや活動に参加する」であった。
・「回答なし」（空白）がどの年代よりも最も多かった。

（n=208）

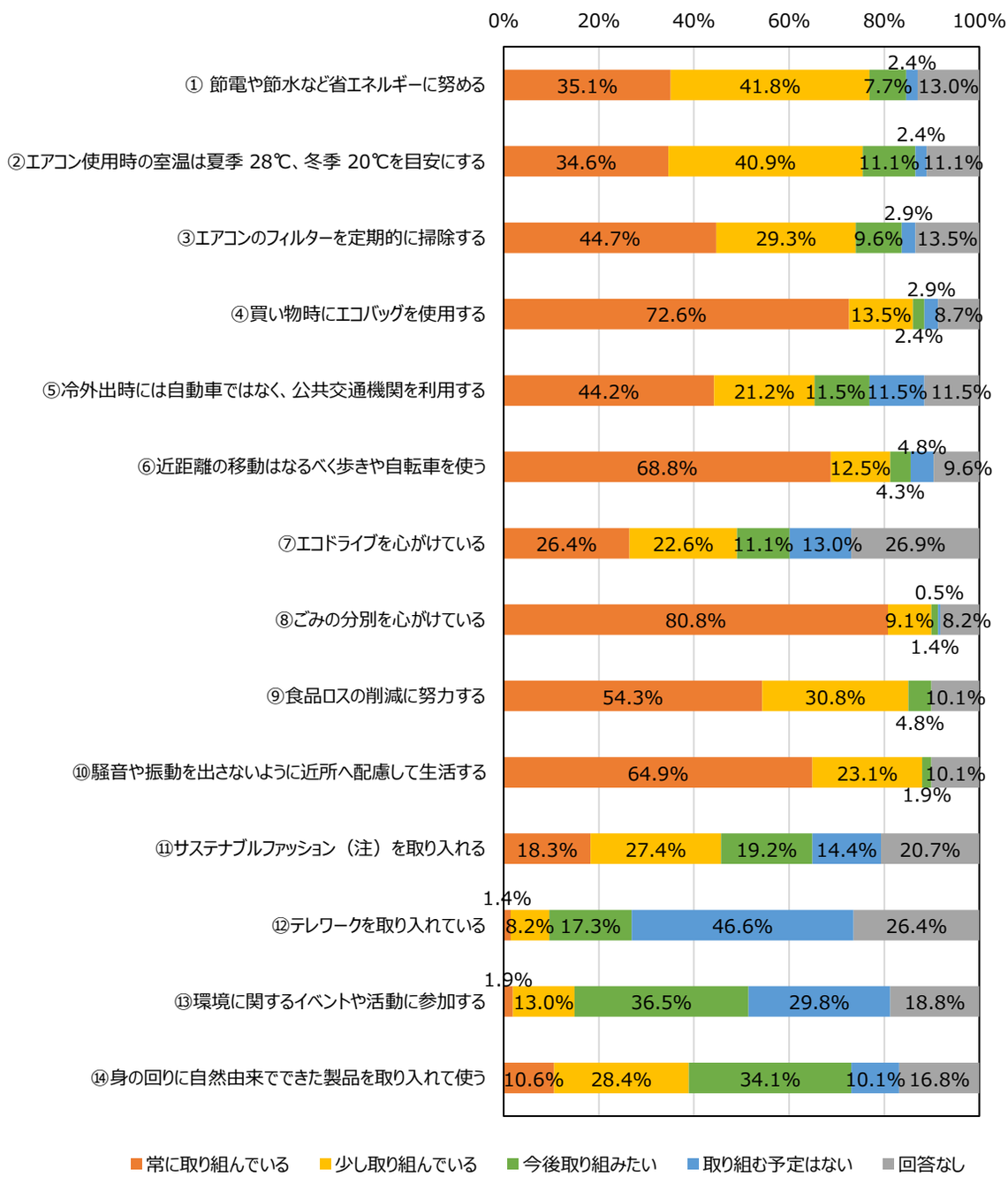

【参考】男女別の集計

・男女ともに「常に取り組んでいる」と答えた中で最も多かった項目は、「⑧ごみの分別を心がけている」であり、次いで「④買い物時にエコバッグを使用する」、「⑥近距離の移動はなるべく歩きや自転車を使う」であった。
・上記項目について、女性は男性に比べて「⑧ごみの分別を心がけている」に常に取り組んでいる割合が約23%、「④買い物時にエコバッグを使用する」に常に取り組んでいる割合が約 30%、「⑥近距離の移動はなるべく歩きや自転車を使う」に常に取り組んでいる割合が約 23%高かった。
・「⑬環境に関するイベントや活動に参加する」を除くすべての項目について、女性は男性に比べて「常に取り組んでいる」と回答した割合が高かった。

① 男性（n=307）

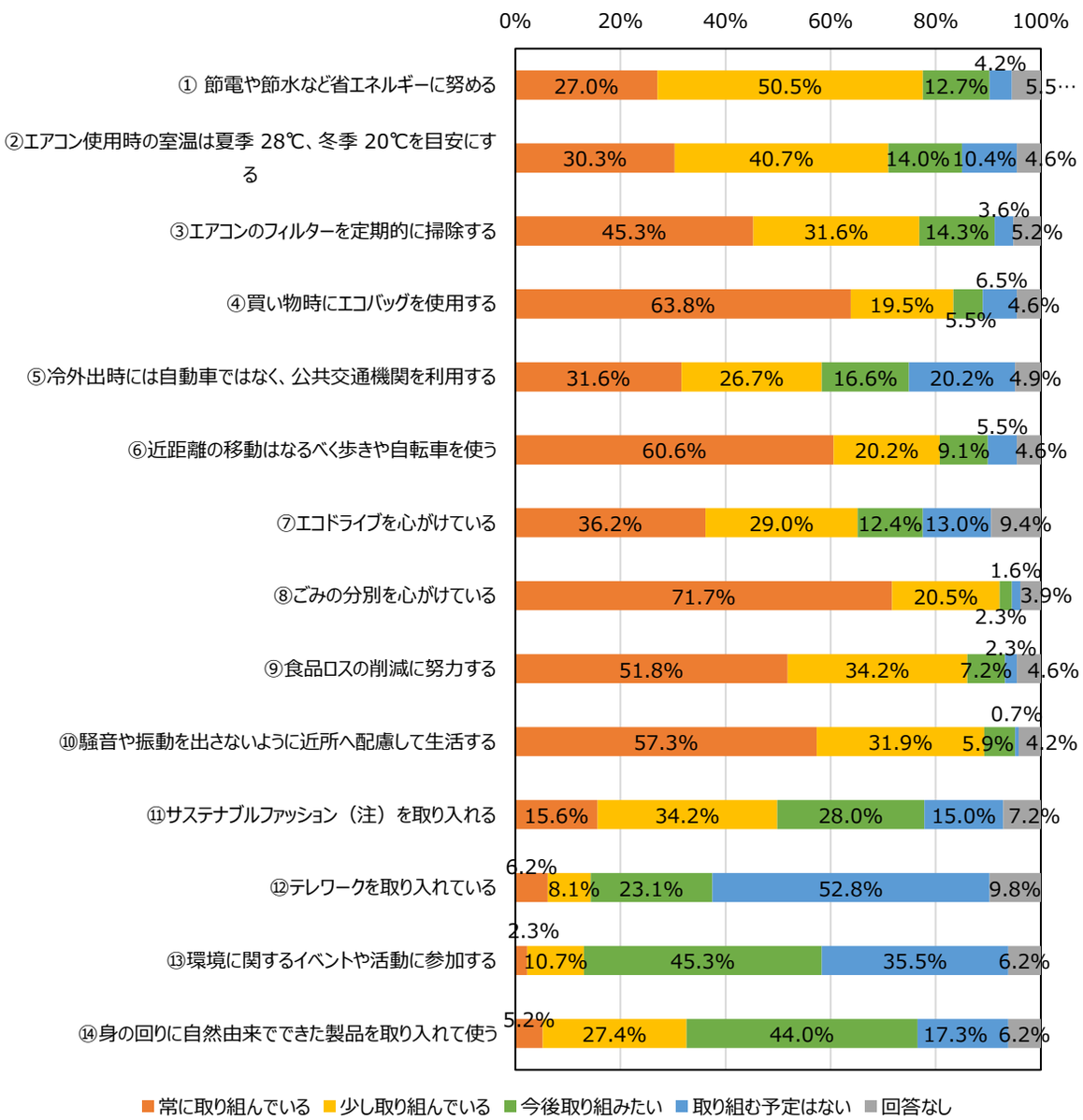

② 女性

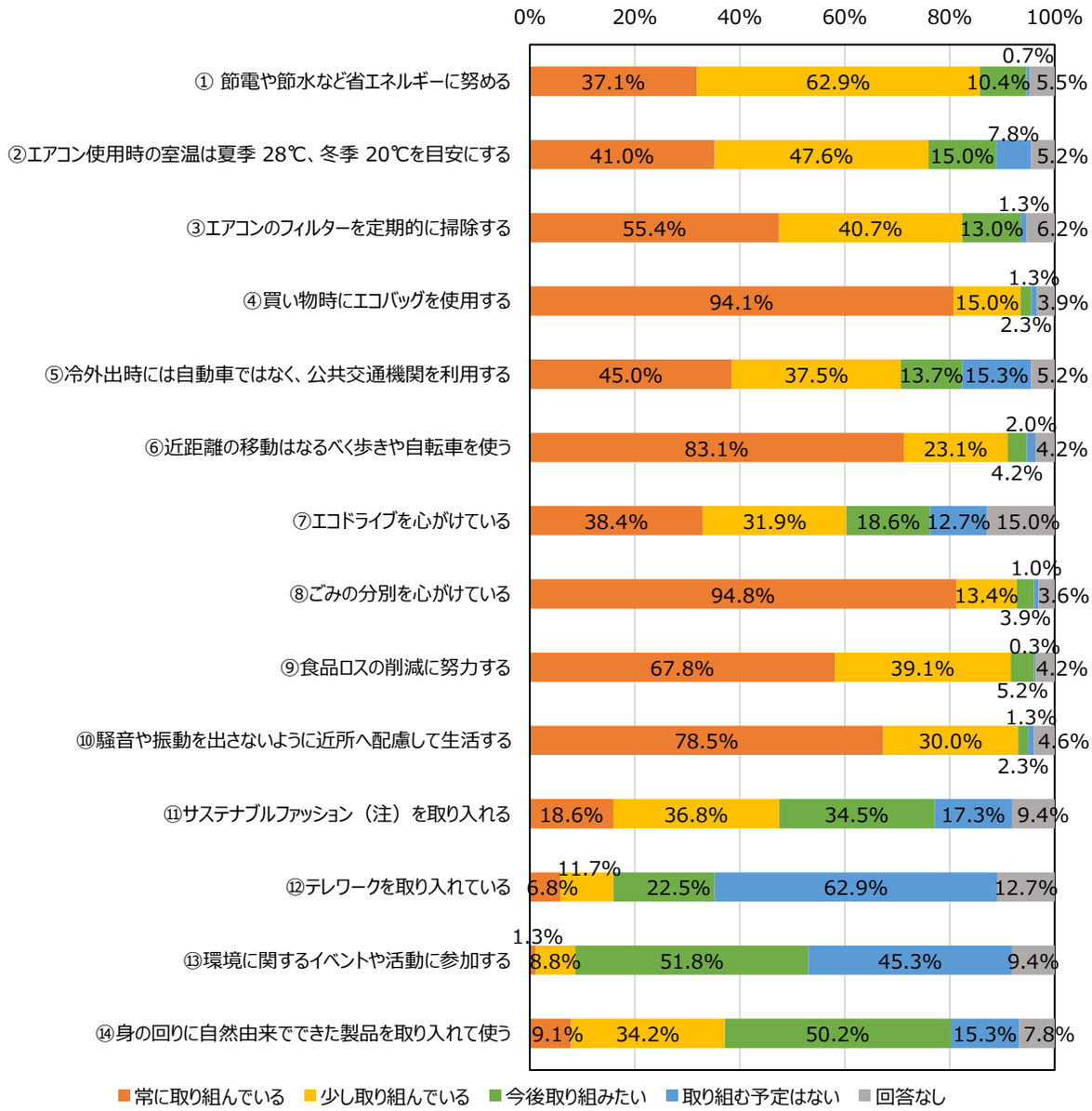
0%
20%
40%
60%
80%
100%
① 節電や節水など省エネルギーに努める
37.1%
62.9%
10.4%
0.7%
5.5%
②エアコン使用時の室温は夏季 28℃、冬季 20℃を目安にする
41.0%
47.6%
15.0%
7.8%
5.2%
③エアコンのフィルターを定期的に掃除する
55.4%
40.7%
13.0%
1.3%
6.2%
④買い物時にエコバッグを使用する
94.1%
15.0%
1.3%
3.9%
⑤冷外出時には自動車ではなく、公共交通機関を利用する
45.0%
37.5%
13.7%
15.3%
2.3%
5.2%
⑥近距離の移動はなるべく歩きや自転車を使う
83.1%
23.1%
2.0%
4.2%
⑦エコドライブを心がけている
38.4%
31.9%
18.6%
12.7%
4.2%
15.0%
⑧ごみの分別を心がけている
94.8%
13.4%
1.0%
3.6%
⑨食品ロスの削減に努力する
67.8%
39.1%
3.9%
0.3%
4.2%
⑩騒音や振動を出さないように近所へ配慮して生活する
78.5%
30.0%
5.2%
1.3%
4.6%
⑪サステナブルファッション（注）を取り入れる
18.6%
36.8%
34.5%
17.3%
2.3%
9.4%
⑫テレワークを取り入れている
6.8%
11.7%
22.5%
62.9%
12.7%
⑬環境に関するイベントや活動に参加する
1.3%
8.8%
51.8%
45.3%
9.4%
⑭身の回りに自然由来でできた製品を取り入れて使う
9.1%
34.2%
50.2%
15.3%
7.8%
常に取り組んでいる
少し取り組んでいる
今後取り組みたい
取り組む予定はない
回答なし

**【質問7】** あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。
（該当するもの１つ）

・導入済と回答した項目では、「LED 照明」が 65.8%と最も多く、次いで「ZEB（電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車）」、「省エネルギー家電」の順であった。
・導入を検討中と回答した項目では、「省エネルギー家電」、「LED 照明」、「ZEB（電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車）」の順に多かった。
・導入予定はないとの回答では、太陽光発電システムや太陽熱システムが多く、「借家や集合住宅のため設置できない」や「コスト高」を理由としている回答が多かった。

（n=681）

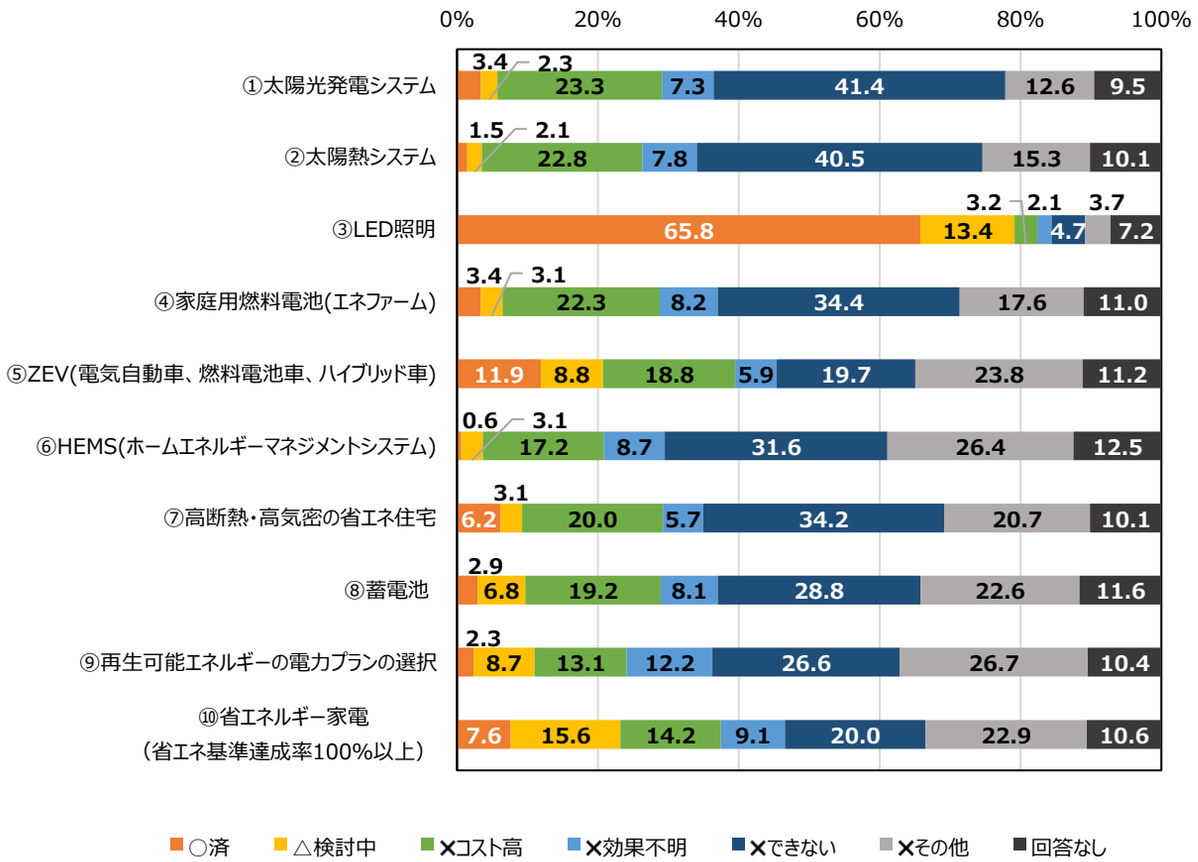


⑪その他、導入しているまたは導入予定 の再生可能エネルギー設備等自由記述（20 件）

（主な回答）
・京都大学の水と二酸化炭素から出来るエネルギー開発に期待している。
・現在の給湯器が故障したらエコキュートにしようと考えています。
・打ち水。
・生活を考えるとそこまで金を使えません！（色々金がかかっているので）。
・電気代が高すぎです。どうにかなりませんか？老人、子供にもっとやさしい社会にしてほしいです。

**※質問8は二酸化炭素排出量算定に係るサンプル収集のための設問であるため、割愛**

**【質問9】** 門真市の環境をより良くするために、市が重点的に取り組むべき環境対策はどれだと思いますか。（該当するもの3つまで）

・市が重点的に取り組むべき環境対策について、「騒音・振動・悪臭防止等、環境に配慮した事業活動の促進」が 37.7%と最も多く、次いで「河川や大気などの汚染状況を監視する」、「リサイクルなどの資源の有効活用」の順に回答が多かった。

（n=681）

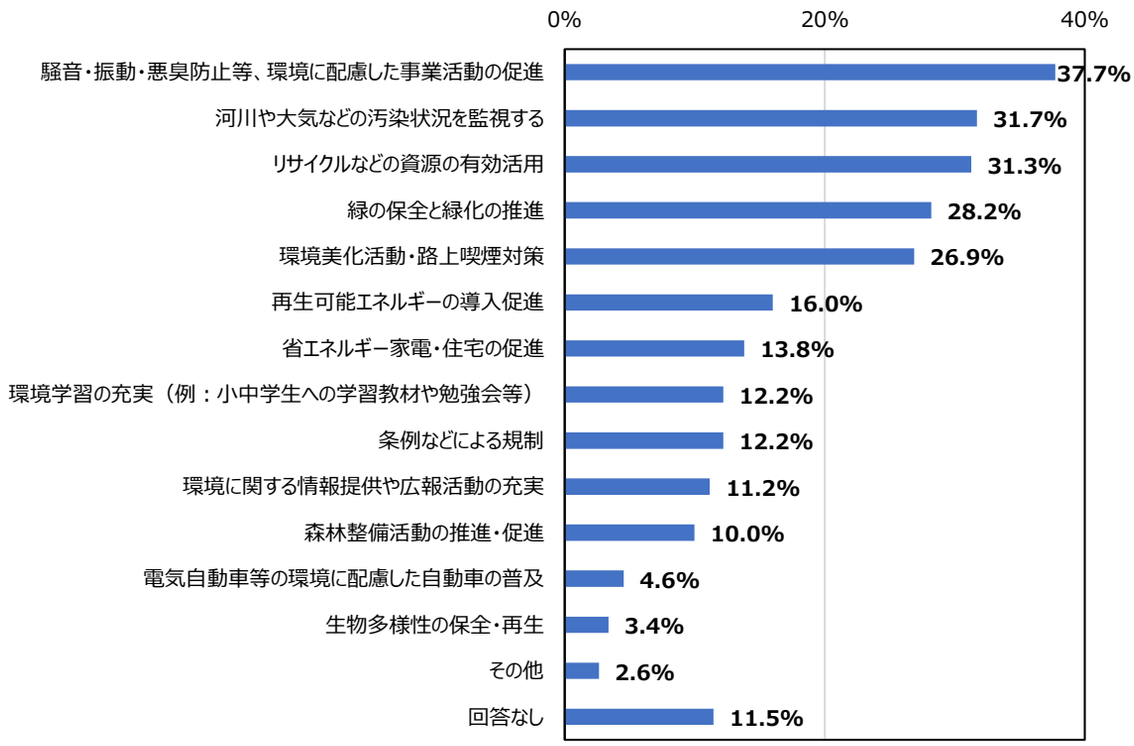

<その他の意見>（18 件）

・門真市みたいな小さい市が環境のことを頑張っても何も変わらないので、無駄な税金を使ってほしくない。
・1.防災公園等設置・整備　2.廃校をリノベーションして生涯学習や色々な勉強会、話題性のある店舗の出店 etc
・空き家の取り壊しや安全対策の実施。
・子供が安全に遊べる場所、道路の整備。
・道路が凹んでいるため水が溜まりやすい所を早く直す、マンション前の伸び放題の草木は車が見にくいので早く切る、など住民から寄せられた意見に対して早く対応していただきたいです。
・ごみのポイ捨て、路上喫煙等、市民のマナーが酷すぎる。環境行政の実効性について適正な目標設定、実績評価がなされていない。市内通過交通量の制限と自転車移動への転換の為に車線を減らして自転車専用レーンを整備する等、他部門管轄領域も巻き込んだドラスティックな施策が打ち出されない。できる改善ではなく日本一のモデルとなれるようなイノベーティブな環境施策を期待します。
・小路町（特に東小路）には小さな公園すらありません。
・道路（自動車、歩行の設備）。
・タバコ・ごみのポイ捨ての厳罰化、市の資源である空き缶拾いをしている人の排除。
・高齢単身者の住居の確保
・道路の拡幅、歩道の設置、門真中町ビル前（市道門真中央線）の歩道を広げる
・バスの数（門真南、市役所行きを増やす）。
・メガソーラー反対‼ 再エネ促進賦課金廃止‼
・下水のにおい。
・太陽光発電のデメリット面ももっと発信すべき。
・太陽光パネルは経年劣化が早く、処理にも莫大なエネルギーが必要である為反対します。
・街路樹の剪定など街を見た目から綺麗にすれば汚さない。民度上がる。

【参考】年代別・男女別の集計

・回答数が多かった上位 5 項目のすべてにおいて、70 歳代以上の住民による回答割合が最も多くなっていた。また、50 歳代と 60 歳代も 2,3 番手に位置し、40 歳代以下の住民と 50 歳代以上の住民の認識の差が大きくなっていた。
・40 歳代が他の年代と比較して最も多く回答していたのは、「環境学習の充実（例：小中学生への学習教材や勉強会等）」であり、12 人（全体の 2.8%）が回答していた。
・～20 歳代と 30 歳代が他の年代と比較して最も多く回答していた項目はなかった。
・男性と女性で 5%以上の差があった項目は、「リサイクルなどの資源の有効活用」、「緑の保全と緑化の推進」、「環境美化活動・路上喫煙対策」であり、いずれも女性の回答割合が高かった。

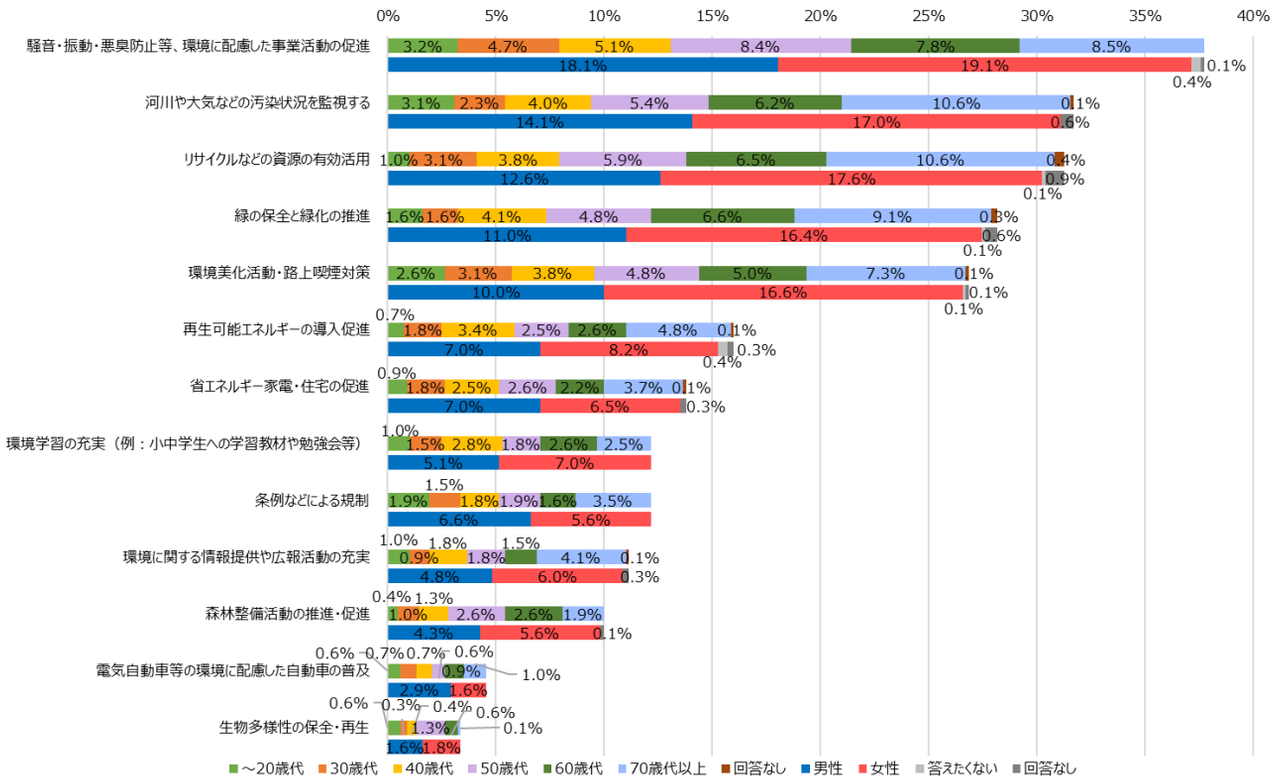
0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40%
騒音・振動・悪臭防止等、環境に配慮した事業活動の促進
河川や大気などの汚染状況を監視する
リサイクルなどの資源の有効活用
緑の保全と緑化の推進
環境美化活動・路上喫煙対策
再生可能エネルギーの導入促進
省エネルギー家電・住宅の促進
環境学習の充実（例：小中学生への学習教材や勉強会等）
条例などによる規制
環境に関する情報提供や広報活動の充実
森林整備活動の推進・促進
電気自動車等の環境に配慮した自動車の普及
生物多様性の保全・再生
～20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上 回答なし 男性 女性 答えたくない 回答なし

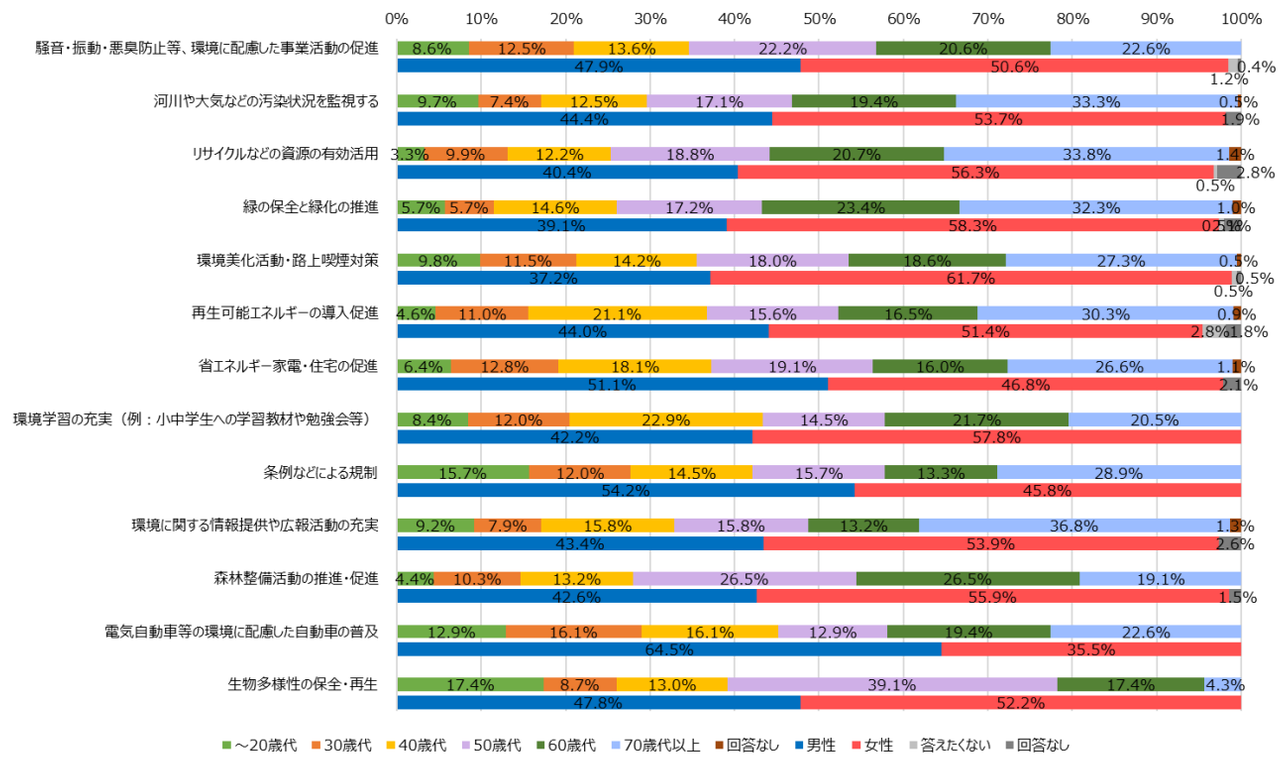
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%
騒音・振動・悪臭防止等、環境に配慮した事業活動の促進
河川や大気などの汚染状況を監視する
リサイクルなどの資源の有効活用
緑の保全と緑化の推進
環境美化活動・路上喫煙対策
再生可能エネルギーの導入促進
省エネルギー家電・住宅の促進
環境学習の充実（例：小中学生への学習教材や勉強会等）
条例などによる規制
環境に関する情報提供や広報活動の充実
森林整備活動の推進・促進
電気自動車等の環境に配慮した自動車の普及
生物多様性の保全・再生
～20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上 回答なし 男性 女性 答えたくない 回答なし

# 事業者アンケート結果

**【質問1】** 事業所属性について（n=154）

・業種では、「医療・福祉」の回答が 13.6%と最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「建設業」の順で回答が多かった。
・事業所の形態では、「事務所・営業所」の回答が 41.6%と最も多かった。
・入居形態では、「自社保有」の回答が 42.2%とやや多く、テナント入居は 40.3%だった。
・従業員数では「10 人未満」の回答が最も多く、66.2%を占めていた。
・門真市における事業年数では、「30 年以上」の回答が 46.1%と最も多く、約半数を占めていた。
・業務自動車の保有台数では、「1～5台」の回答が 61.7%と最も多く、次いで「保有していない」の回答が多かった。

① 業種

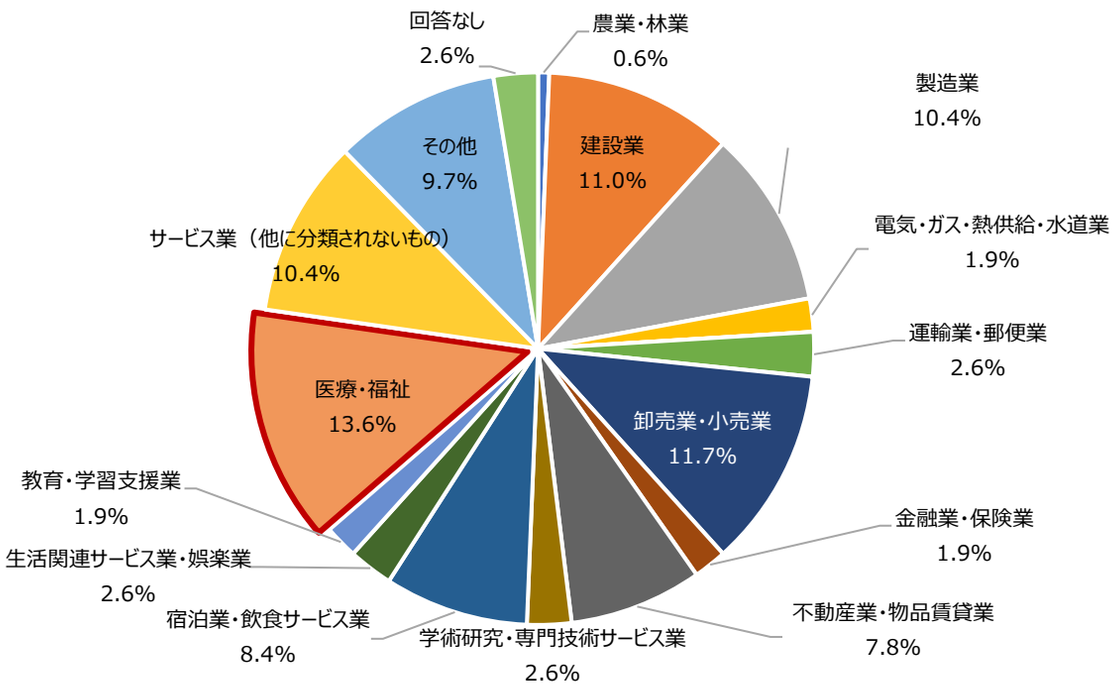


②事業所の形態

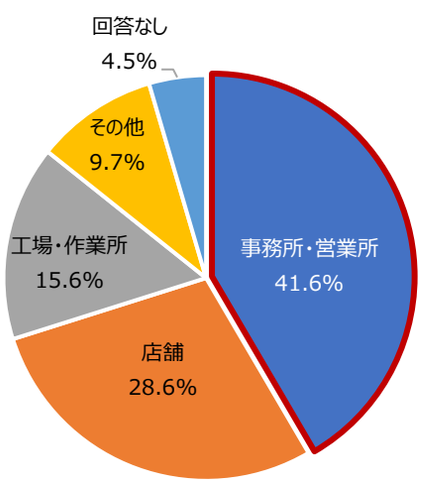


③入居形態

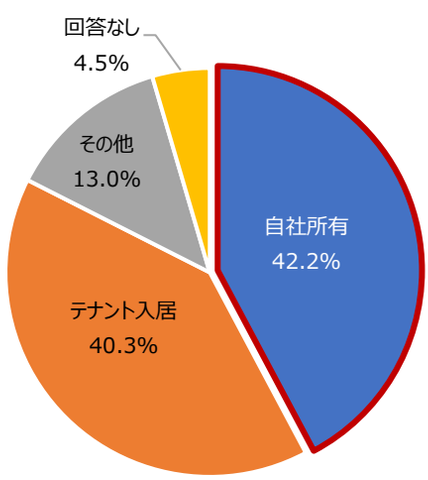

④従業員数

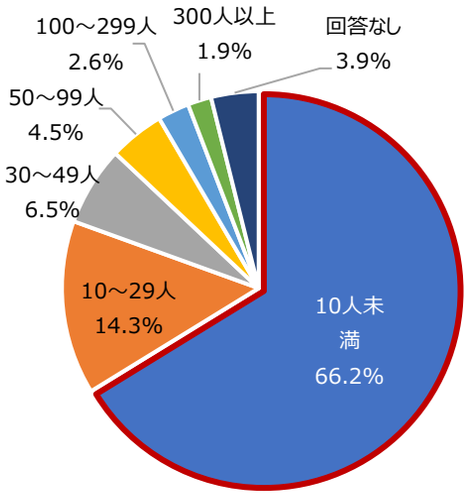


⑤門真市における事業年数

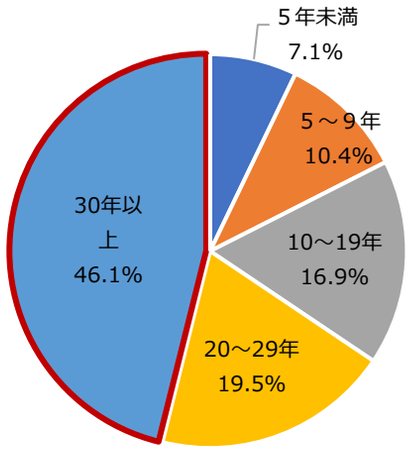


⑥業務自動車の保有台数

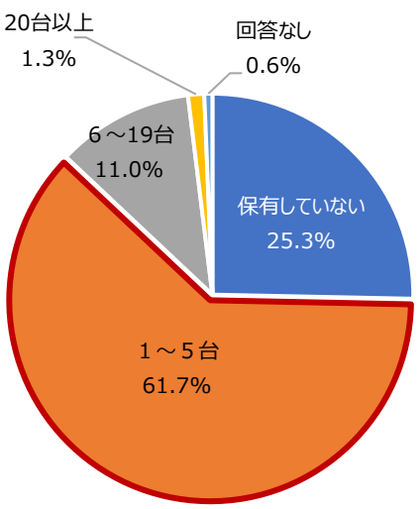

**【質問2】** 貴事業所の事業活動において、環境に配慮した取組は現在どのように位置づけられていますか。
（該当するもの１つ）

・本調査に回答した事業者のうち、「社会的責任の1つ」と考えている事業者が 46.1%と最も多く、次に「法規制等を遵守するもの」「環境に配慮した取り組みと事業活動に関連がない」の順に回答が多かった。

（n=154）

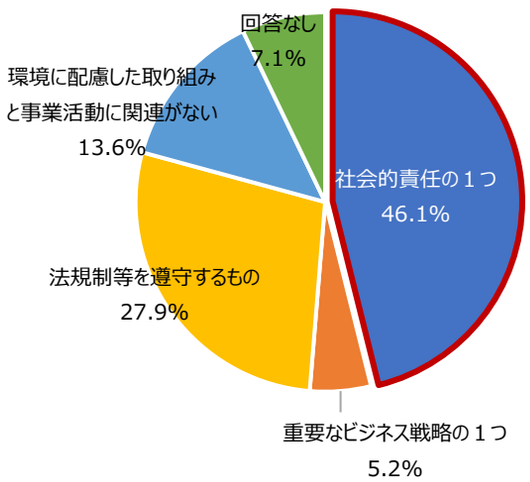


【参考】業種別の集計

・業種別の集計については、10 社以上から回答があった業種のみに絞って集計した。
・全回答のうち業種別集計に用いた回答の母数は、154 事業所中 113 事業所であり、業種別内訳は下図に記載のとおりである。なお、集計方法は以降の業種別の集計においても同じである。

・「社会的責任の １ つ」と回答した割合が最も高かった業種は「建設業」であり、最も低かったのが「製造業」であった。
・「法規制等を遵守するもの」と回答した割合が最も高かった業種は「製造業」であり、最も低かったのが「卸売業・小売業」であった。

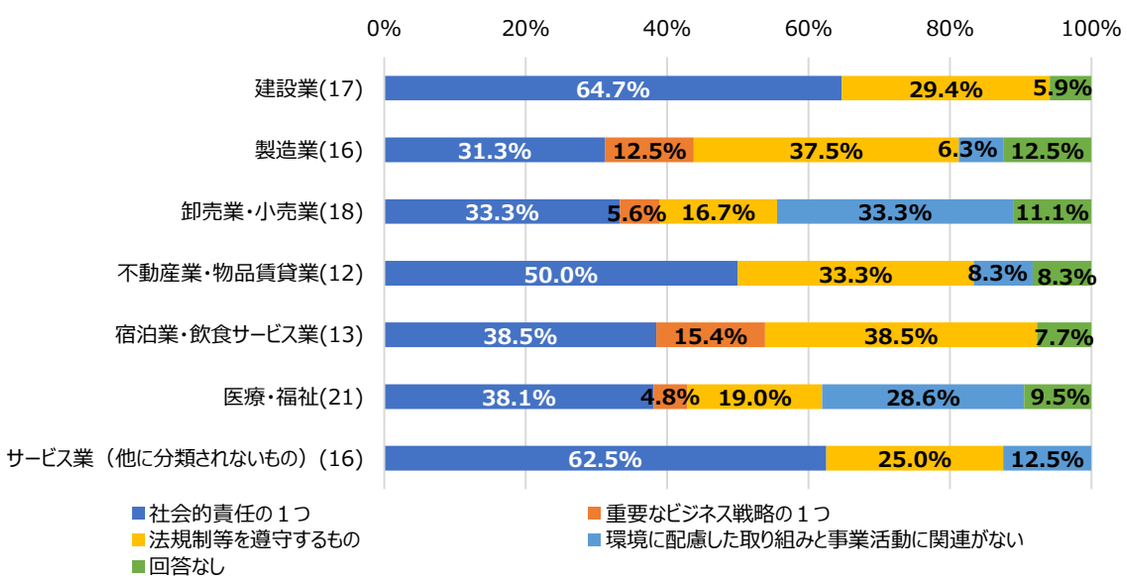


※カッコ内の数値は事業所数を表す。

**【質問3】** 貴事業所では、温室効果ガス排出量の把握をしていますか。（該当するもの１つ）

・本調査に回答した事業者のうち、自社の温室効果ガス排出量を把握している事業者は 10.4%であり、把握してない事業者は 83.1%と８割以上を占めていた。

（n=154）

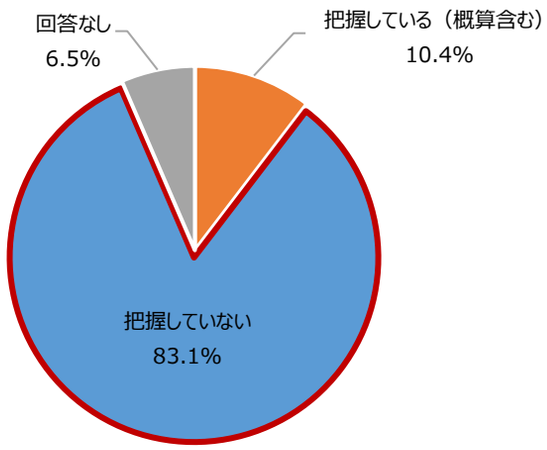


**【質問4】**

**(4-1)** 貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。（該当するもの１つ）

・本調査に回答した事業者のうち、19.5%の事業者が温室効果ガス排出量の削減目標や方針を「定めている」、「現在検討中である」と回答した。
・一方、63.0%の事業者は今後も温室効果ガス排出量の削減目標や方針を「定める予定はない」と回答した。

（n=154）

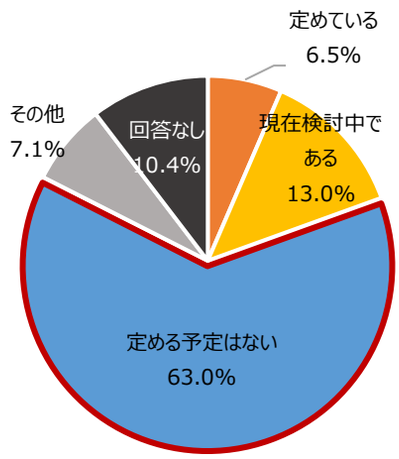

**(4-2)** 定めている場合、目標や方針をご回答ください。

【回答】
・2024 年までに 2021 年比 -3%（短期目標）
・Panasonic GREEN IMPACT で、工場 $CO_2$ ゼロの目標として「2030 年全事業会社でのエネルギー起源 $CO_2$ 排出実質ゼロ化」を揚げている
・2040 年までに店舗での排出 0 にする
・2021 年度、2022 年度、軽四 1820 台・二輪 7060 台 EV 車両配備
・$CO_2$ 排出量の削減（2013 年比 12%削減）
・2030 年までに 2013 年度比 50%削減
・電気使用量削減、食品廃棄率削減、リサイクル回収率 UP（2024 年度数値は6月ごろ決定）

（n=7）

**【質問5】** 事業活動を行うにあたり、環境に及ぼす影響は何だと思いますか。（該当するものすべて）

・事業活動を行うにあたり、環境に及ぼす影響ついては、「ごみの増加」の回答が最も多く、次いで「温室効果ガス排出量の増加」、「大気汚染」の順で回答が多かった。

（n=154）

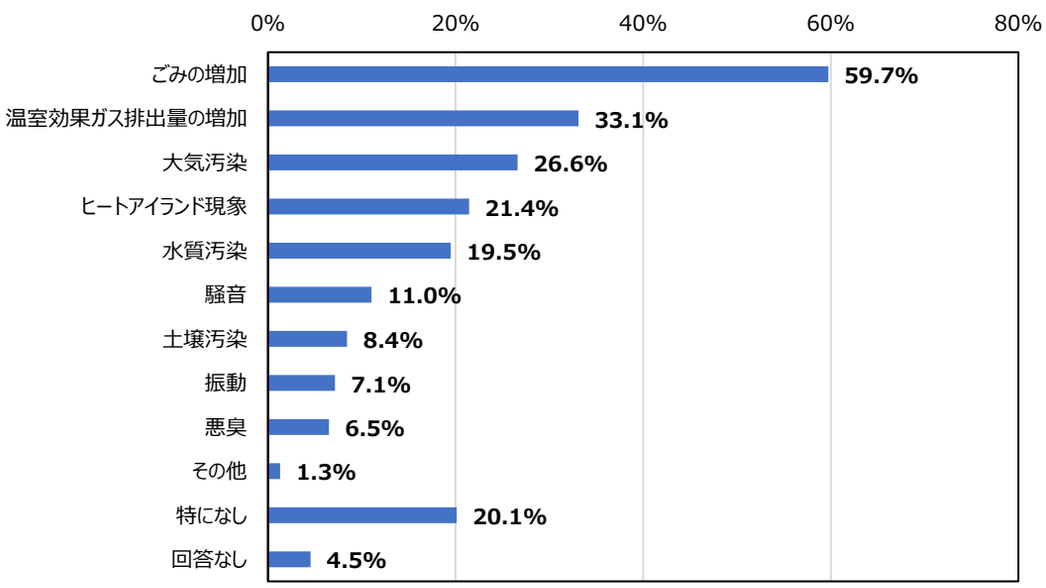

【参考】業種別の集計

・「特になし」を除いて最も回答数が多かった「ごみの増加」においては、「建設業」、「不動産業・物品賃貸業」、「宿泊業・飲食サービス業」が 20.0%と多くの割合を占めていた。
・「温室効果ガス排出量の増加」においては、「医療・福祉」が 42.9%と最も多く、次いで「製造業の」28.6%となった。

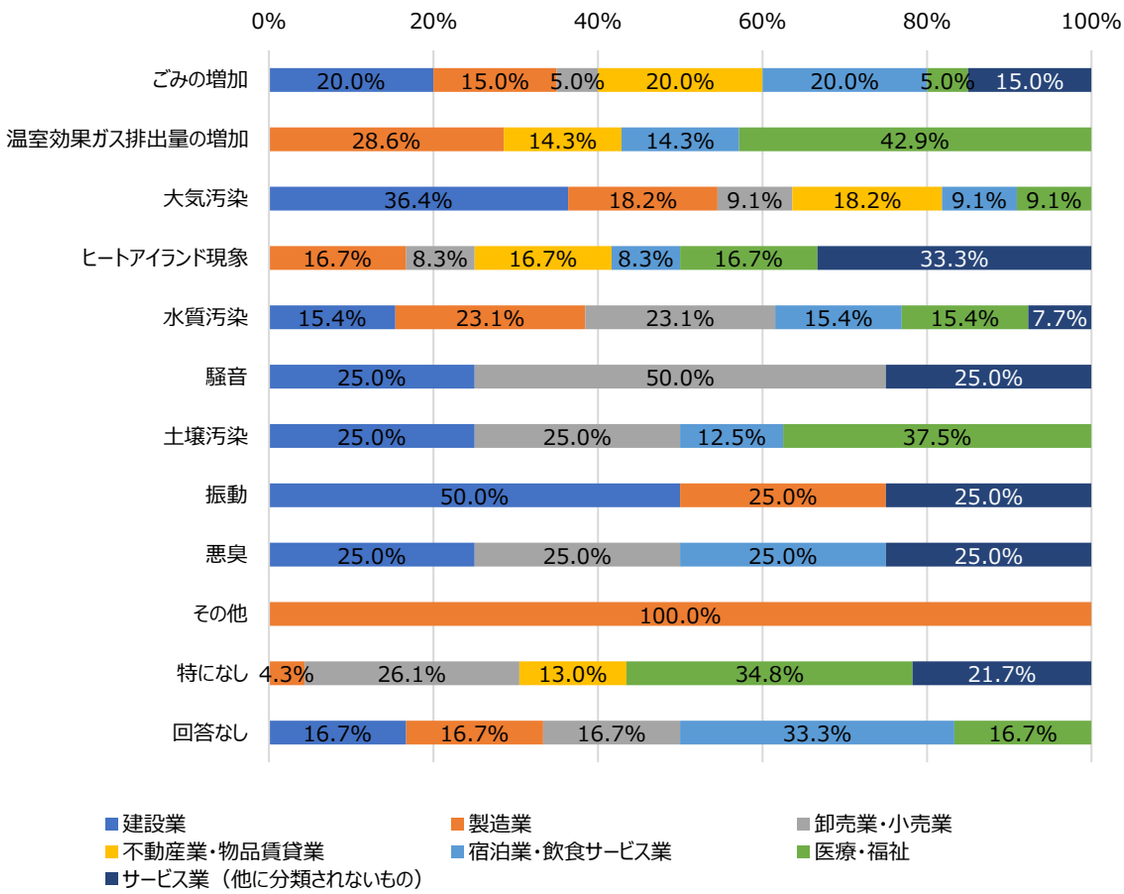


**※質問6は二酸化炭素排出量算定に係るサンプル収集のための設問であるため、割愛**

**【質問7】** 貴事業所で実施している、あるいは今後実施する予定の環境に配慮した取組について、該当するものを選択してください。(該当するもの１つ)

・実践済みの項目では、「コピー機等 OA 機器の省エネモード設定」の回答が最も多く、次いで「照明や水道の節約」、「冷暖房設定温度の調節(室温は冷房時 28℃、暖房時 20℃)」の順に回答が多かった。
・取り組む予定はないと回答した項目では「生物多様性の保全活動」が最も多かった。

(n=154)

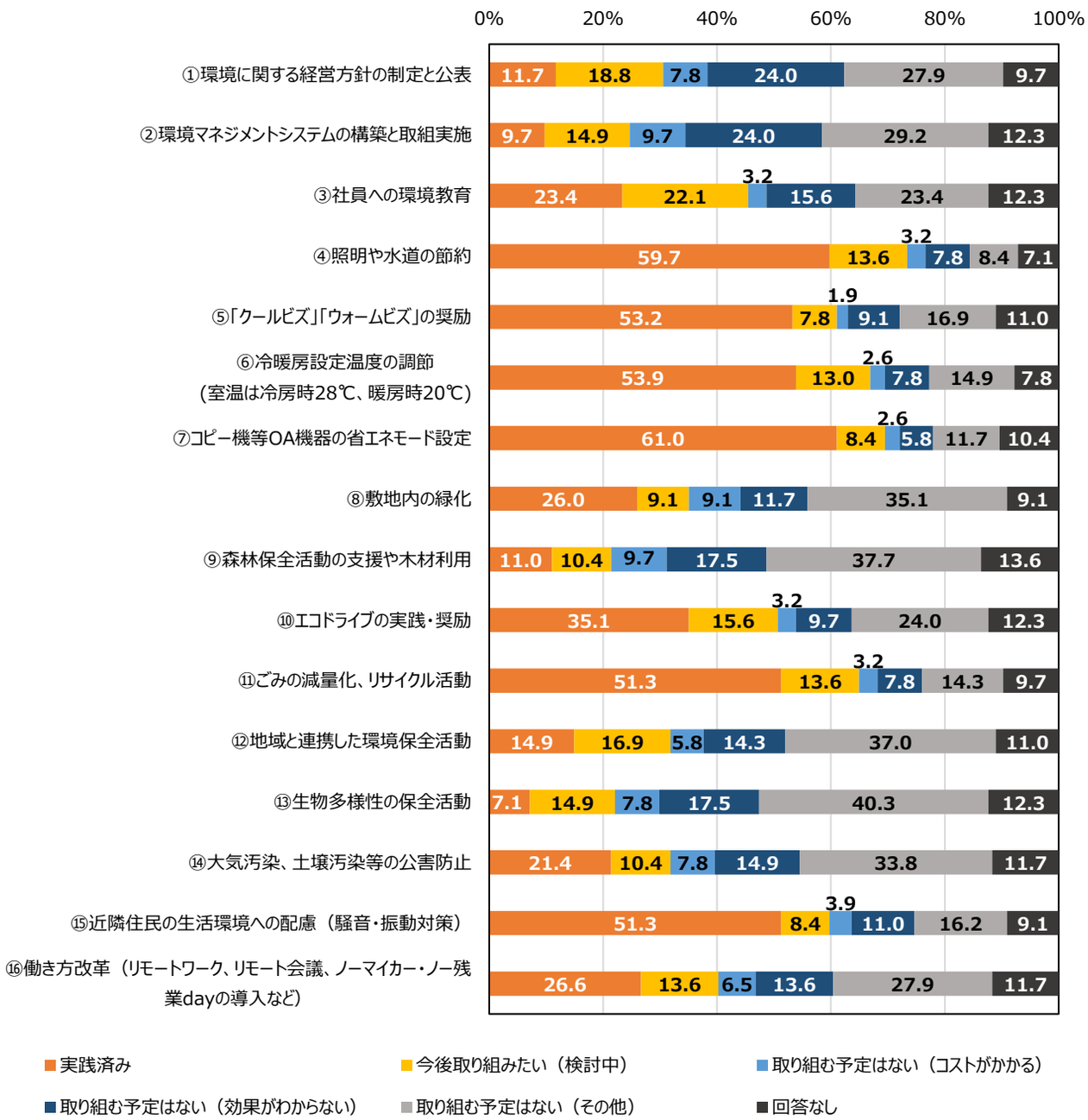

**【質問8】** 省エネルギー及び再生可能エネルギーに係る設備、システム等に関する貴事業所の導入状況について、該当するものを選択してください。（該当するもの１つ）

・導入済みの設備等については、「高効率照明(LED 照明、Hf 型照明等)」の回答が最も多く、次いで「ZEV(電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車)」、「ISO14001」の順で多かった。
・導入予定はないと回答した設備については、「バイオマス発電システム」、「太陽熱利用システム」の回答が最も多かった。
・「導入予定はない」の回答のうち、各項目において「賃貸やテナントのため設置できない」という理由が多かった。（その他を除く）

（n=154）

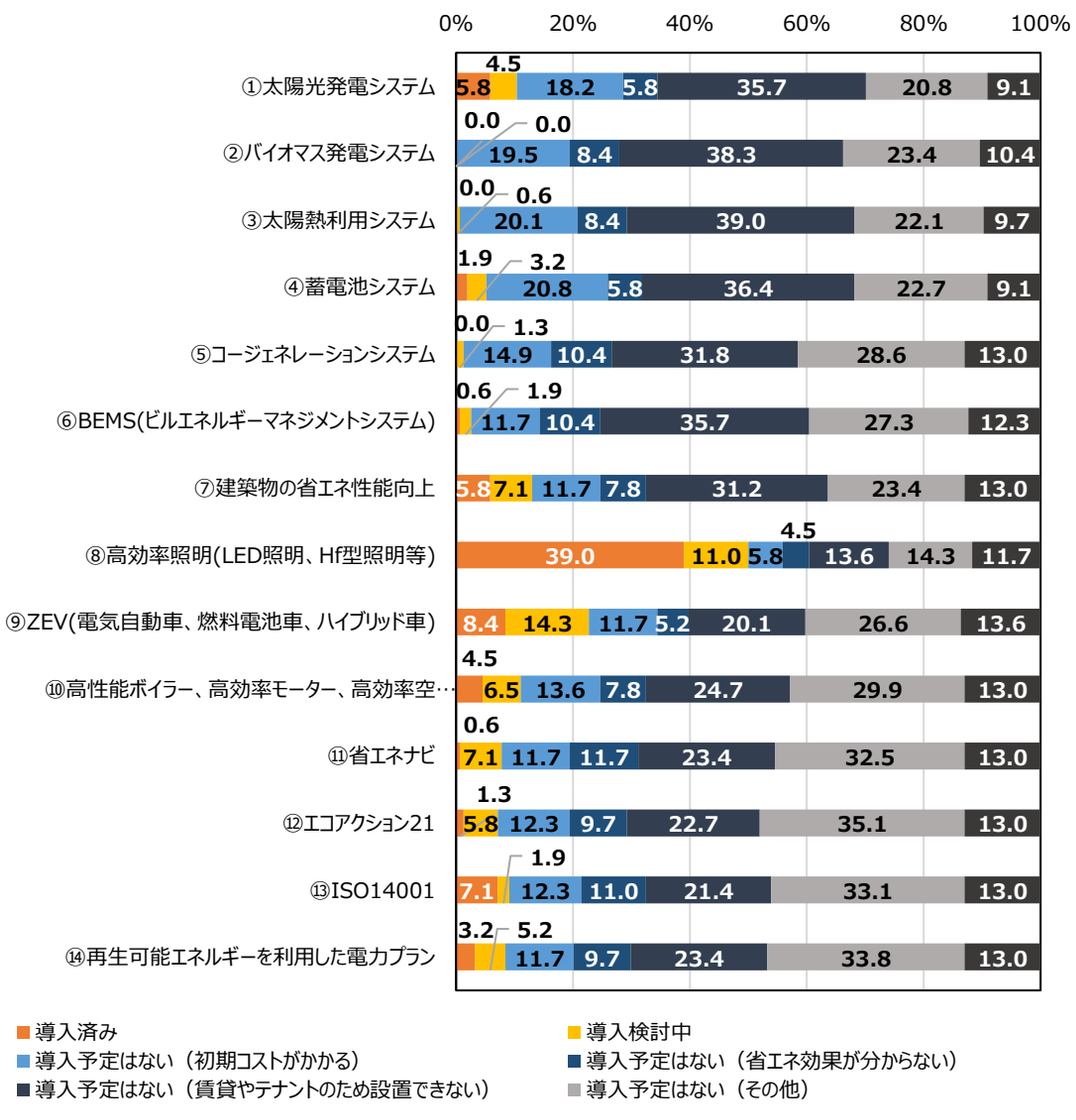

**【質問9】** 貴事業所において、環境対策を進める上で課題となっていることは何ですか。
（該当するものすべて）

・環境対策を進める上で課題となっていることは、「資金の不足」の回答が 37.0%と最も多く、次いで「情報の不足」、「費用対効果が分かりづらい」の順で回答が多かった。

（n＝154）

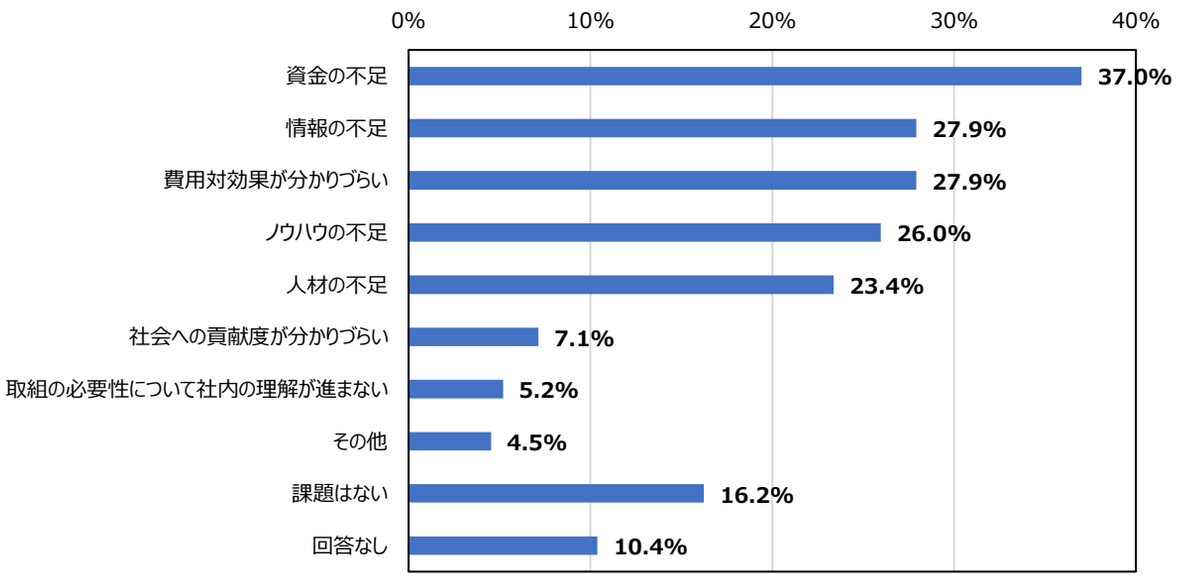


＜その他の意見＞（7件）

・クライアント次第
・廃業を考えている
・ペーパーレスが進まない、アナログ
・今後発生していく課題ととらえている
・開発と営繕計画とのバランス
・当方とは、関係がない
・会社（本社）が決めるため決裁権がない

【参考】業種別の集計

・「取組の必要性について社内の理解が進まない」の回答はゼロであった。
・最も回答数が多かった「資金の不足」においては、「医療・福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」が 27.5%と多くの割合を占めていた。
・「製造業」は他業種よりも「費用対効果が分かりづらい」の回答が、「医療・福祉」は他業種よりも「社会への貢献度が分かりづらい」の回答割合が顕著に多かった。

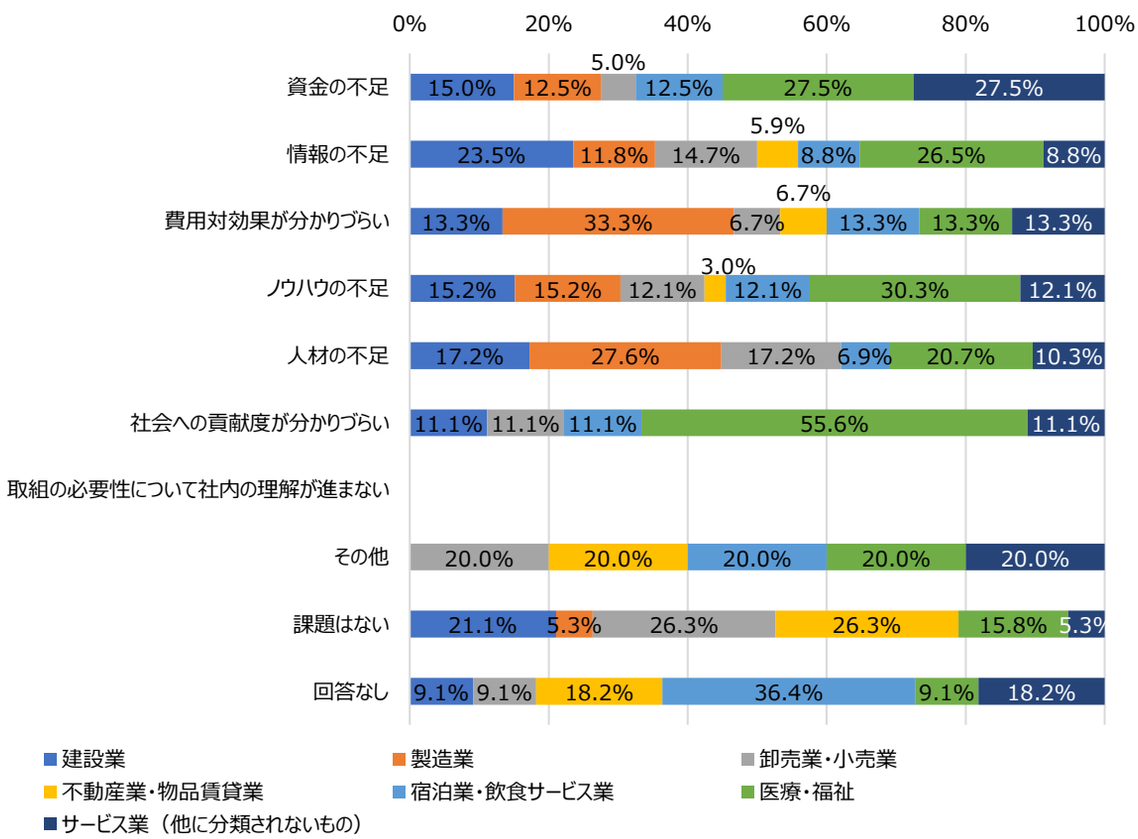

**【質問 10】** 環境に配慮した取組を進めるうえで、市に行ってほしい取組は何ですか。
（該当するもの3つまで）

・市に行ってほしい取組について、「補助金等支援制度の充実」の回答が 56.5%と最も多く、次いで「取組事業者に対する優遇制度の創設および充実」、「事例や効果等の情報提供」の順に回答が多かった。

（n=154）

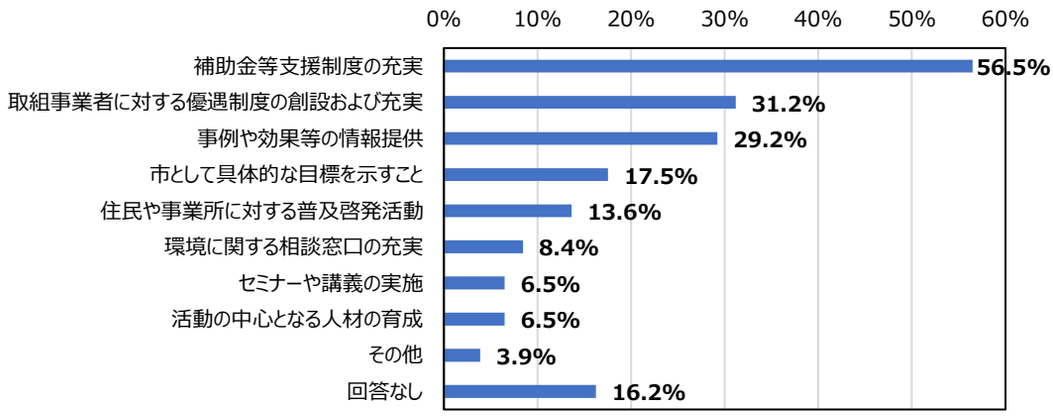


＜その他の意見＞（6件）

・何でも燃やすゴミではなく、分別収集して欲しい
・門真市全域で緑が少なすぎるので全体的にして欲しい
・特になし（4件）

【参考】業種別の集計

・最も回答数が多かった「補助金等支援制度の充実」においては、「医療・福祉」の占める割合が 20.3%と最も高く、次いで「建設業」、「卸売業・小売業」の 17.2%となった。
・「製造業」は他業種よりも「環境に関する相談窓口の充実」の回答が、「医療・福祉」は他業種よりも「市として具体的な目標を示すこと」の回答割合が顕著に多かった。

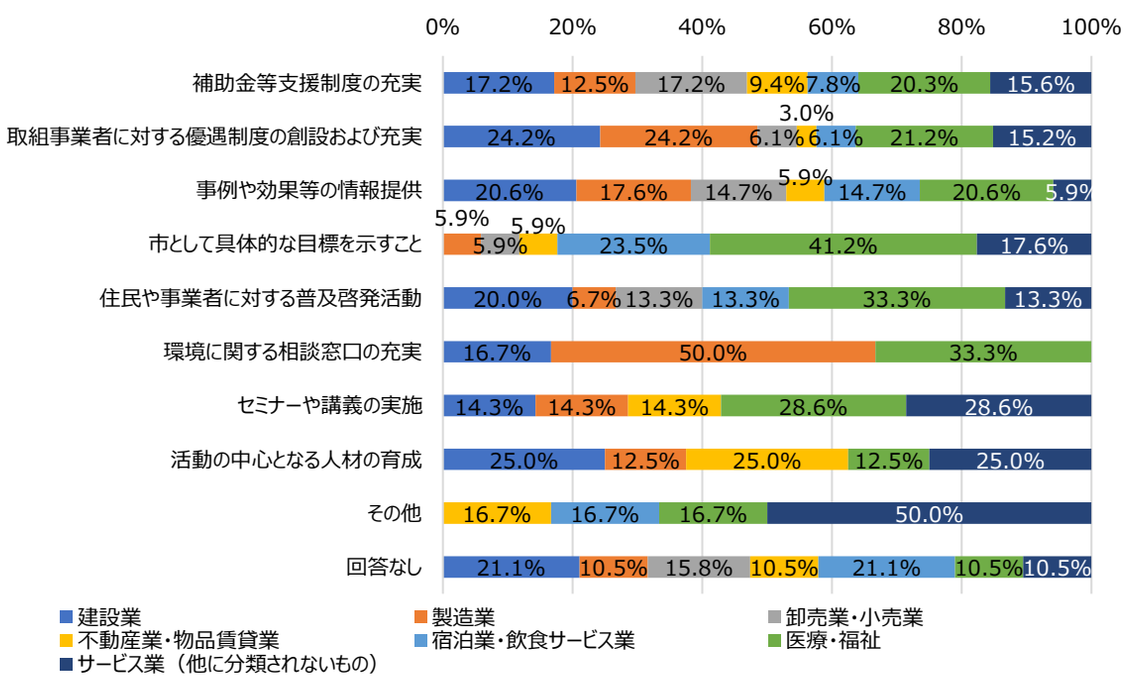

**【自由意見】**（貴事業者独自で取り組んでいる環境配慮に関する取組など）

・エコドライブ
・クライアントが、かなり難しく、テナントには、発言力は皆無です。
・事業所の周りに四季に応じて花を植える事。
・本社・支店の許可が降りない限り何も変更ができないことが残念
・当社は不動産賃貸・管理のみで紙以外のゴミはありません。社用車は 1 台だけでハイブリッド車。電気は代表者宅の太陽光発電を利用してますので、使用量は不明です。
・キャラクター生地は、親事業者から焼却処理を求められています。捨てる前に掃除に使い、できるだけムダをなくしています。
・ムダなことは一切しない、FAX 送受信はすべてメール
・資金不足　営業赤字
・まずは LED 照明等にすべて変えていくなどあたりまえにできることから取り組んでいます。
・節約活動及び水質汚染の予防で信頼される企業を目指す。
・当事業所は社会福祉法人で介護事業（対宅中心）を運営しています。個人宅への訪問での仕事が多く、事業所内での事業運営はコスト意識もあり、環境に配慮しながら行っています。（例　ゴミをもやさない等）
・わかりません。わかるとこだけチェックしています。

（n=12）

# 小中学生アンケート結果

**【回答者属性】**

（n=1,171）

①学年

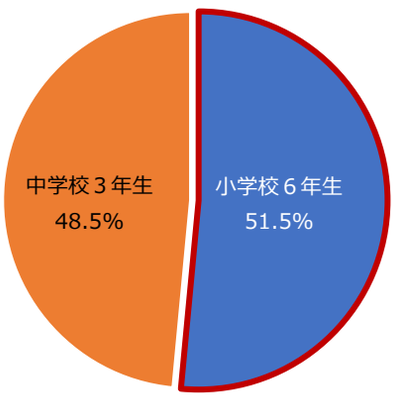


②性別

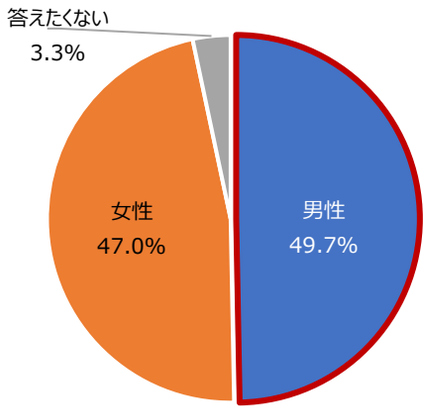


③学校

（小学校）

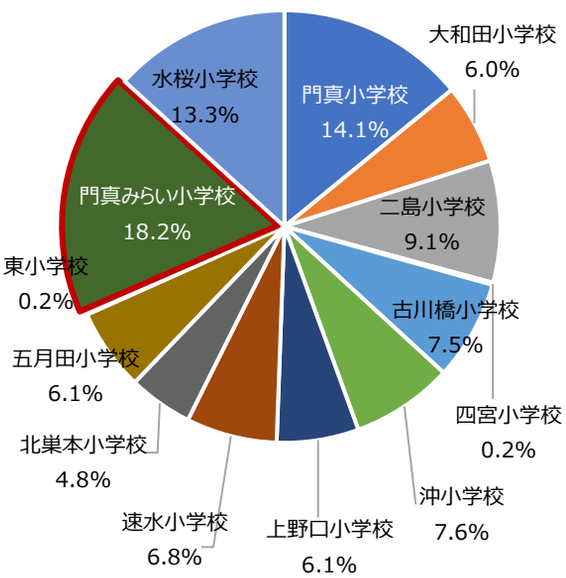


（中学校）

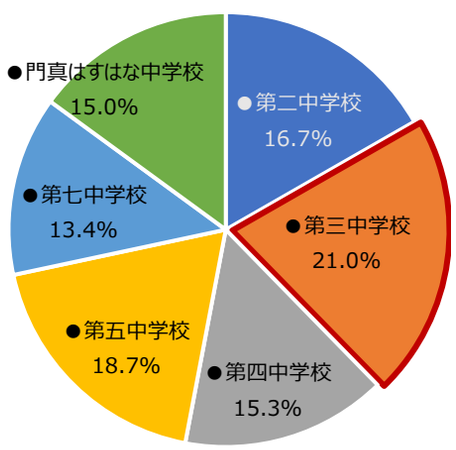

**【質問 1】** あなたは環境問題について関心がありますか。(あてはまるもの1つ)

・「関心がある」、「少し関心がある」と答えた回答者は全体の 67.2%であり、環境問題への高い関心がうかがえた。

(n=1,171)

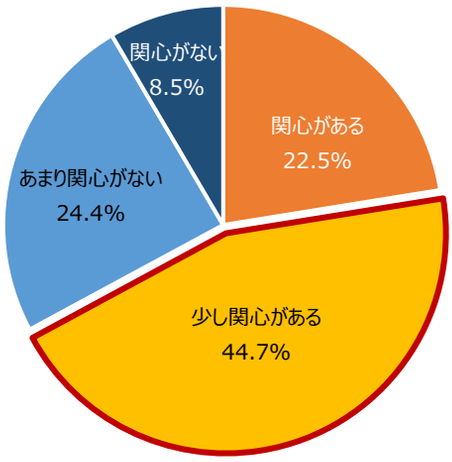


【参考】学校種別の集計

・「関心がある」、「少し関心がある」の合計回答率は中学生よりも小学生のほうが 12%高い結果となった。

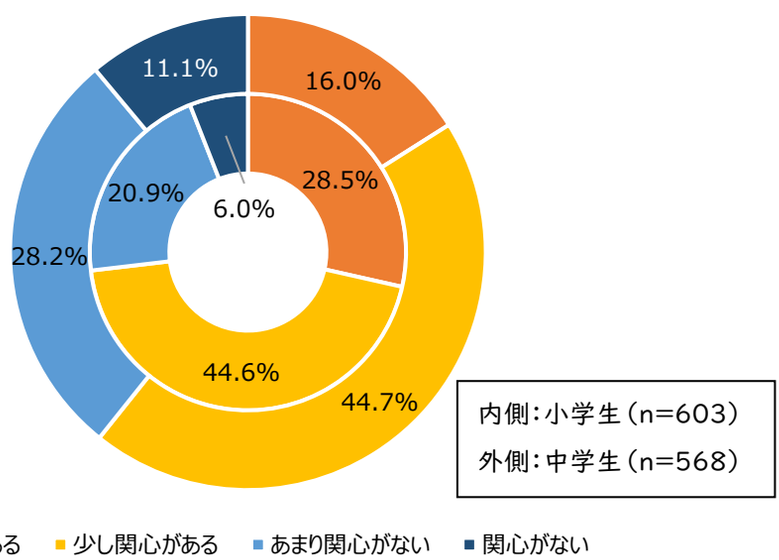

**【質問2】** あなたは地球温暖化問題について知っていますか。(あてはまるもの 1 つ)

・「よく知っている」、「ある程度知っている」と答えた回答者は全体の 79.7%であった。

(n=1,171)

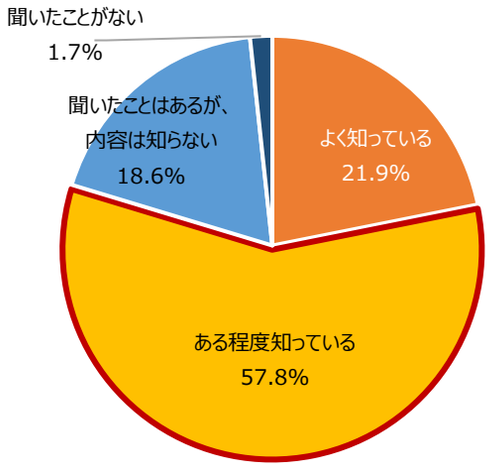


【参考】学校種別の集計

・「よく知っている」、「ある程度知っている」の合計回答率は小学生よりも中学生のほうが 16%高い結果となった。

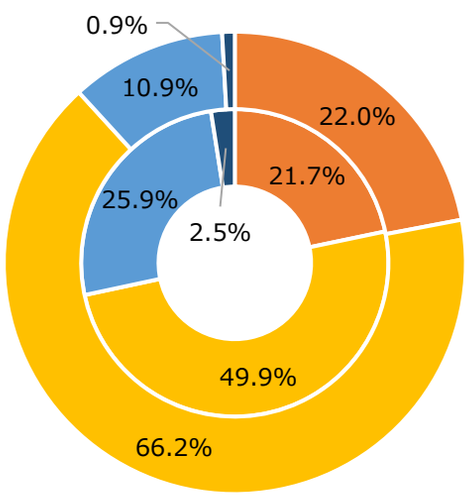


内側:小学生(n=603)
外側:中学生(n=568)

■よく知っている ■ある程度知っている ■聞いたことはあるが、内容は知らない ■聞いたことがない

**【質問3】** 地球温暖化によっておこる問題で、あなたが不安だと思うことは何ですか。
(あてはまるもの3つまで)

・不安だと思うことについて、「きびしい暑さによって熱中症が増える」の回答が 63.9%と最も多く、次いで「お米、くだもの、野菜などの農作物が育たなくなる」、「大雨や台風が増えて、川の氾濫、土砂くずれなどの災害が増える」の順に回答が多かった。

(n=1,171)

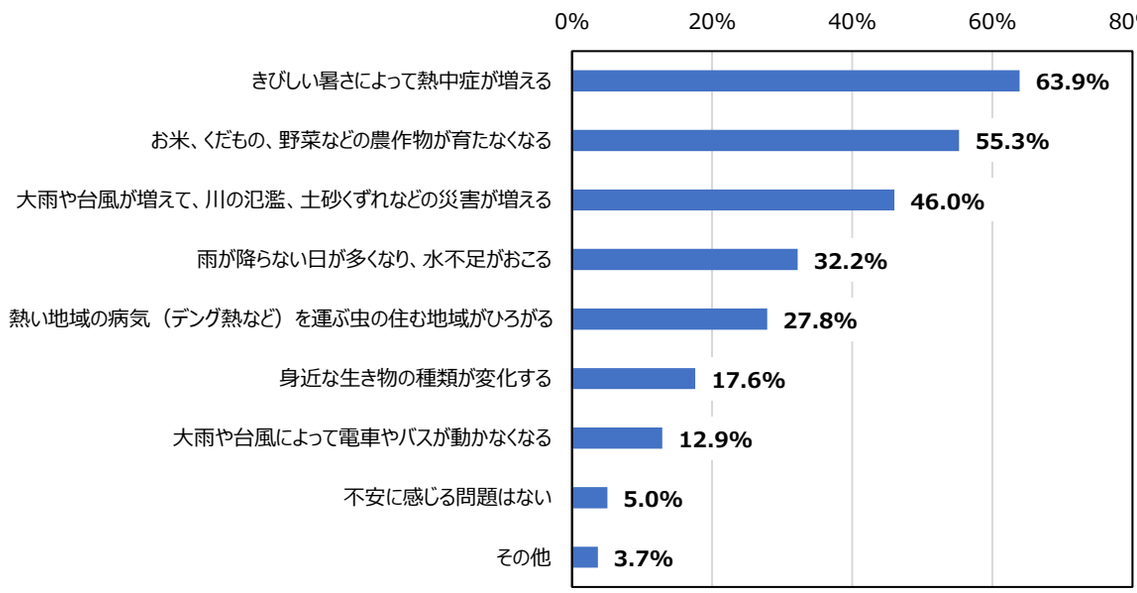


【参考】学校種別の集計

・中学生よりも小学生の回答が上回った項目は、「雨が降らない日が多くなり、水不足がおこる」、「大雨や台風によって電車やバスが動かなくなる」、「大雨や台風が増えて、川の氾濫、土砂くずれなどの災害が増える」であった。
・小学生よりも中学生の回答が上回った項目は、「身近な生き物の種類が変化する」、「きびしい暑さによって熱中症が増える」であった。

小学生（n=603）、中学生（n=568）

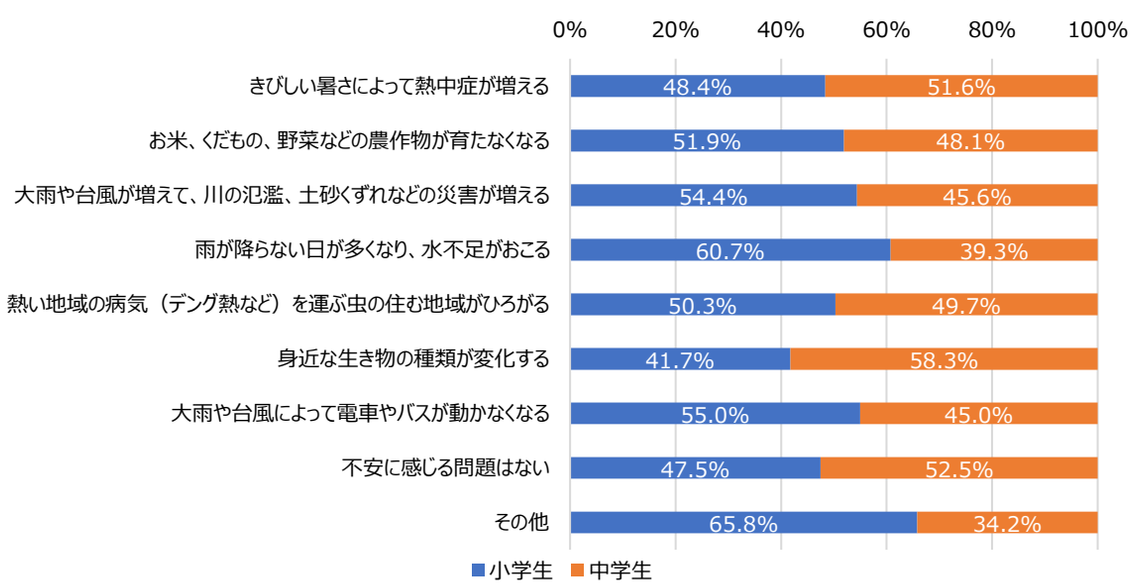

**【質問4】** 環境を守るためにあなたは次の取組を行っていますか。（あてはまるもの １ つ）

・取り組んでいると回答した取組では、「歯をみがく時など、水を出しっぱなしにしない」の回答が最も多く、次いで「使わない部屋の電気のスイッチを切る」、「冷蔵庫をあけっぱなしにしない」の順に回答が多かった。
・取り組んでいないと回答した取組では、「環境問題について、友達や家族と話し合う」の回答が最も多く、次いで「家族で出かけるときは、電車やバスを使うようにする」、「冷房や暖房の温度をひかえめにする（室温は冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）」の順に回答が多かった。
・各取組において「取り組んでいる」の回答が多く、小中学生の環境への意識は高い傾向にある。

（n=1,171）

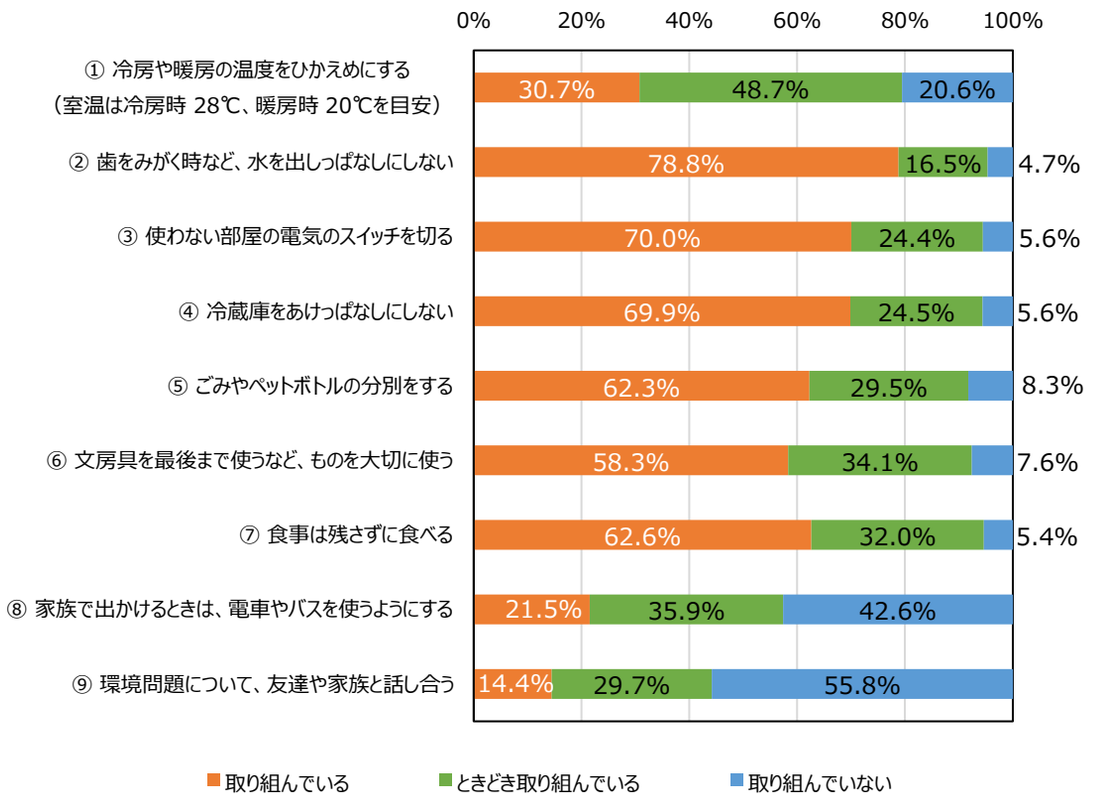

**【質問5】** 環境について、どのようなことを学びたいですか。(あてはまるもの3つまで)

・学びたいことについて、「地球温暖化について」の回答が最も多く、次いで「いきものについて」、「水や空気について」の順に回答が多かった。

(n=1,171)

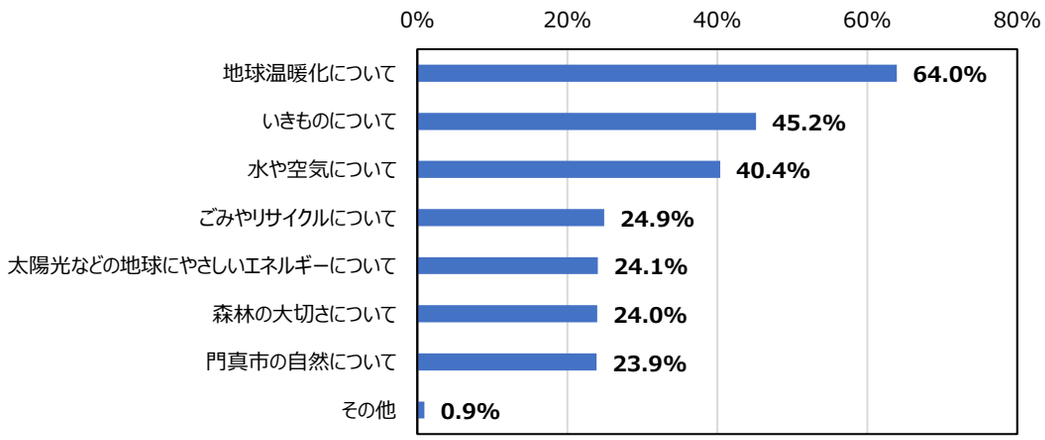


<その他の意見>(7件)

・SDGs について(2件)
・門真市の取り組み。
・何も学びたくないです。
・災害が起こる理由。
・環境が変わることにより、今までの生活、生物が現在進行系で変わっていっていること。
・災害、地震、戦争、津波

【参考】学校種別の集計

・中学生よりも小学生の回答が上回った項目は、「森林の大切さについて」、「門真市の自然について」、「太陽光などの地球にやさしいエネルギーについて」であった。
・小学生よりも中学生の回答が上回った項目は、「水や空気について」、「いきものについて」であった。

小学生(n=603)、中学生(n=568)

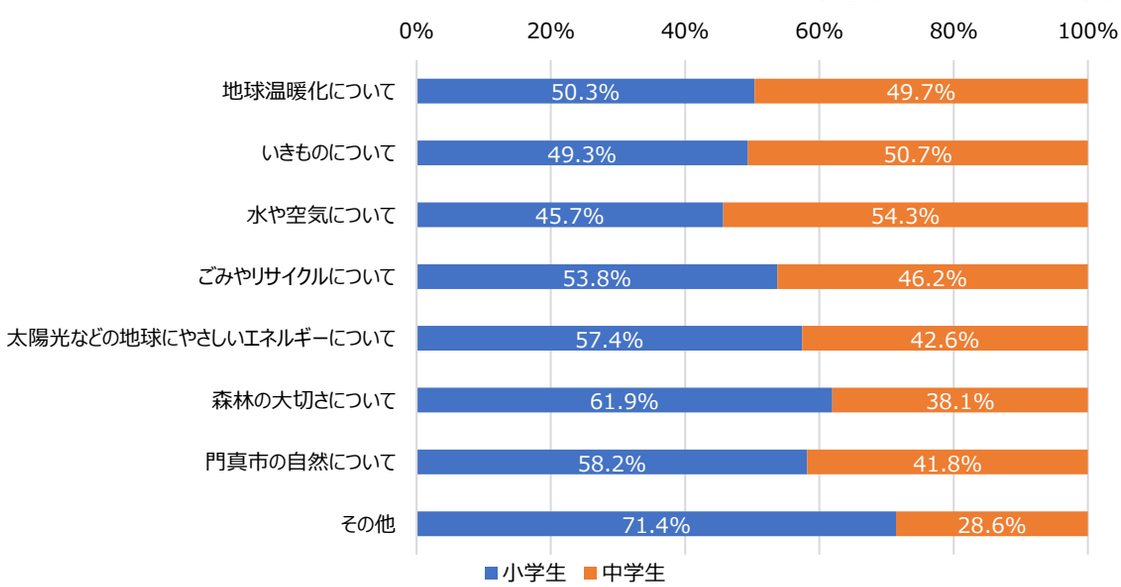

**【質問6】** あなたが参加してみたいと思う環境を守る活動は何ですか。(あてはまるもの3つまで)

・参加してみたい活動について、「田畑や林・森・山を守る活動」の回答が最も多く、次いで「道路や公園などの清掃（せいそう）をすること」、「新聞やアルミ缶などの資源回収」の順に回答が多かった。

（n=1,171）

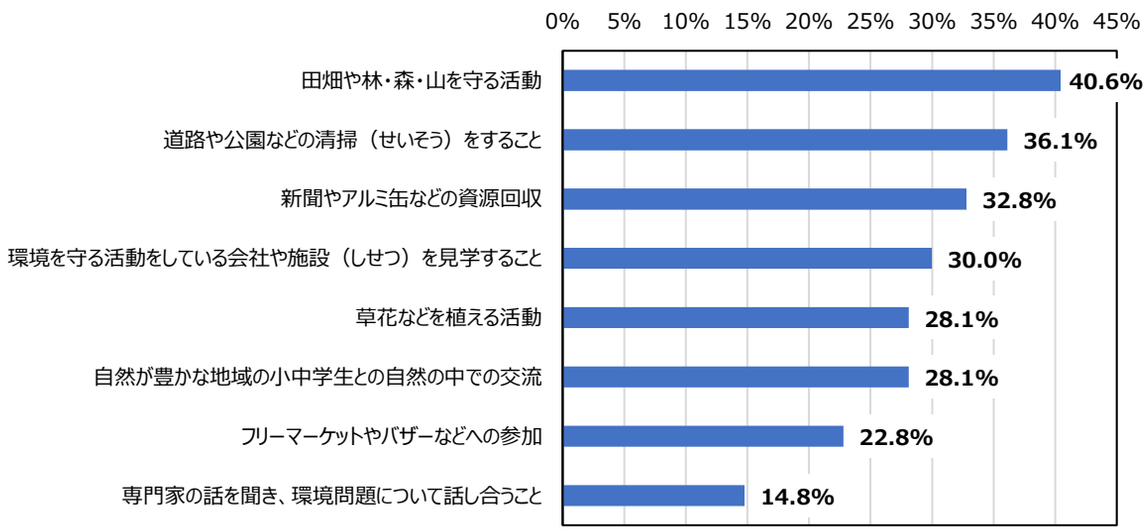


【参考】学校種別の集計

・中学生よりも小学生の回答が上回った項目は、「環境を守る活動をしている会社や施設（しせつ）を見学すること」、「道路や公園などの清掃（せいそう）をすること」、「自然が豊かな地域の小中学生との自然の中での交流」であった。
・小学生よりも中学生の回答が上回った項目は、「草花などを植える活動」、「専門家の話を聞き、環境問題について話し合うこと」であった。

小学生（n=603）、中学生（n=568）

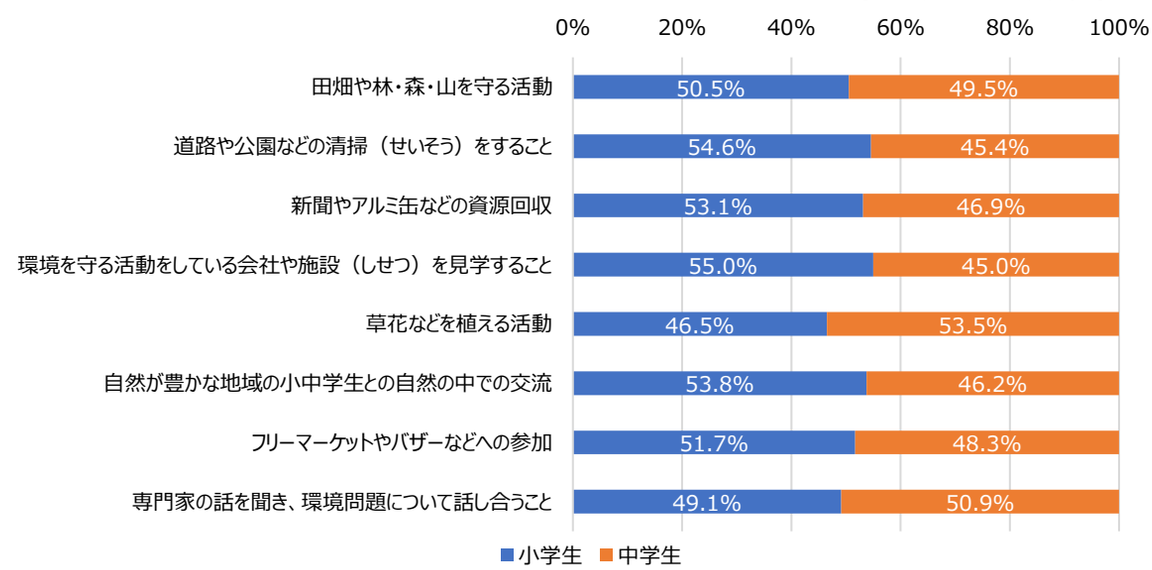

**【質問7】**あなたは門真市がどのようなまちになってほしいですか。(あてはまるもの１つ)

・「ごみが落ちていないきれいなまち」の回答が最も多く、次いで「災害がなく安心してくらせるまち」、「みどりが豊かなまち」の順に回答が多かった。

(n=1,171)

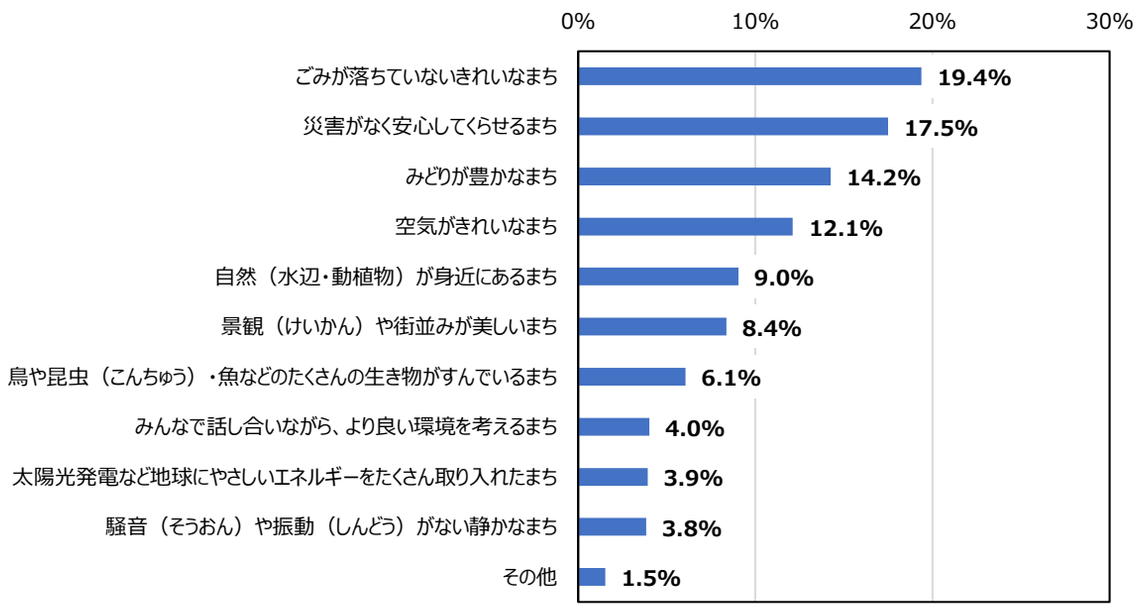


<その他の意見>(18 件)

・生き物がいなくなることがなく生き物がたくさんいる。
・ごみはない、騒音はない。
・涼しい。
・質問7の全部がそろっている。(4件)
・治安が良くなってほしい。
・環境に配慮できて助け合える街。
・都会。(2 件)
・運動が盛ん。
・最高の街。
・心の優しい人がいっぱいで治安のいい街。
・公園を増やしてほしい。
・色々の人が助け合える、支えられるまち。
・自然が街いっぱいに広がっていて、自然と身近的に触れ合うことができる豊かなあまり人工的なものに頼らず自分たちで行動を起こすことのできる街になってほしいな～っと思っています!!

【参考】学校種別の集計

・中学生よりも小学生の回答が上回った項目は、「太陽光発電など地球にやさしいエネルギーをたくさん取り入れたまち」、「みんなで話し合いながら、より良い環境を考えるまち」、「災害がなく安心してくらせるまち」であった。
・小学生よりも中学生の回答が上回った項目は、「騒音（そうおん）や振動（しんどう）がない静かなまち」、「景観（けいかん）や街並みが美しいまち」、「空気がきれいなまち」であった。

小学生（n=603）、中学生（n=568）

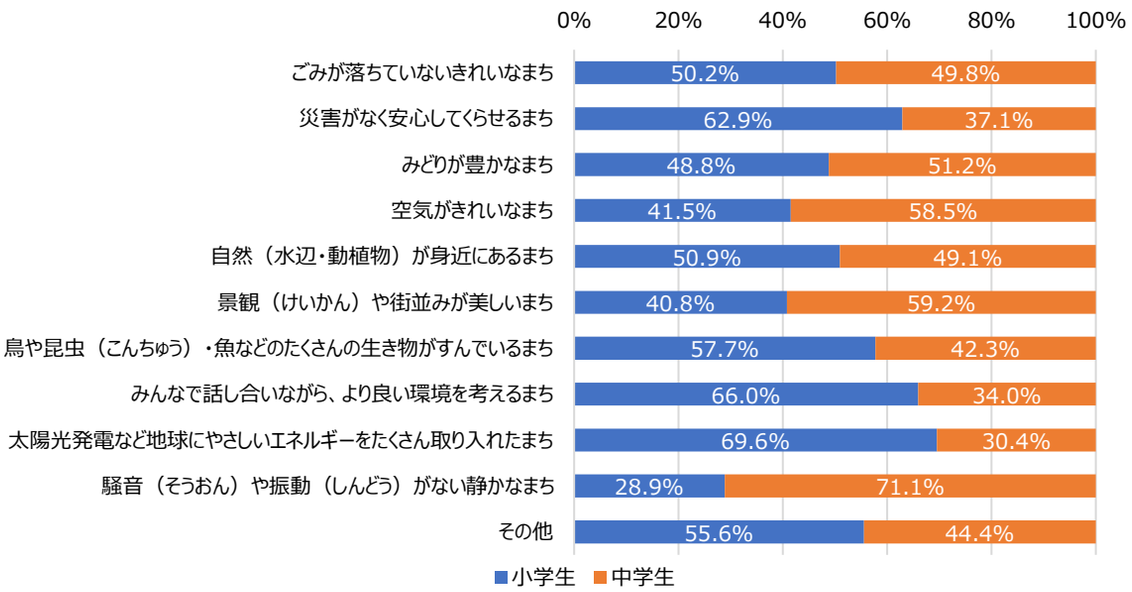

**【環境について、意見がありましたら自由に書いてください】**（自由記述）

（n=194）

| ごみに関する記述 |
|---|
| ごみ（ポイ捨て等）をなくすだけでも、かなり良くなると思う。 |
| ゴミがない国。 |
| ゴミが事あるごとに落ちている、治安が悪い。 |
| ゴミが多い。（3 件） |
| ゴミが道に落ちている。（3 件） |
| ゴミとかをなくして緑がきれいな府にしたいです！！ |
| ゴミなどのポイ捨てを無くしたい。（2 件） |
| ごみの分別をもっと厳しく。 |
| ごみの分別をもっと身近にするための教育をするべき。 |
| ゴミをきれいにする。 |
| ゴミを減らすようにする。（2 件） |
| ゴミを分別すると決めた。 |
| ゴミ廃棄をなくすべき。 |
| ゴミ箱からゴミがあふれていることが多いからゴミを回収する頻度を増やして欲しい。 |
| ポイ捨てが多い。（5 件） |
| ポイ捨てをやめてほしい。（４件） |
| ポイ捨てしない。（４件） |
| ポイ捨てしたら罰金。 |
| ポイ捨ては、門真市の景観を悪くしたり、海にいる生き物にも影響が出るので本当にやめてほしいです。 |
| よくポイ捨てを見かけるからポスターもしくは、呼びかけをする。 |
| みんなが環境を崩さないためにゴミは自分で捨てたり、ゴミを減らす取り組みをして街をきれいにしたいと思いました。 |
| 海にゴミを捨てない。 |
| 昔と違ってゴミが増えてきている。 |
| 道路にゴミを捨てるのはやめてほしい。 |
| 落ちているゴミを少なくしてほしい。 |

| 環境に関する記述 |
|---|
| co2 が 1 日に何リットル出ているか知りたいです。 |
| Co2 を出さないようにする。 |
| いつか、二酸化炭素から、酸素を取り出すようなものを、生物に頼らず、人工的に大量の酸素を取り出せるようにしたいなと思いました。 |
| ちゃんとリサイクルなどをするだけで環境がよくなるのか？ |
| できるだけ、車から出るガスなどの環境を破壊するものを出さないようにする。 |
| できるだけリサイクルをする。 |
| とにかく温暖化が改善してほしい。 |
| 温暖化まじいや。 |
| 我觉得大家都要保护环境（訳：誰もが環境を守るべきだと思う） |
| 環境がよくなるように頑張るぞー　ｵｰ |
| 環境が良くなるには色々工夫をしないと行けないのがある。 |
| 環境について取り組んでいる人と取り組んでいない人との差をなくしたい。 |
| 環境にやさしいエネルギーをふやして豊かな環境を守りたい。 |
| 環境はみんなで守るものだと思う。 |
| 環境は悪くなっていくだけじゃなくていい方向によく変わっていてほしいです。 |
| 環境は大事だともっとわかった。 |

| |
|---|
| 環境を守るためにリサイクルや、ゴミの分別を増やしたらいいと思います。 |
| 環境云々以前に人の意識から変えてゆきたい。 |
| 環境大事！ |
| 環境破壊ダメゼッタイ。 |
| 環境破壊は良くないと思います。 |
| 環境破壊をしたりポイ捨てをするのは、だめ。 |
| 環境破壊絶対ダメです。 |
| 環境問題の取り組みをもっと増やしたらいいと思う。 |
| 今、環境で色々な問題があるけれど、私達が海に物を捨てたり、道にゴミを捨てたり、意識すればきれいな町になれるんじゃないかと思う。 |
| 今の環境をもっと良くしたい。 |
| 最近の地球温暖化で夏が暑くなるのでＣＯ2 を減らしてほしいと思っています。 |
| 地球を救う。 |
| 地球温暖化ができたらなくなってほしい。 |
| 地球温暖化で生き物たちの暮らしや地球の環境が悪化するからできるだけ守っていきたい。 |
| 地球温暖化は少しの食べれる食べ物や、年間のゴミを燃やすなどの事を減らせれないかな～？と思う。 |
| 地球温暖化への取り組み、日本が 15 位以内いたらいいなと思います。 |
| 地球温暖化をなくしたい。 |

| 自然・動物に関する記述 |
|---|
| きれいな水が流れているところを見たいです。 |
| これ以上、木をからないでほしいです。木は酸素を生み出してくれているので切ってほしくないです。他にも、ポイ捨てが多いので、自分たちもするけど、大人の人もポイ捨てをしたりせずに、している人がいたら注意してほしいです。食品ロスを減らすために、買い物に行くときは、必要なものだけを買うようにしてほしいです。 |
| ぜんぶいらない建物とかを壊して緑を増やす。 |
| まじで暑いです。 |
| もとはどうぶつのばしょだから。 |
| 空気が汚いなと思います。 |
| 最近虫を見なくなった。 |
| 私は、海の生物が好きなので、海の環境を守りたいです。 |
| 自然と共同生活をしたい。 |
| 自然に囲まれたいです。 |
| 自然の森林とか空気のこととかは森林伐採などになったらいけないし、空気はきれいでいてほしい。 |
| 自然公園 |
| 人間が環境崩壊しているけど緑が少ない。 |
| 生き物を守りたい。 |
| 動物について考えてほしい。 |
| 動物を大事にしてください。 |
| 氷山の氷が溶けてきていること。 |
| 木が少ないから、もっと木を植えてほしい。 |
| 緑が少ない。木とか植えたらいい。 |

| 地域に関する記述 |
|---|
| きれいなかどまにしたい。 |
| そこらへんにタバコの吸殻が落ちているから無くしてほしいし環境のかはわからないけどまち全体的に街灯が少ないから自転車とかのってあるいてるひとがわかりにくいから街灯を増やしてほしい（学校の周りとか）。 |
| みんなが街をきれいにしたらいいと思いました。 |

| |
|---|
| もっと自然で遊べる場所がほしい。 |
| もっと静かな街がいい。 |
| 家の周辺や学校の登下校の道で煙草の吸殻やガムなどのポイ捨てや犬の糞などが道に落ちていることがよくあって汚いし、夜にバイクや車が爆音で走る騒音などがよくあるのでみんなが環境を良くしようとする気持ちが必要だと思います。 |
| 街をきれいにする。 |
| 現在の日本の状況と門真市の状況を知りたい。 |
| 個々の家庭で取り組んで少しずつ減らしていくことが大切だと思います。なので例えば門真新聞や学校など門真市民が見るところに今週・今月の環境対策を書いたりするときちんと取り組み環境問題をより身近に感じられると思いました。 |
| 古川や家の近くにゴミが落ちていることが多いのでゴミ拾いがしたいです。自分だけでしようとすると勇気がなく小さな公園ぐらいしかゴミ拾いができません。 |
| 今すぐいい街にしてほしいと思う。 |
| 時々うんちを見ることがある。（２件） |
| 治安が悪い。 |
| 星がよく見える市がいい。 |
| 川が汚いのできれいにしてほしい。公園を増やしてほしい。もっと緑豊かな自然のある町にしてほしい。 |
| 総合体育館前の駐輪場にヤンキーがたむろしてとてもゴミが落ちています。どうにかした方が良いのではないでしょうか？ |
| 騒音が、多いと思うからもう少し騒音を減らしてほしい。 |
| 地域でここの地域はどうするのかとかを考えたほうが安心で安全に暮らせると思う。 |
| 地域の人たち(自治会)でのゴミ拾いを増やしたらいいと思う。 |
| 門真市のリサイクルセンターは、火力がとても強くて、プラスチックを燃やしても有害物質がでないって先生が言ってたけど、そのせいで温室効果ガスや、二酸化炭素が増えないか心配です。 |
| 門真市の住宅が連なっているから火事が起こりやすい。 |
| 門真市をゴミがないようにするには、ポイ捨てをしなかったり、リサイクルをしたらいいと思った。 |
| 門真市をもっときれいにしたい。（２件） |
| 門真市全体をピカピカにしてほしい。 |
| 夜、外がさわがしい。 |

| その他 |
|---|
| SDGs |
| いいと思う。 |
| きれいにしよう。 |
| これからも頑張ります。 |
| しません。 |
| みんながいつも気持ちよく生活できるような地球にする。 |
| みんなが楽しくできるようにしたい。 |
| みんなでより良くしていきたいです。 |
| みんなで頑張る。 |
| よかった。 |
| 悪すぎる。 |
| 頑張る。 |
| 災害がなくなったらいいな。 |
| 使えるものをリサイクルする・太陽光・エコ。 |
| 私は SDG s のことに取り組みたいなと思います。 |
| 私達、人類のせいで自ら自分たちが住む場所を過酷な環境にしているので、一人ひとりの意識が大切だと思います。 |

| |
|---|
| 自分だけ取り組んでても意味がないから周りの人もやってもらうように声を掛ける。 |
| 自分たちがどのような取り組みができるか話し合う。 |
| 自分たちのためにも他の生き物のためにもゴミを減らすべきだと思う。 |
| 自分にできることをする。 |
| 身近な生き物がいなくなったり、絶滅危惧種になるのは嫌だなと思いました。 |
| 人間がいなくなれば環境問題はなくなる。 |
| 大体の環境問題は人間がすべて悪い。そもそも人間の利益だけのためだけに環境を破壊している。動物は自分の同族が生存することだけ考えているので、人間も本能的に行動してしまうから、ちょっとの意識では何も変わらないと思う。世界的なルールにして、環境破壊を取り締まるぐらいしたら多少はマシになるだろうけど、地球の変化を人間が抑制するなんて無理。もう運命なんだろう。恐竜などが絶滅したように人間にも終わりがいつか来るだろう。今あがいたところでどうしようもできない。人間は地球の変化に対応できずに、このまま絶滅していく道をたどるのだろう。だから、環境問題への対策は、少しの悪あがきにすぎないのだろう・・・ |
| 南海トラフ巨大地震が怖い。 |
| 二酸化炭素が今たくさん増えているので、それを吸収できる装置を取り入れる。 |
| 特になし。（49 件） |

## 6 門真市環境基本計画等庁内検討委員会

### (1)門真市環境基本計画等庁内検討委員会設置要綱

(設置)
第1条 門真市環境基本条例(平成 25 年門真市条例第 28 号)第8条の規定に基づく門真市環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第4項の規定に基づく門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「環境基本計画等」という。)の策定等に当たり、必要な事項を検討するため、門真市環境基本計画等庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 環境基本計画等の策定等に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
(組織)
第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
2 委員長は環境政策課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。
3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

| |
|---|
| 産業振興課長、健康増進課長、こども政策課長、都市政策課長、道路公園課長、<br>教育委員会事務局教育企画課長 |

(職務)
第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席等)
第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。
(報告)
第7条 委員長は、会議の検討内容又はその結果について、必要に応じて市長に報告するものとする。
(庶務)
第8条 委員会の庶務は、環境水道部環境政策課において行う。
(委任)
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。
附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和6年1月 26 日から施行する。
(門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱の廃止)
2 門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱(平成 25 年 10 月1日施行)は、廃止する。

### （2）委員名簿

令和7年●月●日時点

| 職名 | 氏名 | 所属・役職 |
|---|---|---|
| 委員長 | 森井 康喜 | 環境政策課長 |
| 副委員長 | 舩木 慎二 | 企画課長 |
| 委員 | 柏原 佳太 | 産業振興課長 |
| 委員 | 笹井 麻里子 | 健康増進課長 |
| 委員 | 美馬 忠法 | こども政策課長 |
| 委員 | 白川 陽子 | 都市政策課長 |
| 委員 | 橋本 卓巳 | 道路公園課長 |
| 委員 | 渡辺 廣大 | 教育委員会事務局教育企画課長 |

### （3）庁内検討委員会の開催状況

| 開催日 | 審議内容 |
|---|---|
| 令和６年２月２日（金） | 1 環境基本計画の改定について<br>（1）環境基本計画改定に係る基本的事項とこれまでの取組について<br>（2）市民・事業者・学生向けアンケート調査の実施について<br>（3）今後のスケジュールについて |
| 令和６年７月29日（月） | 1 環境基本計画の改定について<br>（1）令和5年度第1回環境審議会における検討内容と意見等の整理<br>（2）市民・事業者・学生向けアンケート調査報告について<br>（3）環境基本計画改定の骨子(案)について<br>2 今後のスケジュールについて |
| 令和６年11月19日（火） | 1 環境基本計画の改定について<br>（1）令和6年度第1回環境審議会における検討内容と意見等の整理<br>（2）環境基本計画改定（案）について<br>2 今後のスケジュールについて |
| 令和７年●月●日（●） | |

## 7 パブリックコメントの実施結果

| | |
|---|---|
| 実施期間 | 令和６年12月●日(●)～●月●日（●） |
| 周知方法 | 門真市のホームページ、SNS |
| 閲覧場所 | 門真市のホームページ、環境政策課窓口 |
| 結果 | 提出人数●人、提出件数●件 |

## 8 二酸化炭素排出量の算定方法

別冊に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

### (1)現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

**自治体排出量カルテによる部門別算定方法**

| 部門 | 推計方法 |
|---|---|
| 産業部門<br>(製造業) | 製造業から排出される $CO_2$ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$ 排出量＝都道府県の製造業炭素排出量／都道府県の製造品出荷額等×市区町村の製造品出荷額等×44／12 |
| 産業部門<br>(建設業・鉱業) | 建設業・鉱業から排出される $CO_2$ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$ 排出量＝都道府県の建設業・鉱業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12 |
| 産業部門<br>(農林水産業) | 農林水産業から排出される $CO_2$ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$ 排出量＝都道府県の農林水産業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12 |
| 業務その他部門 | 業務その他部門から排出される $CO_2$ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$ 排出量＝都道府県の業務その他部門炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12 |
| 家庭部門 | 家庭部門から排出される $CO_2$ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$ 排出量＝都道府県の家庭部門炭素排出量／都道府県の世帯数×市区町村の世帯数×44／12 |
| 運輸部門<br>(自動車) | 運輸部門(自動車)から排出される $CO_2$ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$ 排出量＝全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44／12 |

| | |
|---|---|
| 一般廃棄物 | 一般廃棄物から排出される $CO_2$は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計<br>環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（令和 4 年 1 月）に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77（t-$CO_2$/t）」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29（t-$CO_2$/t）」を乗じて推計<br><推計式><br>市区町村の $CO_2$排出量＝焼却処理量×（1－水分率）×プラスチック類比率×2.77＋焼却処理量×全国平均合成繊維比率（0.028）×2.29 |

## （2）二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。（BAU 排出量＝現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量）

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

**部門別の活動量の推計方法**

| 部門 | | 推計方法 |
|---|---|---|
| 産業部門 | 製造業 | 製造品出荷額について、平成 24（2012）年度から令和3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の製造出荷額を予測 |
| | 建設業・鉱業 | 従業者数について、平成 21（2009）年度から令和6（2024）年度※の 16 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の従業者数を予測 |
| | 農林水産業 | 従業者数について、平成 21（2009）年度から令和6（2024）年度※の 16 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の従業者数を予測 |
| 家庭部門 | | 世帯数について、平成 24（2012）年度から令和3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の世帯数を予測 |
| 業務その他部門 | | 従業者数について、平成 21（2009）年度から令和6（2024）年度※の 16 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の従業者数を予測 |
| 運輸部門 | 自動車 | 自動車保有台数について、平成 24（2012）年度から令和3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の自動車保有台数を予測 |
| 廃棄物 | | 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成 24（2012）年度から令和3（2021）年度の 10 年間のデータを基に、令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の二酸化炭素排出量を予測 |

※国勢調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6（2024）年度までは令和2（2020）年度と同数値で推移すると仮定。

## 9 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

令和 12（2030）年度の再生可能エネルギーの導入目標については、太陽光発電システムの土地への導入を別冊におけるポテンシャルの 10%見込み、太陽光発電システム、太陽熱システムの建物屋根への導入を今後建築される新築建物の 50%、新耐震基準を満たす既存建築物の 25%と仮定しました。

さらに、再生可能エネルギー由来電力が市内約7%の世帯に導入されると仮定し、合算数値を目標値としました。

令和 32（2050）年度の再生可能エネルギーの導入目標については、太陽光発電システムの土地への導入を別冊におけるポテンシャルの 50%見込み、太陽光発電システム、太陽熱システムの建物屋根への導入を令和 12（2030）年度以降建築が見込まれる新築建物の 100%、新耐震基準を満たす既存建築物の 50%と仮定しました。

さらに、令和 32（2050）年度は導入コストの低下を想定し、石油製品の使用と冷暖房機器（電気）の使用を地中熱の導入により賄い、再生可能エネルギー資源を豊富にもつ他地域との連携等、あらゆる手段を講じてカーボンニュートラルを目指すこととして目標値を設定しました。

**再生可能エネルギー導入目標の内訳**

| 種別 | 2030 年度 | | 2050 年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 導入目標（MWh/年） | ポテンシャル比 | 導入目標（MWh/年） | ポテンシャル比 |
| 太陽光 | 28,686 | 9.2% | 61,475 | 19.6% |
| 他地域からの導入（再エネ電力調達等） | 17,934 | — | 1,146,233 | — |
| 太陽熱（電力換算） | 6,930 | 3.4% | 22,888 | 11.1% |
| 地中熱（電力換算） | — | — | 46,289 | 3.4% |
| 合計 | 53,550 | — | 1,276,885 | — |

※導入目標は現状導入されている再生可能エネルギーを含む。

# 10 気候変動の将来予測

## （1）将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や府の気候変動適応計画を基に、気候変動が 21 世紀末（2100 年頃）に本市へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

### ア 水環境・水資源

| 項目 | 予測される影響 |
|---|---|
| 水環境 | ・降水量増大による浮遊砂量の増加・土砂流出量の増加<br>・水温上昇による微生物の有機物分解反応等促進のため、DO消費の増加<br>・藻類の増加による異臭味の増加等のおそれ |

### イ 自然災害・沿岸域

| 項目 | 予測される影響 |
|---|---|
| 河川 | ・施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨、高潮等の自然現象）による水害の増加が懸念<br>・発生頻度は低いが施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な水害の発生が懸念 |
| その他 | ・気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶことが懸念 |

### ウ 健康

| 項目 | 予測される影響 |
|---|---|
| 暑熱 | （死亡リスク等）<br>・夏季の熱波の頻度が増加し、死亡率や罹患率に関係する熱ストレスの発生が増加する可能性<br>・日本における熱ストレスによる死亡リスクは今世紀中頃（2050 年代）には 1981～2000 年に比べ、約 1.8～約 2.2 倍、今世紀末（2090 年代）には約 2.1～約 3.7 倍に達する<br><br>（熱中症等）<br>・2045 年と 2098 年における府域の熱中症発生率を、将来の気候予測データから予測（※）<br>⇒2041-2050 年平均：1,160 名（人口 100 万人あたり）、2091-2100 年平均：2,331 名（人口 100 万人あたり）<br>（参考）2018 年： 881 名（人口 100 万人あたり）<br>※（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所調査結果（令和 2 年度） |
| 感染症 | （動物由来感染症）<br>・気候変動の進行に伴う、家畜の伝染性疾病の流行地域や流行期間の変化<br>・感染症を媒介する蚊の分布域の変化がデング熱等の感染症のリスクを増加させる可能性 |

### エ 国民生活・都市生活

| 項目 | 予測される影響 |
|---|---|
| 都市インフラ・ライフライン等 | ・気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶことが懸念 |
| その他 | ・ヒートアイランド現象に気候変動による気温上昇が重なることで、より大幅に気温が上昇することが懸念 |

## （2）門真市における気候変動影響評価

国、大阪府の情報を基に、本市における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、市への影響度が「A」の項目を中心に適応策を講じることとしました。

なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・市への影響度

A(高)　：　国の影響評価で重大性が●、緊急性・確信度が●かつ、府の評価において既に現れているまたは将来予測される影響

B(中)　：　国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるものの、府の評価で影響が確認されているもの

C(低)　：　府の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本市に当該地域特性がなく、影響が低いと考えられるもの

| 分野・項目 | | | 国の評価 | | | 大阪府の評価 | | 市への影響度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分野 | 大項目 | 小項目 | 重大性 | 緊急性 | 確信度 | 現在の影響 | 将来予測される影響 | |
| 農業・林業・水産業 | 農業 | 水稲 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | | 野菜等 | ◆ | ● | ▲ | ○ | ○ | B |
| | | 果樹 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | | 麦、大豆、飼料作物等 | ● | ▲ | ▲ | | | C |
| | | 畜産 | ● | ● | ▲ | ○ | ○ | B |
| | | 病害虫・雑草等 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | | 農業生産基盤 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | | 食料需給 | ◆ | ▲ | ● | | | C |
| | 林業 | 木材生産(人工林等) | ● | ● | ▲ | | | C |
| | | 特用林産物(きのこ類等) | ● | ● | ▲ | | | C |
| | 水産業 | 回遊性魚介類(魚類等の生態) | ● | ● | ▲ | ○ | ○ | C |
| | | 増養殖業 | ● | ● | ▲ | ○ | ○ | C |
| | | 沿岸域・内水面漁場環境等 | ● | ● | ▲ | ○ | ○ | C |
| 水環境・水資源 | 水環境 | 湖沼・ダム湖 | ● | ▲ | ▲ | | | C |
| | | 河川 | ◆ | ▲ | ■ | ○ | ○ | B |
| | | 沿岸域及び閉鎖性海域 | ◆ | ▲ | ▲ | ○ | ○ | C |
| | 水資源 | 水供給(地表水) | ● | ● | ● | | | C |
| | | 水供給(地下水) | ● | ▲ | ▲ | | | C |
| | | 水需要 | ◆ | ▲ | ▲ | | | C |
| 自然生態系 | 陸域生態系 | 高山・亜高山帯 | ● | ● | ▲ | | | C |
| | | 自然林・二次林 | ● | ● | ● | | | C |
| | | 里地・里山生態系 | ◆ | ● | ■ | | | C |
| | | 人工林 | ● | ● | ▲ | | | C |
| | | 野生鳥獣の影響 | ● | ● | ■ | ○ | | B |
| | | 物質収支 | ● | ▲ | ▲ | | | C |
| | 淡水生態系 | 湖沼 | ● | ▲ | ■ | | | C |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 河川 | ● | ▲ | ■ | | | C |
| | | 湿原 | ● | ▲ | ■ | | | C |
| | 沿岸生態系 | 亜熱帯 | ● | ● | ● | | | C |
| | | 温帯・亜寒帯 | ● | ● | ▲ | | | C |
| | 海洋生態系 | 海洋生態系 | ● | ▲ | ■ | | | C |
| | その他 | 生物季節 | ◆ | ● | ● | | | C |
| | | 分布・個体群の変動 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | 生態系サービス | 流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等 | ● | ▲ | ■ | | | C |
| | | 沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等 | ● | ● | ▲ | | | C |
| | | サンゴ礁による Eco-DRR 機能等 | ● | ● | ● | | | C |
| | | 自然生態系と関連するレクリエーション機能等 | ● | ▲ | ■ | | | C |
| 自然災害・沿岸域 | 河川 | 洪水 | ● | ● | ● | ○ | ○ | A |
| | | 内水 | ● | ● | ● | ○ | ○ | A |
| | 沿岸 | 海面水位の上昇 | ● | ▲ | ● | | ○ | C |
| | | 高潮・高波 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | | 海岸侵食 | ● | ▲ | ● | | | C |
| | 山地 | 土石流・地すべり等 | ● | ● | ● | ○ | ○ | C |
| | その他 | 強風等 | ● | ● | ▲ | | ○ | B |
| 健康 | 冬季の温暖化 | 冬季死亡率等 | ◆ | ▲ | ▲ | | | C |
| | 暑熱 | 死亡リスク等 | ● | ● | ● | ○ | ○ | A |
| | | 熱中症等 | ● | ● | ● | ○ | ○ | A |
| | 感染症 | 水系・食品媒介性感染症 | ◆ | ▲ | ▲ | | | C |
| | | 節足動物媒介感染症 | ● | ● | ▲ | ○ | ○ | B |
| | | その他の感染症 | ◆ | ■ | ■ | | ○ | B |
| | その他 | 温暖化と大気汚染の複合影響 | ◆ | ▲ | ▲ | | | C |
| | | 脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等) | ● | ● | ▲ | | | C |
| | | その他の健康影響 | ◆ | ▲ | ▲ | | | C |
| 産業・経済活動 | 製造業 | — | ◆ | ■ | ■ | | | C |
| | 食品製造業 | — | ● | ▲ | ▲ | | | C |
| | エネルギー | エネルギー需給 | ◆ | ■ | ▲ | | | C |
| | 商業 | — | ◆ | ■ | ■ | | | C |
| | 小売業 | — | ◆ | ▲ | ▲ | | | C |
| | 金融・保険 | — | ● | ▲ | ▲ | | | C |
| | 観光業 | レジャー | ◆ | ▲ | ● | | ○ | B |
| | 自然資源を活用したレジャー業 | — | ● | ▲ | ● | | | C |
| | 建設業 | — | ● | ● | ■ | | | C |
| | 医療 | — | ◆ | ▲ | ■ | | | C |
| | その他 | 海外影響 | ◆ | ■ | ▲ | | | C |
| 国民生活・都市生活 | 都市インフラ・ライフライン等 | 水道・交通等 | ● | ● | ● | | ○ | A |
| | 文化・歴史等を感じる暮らし | 生物季節・伝統行事、地場産業等 | ◆ | ● | ● | | | C |
| | その他 | 暑熱による生活への影響等 | ● | ● | ● | ○ | ○ | A |

# 11 用語集

## あ 行

**●一酸化二窒素（$N_2O$）**

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素（$CO_2$）やメタン（$CH_4$）といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の 298 倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

**●ウェルビーイング**

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。

**●営農型太陽光発電**

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。

**●エコドライブ**

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

**●エコロジカル・フットプリント**

人類が地球環境に与える負荷の大きさを示す指標のこと。地球の自然生態系を踏みつけた足跡（またはその大きさ）を意味し、人間が地球環境に及ぼす影響の大きさを知ることができる。

**●オゾン層**

地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在するオゾンの多い層で、太陽の有害な紫外線を吸収して地球上の生物を守る役割を果たしている。

**●温室効果ガス**

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（$CO_2$）、メタン（$CH_4$）、一酸化二窒素（$N_2O$）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（$SF_6$）、三フッ化窒素（$NF_3$）の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

## か 行

**●カーボンニュートラル**

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

**●活動量**

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う$CO_2$の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L 等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う$CO_2$の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

**●門真市違法屋外広告物追放登録員制度**

道路柵や標識、電柱などに違法に掲出されたはり紙、はり札、立看板、のぼり旗、簡易広告物を追放するため、地域住民に除却事務を委任し、まちの美観の向上を図るもの

**●環境配慮型商品**

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

**●環境ラベル**

商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。

**●グリーンカーテン**

アサガオ等のつる性の植物を利用して建物の窓や壁面に強い日差しが当たらないようにした天然のカーテンのこと。

**●コージェネレーション**

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。
現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

## さ 行

**●再生可能エネルギー**

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

**●サーキュラーエコノミー**

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

**●サーキュレーター**

強力な風を一直線に送ることができ、その名の通り、部屋の空気を循環させることを目的とした製品。

**●三フッ化窒素（$NF_3$）**

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素（$CO_2$）、メタン（$CH_4$）、クロロフルオロカーボン（CFC）等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、三フッ化窒素では約 17,200 倍。

**●シェアリング**

モノや空間等、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

**●次世代自動車**

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

**●自治体排出量カルテ**

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

**●修正特化係数**

地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1 以上であれば全国平均より高いことを意味する。

**●省エネ診断**

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

**●省エネルギー**

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

**●森林環境譲与税**

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

**●生物多様性**

地球上の生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生きものの多様さと生息環境の多様さを表す言葉。

**●ゼロカーボンシティ**

2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

## た 行

**●脱炭素経営**
気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

**●脱炭素社会**
実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

**●地中熱**
浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

**●地熱発電**
地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

**●中小水力発電**
水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW～30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

**●デコ活**
二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

**●デマンド型交通**
予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

**●電力排出係数**
電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

## な 行

**●難分解性**
環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。

**●ネイチャーポジティブ**
日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。

## は 行

**●パーフルオロカーボン（PFC）**
フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約 7,390 倍。

**●バイオマス**
生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

**●バイオマス発電**
木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のこと。

**●ハイドロフルオロカーボン（HFC）**
フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

**●ハザードマップ**
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

**●パリ協定**

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成 27（2015）年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成 28（2016）年 11 月4日に発効された。

**●ヒートアイランド現象**

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

**●ポテンシャル**

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因（土地用途、法令、施工等）を満たさないもの」を除いたもの。

## ま 行

**●メタン（$CH_4$）**

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、約 25 倍。

## ら 行

**●ライフライン**

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語（lifeline）の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道（上水道、下水道）等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送（交通）システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

**●レジリエンス**

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

**●六フッ化硫黄（$SF_6$）**

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、約 22,800 倍。

## 数字・アルファベット

**●4R+Renewable**

「Refuse（ごみ発生の回避）」、「Reduce（ごみの抑制）」、「Reuse（再利用の推進）」、「Recycle（再資源化の推進）」の4つの頭文字「R」と再生資源代替の推進（Renewable）を組み合わせたごみを減らすためのキーワード。

**●BAU（ビーエーユー、現状すう勢ケース）**

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

**●COP（コップ）**

「Conference of the Parties（締約国会議）」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

**●EMS（エネルギーマネジメントシステム）**

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

**●FIT（フィット）**

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

**●ICT（アイシーティー）**

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。

**●IPCC（アイピーシーシー）**

「Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織。

**●PDCA（ピーディーシーエー）サイクル**

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

**●PPA（ピーピーエー）**

「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の略称。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる仕組み。設備の所有は第三者（事業者又は別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。

**●REPOS（リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム）**

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として 2020 年に開設したポータルサイト。

**●SDGs（エスディージーズ）**

平成 27（2015）年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための 17 の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール（目標）が定められ、平成 29（2017）年３月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体が SDGs に取り組むためのガイドラインが策定されている。

**●ZEB（ゼブ）**

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

**●ZEH（ゼッチ）**

「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、１年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

# 門真市環境基本計画

編集・発行　門真市 環境水道部 環境政策課
〒571-8585
大阪府門真市中町1番1号
TEL 06−6902−6490
発　　行　令和7（2025）年 ●月

広報印刷物登録番号 No.○○○○